

## 令和7年第2回（3月）定例会一般質問議事録目次

### 【1日目】

| 質問順位     | 議席番号 | 質問者   | 質問事項   | 頁  |
|----------|------|-------|--|----|
| <u>1</u> | 10   | 林 政美  | 1. 新年度事業の取り組みについて<br>2. 辰野町農業振興ビジョンの進捗状況と今後の取り組みについて<br>3. 道路整備状況について<br>4. 人口減少・少子化対策について                                     | 4  |
| <u>2</u> | 11   | 本田 光陽 | 1. 職員の働き方改革について<br>2. DX推進の取り組みについて  | 19 |
| <u>3</u> | 1    | 古村 幹夫 | 1. 防災・減災の取り組みについて<br>2. 湯にいくセンターの老朽化対策について<br>3. ほたるドームの開放について<br>4. 会議等の参加者に対する通知文について  | 28 |
| <u>4</u> | 13   | 津谷 彰  | 1. スフィア基準（被災者の人権を守る国際基準）に基づく避難所の環境整備について<br>2. 防災に関する人材育成の取り組みについて<br>3. 「小1の壁」支援の推進について<br>4. リチウムイオン電池が起因の発火防止対策と廃棄方法の啓発について | 40 |
| <u>5</u> | 12   | 小林テル子 | 1. 国道153号の整備状況と歩道の安全確保について<br>2. 川島小学校閉校後の跡地利用について<br>3. 若者の居場所について<br>4. 居住実態のない老朽化した公営住宅の取り扱いは                               | 52 |
| <u>6</u> | 9    | 高木 智香 | 1. 5歳児健診について<br>2. 自衛隊への個人情報の提供について<br>3. 学童クラブ支援員の募集方法について<br>4. こども誰でも通園制度について   | 66 |
| <u>7</u> | 2    | 松澤千代子 | 1. 辰野病院の経営方針について<br>2. 公の施設へWi-Fiの設置と、避難所への災害時使用可能な電源の設置について<br>3. 災害時の外国籍町民の安全について<br>4. 中高生の居場所について                          | 80 |

【2日目】

| 質問順位      | 議席番号 | 質問者   | 質問事項   | 頁   |
|-----------|------|-------|--|-----|
| <u>8</u>  | 7    | 向山 光  | 1. 板沢地区最終処分場建設計画断念後の課題について<br>2. 終戦80年に当たっての平和行政の推進について<br>3. 森ビジョンの推進と森林整備のための諸課題について<br>4. ハラスメント対策と公益通報制度について | 95  |
| <u>9</u>  | 5    | 牛丸 圭也 | 1. おのり一な実証運行の結果について<br>2. 旧小野図書館活用事業について<br>3. 生徒・児童の学びの場について<br>4. 辰野美術館について                                    | 109 |
| <u>10</u> | 8    | 樋口 博美 | 1. 公共交通の未来について<br>2. オーガニックビレッジ宣言その後<br>3. 町の将来の姿は   | 123 |
| <u>11</u> | 3    | 栗林 俊彦 | 1. 辰野駅前地区のまちづくりについて<br>2. 少子化対策の取り組みについて<br>3. 環境問題と野生動物対策について   | 137 |
| <u>12</u> | 4    | 吉澤 光雄 | 1. 下水道管破損による事故防止について<br>2. 物価高騰対策と町公共施設有効活用について<br>3. 町防災士会連絡協議会について<br>4. 区への支援強化について<br>5. 町小中学校あり方検討について      | 150 |
| <u>13</u> | 6    | 小澤 瞳美 | 1. 令和7年度予算編成方式について<br>2. 辰野町公の施設の指定管理者の指定について<br>3. 統合後の川島小学校の跡利用について<br>4. 辰野町立小中学校あり方について                      | 163 |

## 令和 7 年第 2 回辰野町議会定例会会議録（8 日目）

### 1. 開会場所

辰野町議事堂

### 2. 開会年月日

令和 7 年 3 月 10 日 午前 9 時 30 分

### 3. 議員総数

14 名

### 4. 出席議員数

14 名

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 古 村 幹 夫 | 2 番  | 松 澤 千代子 |
| 3 番  | 栗 林 俊 彦 | 4 番  | 吉 澤 光 雄 |
| 5 番  | 牛 丸 圭 也 | 6 番  | 小 澤 瞳 美 |
| 7 番  | 向 山 光   | 8 番  | 樋 口 博 美 |
| 9 番  | 高 木 智 香 | 10 番 | 林 政 美   |
| 11 番 | 本 田 光 陽 | 12 番 | 小 林 テル子 |
| 13 番 | 津 谷 彰   | 14 番 | 舟 橋 秀 仁 |

### 5. 地方自治法第 121 条により出席した者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 町長        | 武 居 保 男 | 副町長       | 山 田 勝 己 |
| 教育長       | 宮 澤 和 德 | 総務課長      | 加 藤 恒 男 |
| まちづくり政策課長 | 三 浦 秀 治 | 住民税務課長    | 桑 原 高 広 |
| 保健福祉課長    | 竹 村 智 博 | 子育て応援課長   | 高 倉 健一郎 |
| 産業振興課長    | 岡 田 圭 助 | DX 推進担当課長 | 赤 羽 謙 一 |
| 事業者支援担当課長 | 菅 沼 隆 之 | 建設水道課長    | 熊 谷 健 司 |
| 会計管理者     | 上 島 淑 恵 | 学校支援課長    | 小 澤 靖 一 |
| 学びの支援課長   | 福 島 永   | 辰野病院事務長   | 桑 原 さゆり |

### 6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

|           |         |
|-----------|---------|
| 議会事務局長    | 菅 沼 由 紀 |
| 議会事務局庶務係長 | 小 林 志 帆 |

### 7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

|    |       |         |
|----|-------|---------|
| 議席 | 第 5 番 | 牛 丸 圭 也 |
| 議席 | 第 6 番 | 小 澤 瞳 美 |

### 8. 会議の顛末

#### ○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立） 礼。（一同礼）

## ○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の方におかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、令和7年第2回3月定例会、第8日目の会議は成立いたしました。欠席の届け出ですが、中村代表監査委員より欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。4日正午までに通告がありました、一般質問通告者13人全員に対して質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願ひいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

|      |     |    |     |   |   |     |    |
|------|-----|----|-----|---|---|-----|----|
| 質問順位 | 1番  | 議席 | 10番 | 林 | 政 | 美   | 議員 |
| 質問順位 | 2番  | 議席 | 11番 | 本 | 田 | 光   | 陽  |
| 質問順位 | 3番  | 議席 | 1番  | 古 | 村 | 幹   | 夫  |
| 質問順位 | 4番  | 議席 | 13番 | 津 | 谷 | 彰   | 議員 |
| 質問順位 | 5番  | 議席 | 12番 | 小 | 林 | テル子 | 議員 |
| 質問順位 | 6番  | 議席 | 9番  | 高 | 木 | 智   | 香  |
| 質問順位 | 7番  | 議席 | 2番  | 松 | 澤 | 千代子 | 議員 |
| 質問順位 | 8番  | 議席 | 7番  | 向 | 山 | 光   | 議員 |
| 質問順位 | 9番  | 議席 | 5番  | 牛 | 丸 | 圭   | 也  |
| 質問順位 | 10番 | 議席 | 8番  | 樋 | 口 | 博   | 美  |
| 質問順位 | 11番 | 議席 | 3番  | 栗 | 林 | 俊   | 彦  |
| 質問順位 | 12番 | 議席 | 4番  | 吉 | 澤 | 光   | 雄  |
| 質問順位 | 13番 | 議席 | 6番  | 小 | 澤 | 睦   | 美  |

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席10番、林政美議員。

### 【質問順位1番 議席10番 林政美議員】

#### ○林（10番）

それでは通告書に従いまして質問をさせていただきます。トップバッターということでございまして、野球で言いますと一番バッターということで、トップバッタ一切り込み隊長でもありますと、この選手が出るかどうか、打者として出るかどうかによって試合が決まるということになります。3月議会、私トップバッターになり

ましたので、この3月議会の良し悪しもこれによって決まるんじやないかということで、非常に責任を感じておりますけれども頑張って質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。春も近いということで三寒四温でだんだん一雨ごとに春が近づいてまいりまして、ここ年度末ということでもありますし、また年度初めということになりますので、最初にこの問題について申し上げさせていただければと思います。新年度事業の取り組みということでございますが、基本的な考え方から特に計上する事業はということでお聞きをしたいと思います。7年度につきましては、辰野町の第6次総合計画前期計画の最終年度になります。取り組んできた進捗状況を整理していただきまして、その成果や課題を総括する重要な年となりますけれども、新年度事業を進めるにあたり、町長として基本的な考え方の中から、特に傾注する事業は何かお聞きしたいと思います。

○町長

はい。令和7年度予算は第6次総合計画における6つの基本目標と行財政改革を根底に3つの重点テーマを加えまして、実施計画にある緊急性の高い事業と各課が選択した重要度の高い事業を中心に計上いたしました。中でも次の時代「次代を担う人材が育つまち」として病児・病後児保育施設の開設、総合的にこども施策を進めるための「こども計画」の策定、こども誰でも通園制度の施行、小中学校給食費の物価高騰分の負担、フリースクール運営団体への補助金の創設、東部保育園の施設改修等、こども・子育て支援と環境の強化を行います。また「活力と魅力ある仕事のあるまち」では松くい虫被害防止対策のほか、女性が好きなことや特技を仕事に繋げるためのセミナー開催費用の一部負担や、女性のテレワーク就業支援で働きたい女性を応援いたします。さらに持続可能なまちづくりとしてゼロカーボンをはじめとした二酸化炭素排出削減、有機農業の推進に加え、学校や奉仕団のあり方検討等の課題解決にも取り組んでまいります。以上であります。

○林(10番)

諸般の問題につきまして話をいただきました。ありがとうございました。6次の計画の中で前期の計画ということになりますが、令和6年につきましては、正月早々能登半島地震が発生しまして、防災の必要性を強く感じるとともに、改めてその重要性を認識したものです。辰野町においても被災地への職員の派遣や、辰年缶バッジガチャの設置による売上金の全額を被災地に支援に充てるなど、取り組み

が特徴的なものではなかったかと思います。ほたる祭りもピッカリ踊りが 5 年ぶりに復活するなど、大いに盛り上りました。また、タイムカプセルの開封式など辰年にちなんだ取り組みも行われました。脱炭素社会を目指す年、ゼロカーボンアクション 2024 も開催されました。一方で川島小学校閉校に関連した事業も多かったと記憶しております。また、懸案でありました小野地区の太陽光発電施設の撤去の問題や、長年続いた板沢地区の最終処分場建設問題も解決できたものと理解しております。多くの課題に取り組んだことに対し敬意を表するものであります。このようなかで新年度 7 年度におけるまちづくり政策の取り組みの焦点、目玉事業として取り組むのは何かをお聞きしたいと思います。あわせて第 6 次総合計画前期基本計画の総括の年として、主な成果と課題をどのように捉えているのかをお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

前期基本計画は令和 7 年度までが計画期間でありまして、最終的な振り返りと各事業の進捗管理、成果、結果の把握作業は 8 年度に行うこととなっております。成果指標等や結果の数値は、内部、外部併せて集計することで完成してまいります。前期基本計画は令和 3 年度から令和 7 年度までが計画期間となっており、人口減少に対応した地域を創り出す協働・共創によるまちづくりを目指すこととし、計画に沿った取り組みを実施してきました。前期基本計画の計画策定、開始時期は新型コロナウイルスの影響があり、社会全体で制限が多く住民活動が停滞し、事業を進めることが困難なケースもありましたが、住民との協働・共創の取り組みを進める中で一定の成果があったと感じております。特に小野地区での太陽光発電施設建設問題や、板沢地区最終処分場建設計画などは、昨年解決へと向かい大きな成果であったのではないかと感じております。これらの課題解決については、町だけではなく地域住民の皆様の地道な取り組み、辛抱強い姿勢が実を結んだことと捉えております。新型コロナウイルスの影響は落ち着きを見せ、各区の賑わいについても元の姿を取り戻し地域計画に基づく事業が復活し、事業を支援するより高い事業補助金についても活用が戻ってまいりました。改めて地域住民の皆様の取り組みや協力が、この町を動かす力だと認識してきました。反面、令和 3 年 8 月前線停滯大雨災害等、日常生活において予想外の事象が起きたときに、どのように社会活動を持続していくか、また柔軟に対応していくか等も今後の課題の 1 つではないかというふうに捉えてお

ります。以上であります。

○林（10番）

次に前期計画から第6次総合計画の後期基本計画策定のポイント、先ほどまた8月の段階におきましてまとめてくるということでございますが、事業推進の中で町の取り組みが町民に理解されていないとか、あるいは「一人ひとりの活躍がつくり出す 住み続けたいまち」はわかるが、具体的な中身についてどう取り組むのか理解しがたいと、あるいは情報発信や広報活動が不十分ではないか、情報が伝わらないから意見が上がってこない、従来行われた町政懇談会等職員による地域懇談会の開催など行われるのかといったような意見や、また一方で町の事業課題は多岐、多分野すぎる、焦点を絞った取り組みが必要ではないか、将来を展望した長期計画は重要だが、直近の課題解決も必要になる、身近な課題解決なくして将来の計画は立てられない、焦点を絞った場合最優先課題は何と考えるか、町中心に事業を進めるというより委託料を払った事業が多いのではということ、また地域おこし協力隊の取り組みと町の事業推進と違っているのではといったような声も聞かれています。このような中で第6次総合前期基本計画の成果と課題を踏まえて、第6次総合計画後期計画の策定のポイントはどこかお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

後期基本計画策定に向けて住民のニーズを把握するために、アンケート調査に昨年末から取り組んでおります。町内在住の18歳以上1,000人を対象として実施をしているところでございます。アンケートの内容は、前期基本計画に対しての評価、これから辰野町が推進していくことや、課題と考えられることについても項目を設け意見を伺っております。この結果から見えてくるものを整理し、後期基本計画の骨子を作成するところからまずは始めていきたいと考えております。その後、役場組織内で策定委員会や策定部会の立ち上げ、各種団体へのヒアリングや意見集約を行いながら、基本構想審議会を開催していくことと考えております。少子高齢化が進み、町の人口は1万8,000人を割り込み、人口減少対策も踏まえた中長期的な戦略は待ったなしの状況となってきております。総合計画はすべての町の最上位計画となるため、集約した住民の意見を活用しながら、後期基本計画を策定してまいりたいと考えております。以上であります。

○林（10番）

事業推進していく上で非常に多くの事業になるかと思いますが、やはり財源という問題があるかというふうに思います。厳しい財政状況の中で、多種多様な事業を活発に事業展開するには多くの財源が必要となります。厳しい財政状況と認識しておりますが、財源確保のためふるさと納税の拡充また旧型クラウドファンディングの検討など考えられますけれども、どのような対応策を講じるのかお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

一般財源の確保は財政運営の自由度を上げるためにも重要な課題であります。ふるさと納税は特に自治体間の競争であり、獲得の差が行政サービスに影響します。議員より特にクラウドファンディングの話がありましたので触れさせていただきます。すべての寄付がふるさと納税の対象となる、自治体が行うガバメントクラウドファンディングは、集まった寄付金を何に活用するのか使い道を明確にし、使い道や思いに共感し、活動を応援したいと思ってくださる方から寄付を募る仕組みでありまして、多くの自治体が取り組んでおります。町でも令和3年より事業内容によって取り組んでおりますが、令和3年には、ほたる童謡公園の維持管理をテーマにした募集を行いまして、令和3年は7件で5万6,000円、令和4年は3件で6万円をですね寄付をいただきました。昨年10月には、川島小学校の開校記念の資金8件4万7,000円を、現在ではデマンドタクシーの運用費用について3月末まで実施をしているところでございます。資金の獲得にはまだまだ工夫等研究が必要と感じているところでございますが、返礼品のありなどの様々な方法による調達もありますので、そういう手法も使い分けながら積極的に進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○林（10番）

はい。財源と合わせまして、もう1つ問題になるのは人の問題になるかと思います。事業展開におきますところの職員の適正人員の確保、またその対策、人材育成についての方向付け、このことについてお聞きをしたいと思います。雇用創生の取り組みは人材の確保、育成、定着が進み提供する住民サービスの質や事業の内容が高度化しまして、事業が安定化するという良い方向での循環が生み出されることが期待されると思いますが、有益な事業を活性化させ拡大するためには、適正な人員の確保が必要となります。雇用の確保、拡充という点で職員の適正人員の確保、こ

の対策どのように進めるか、また人材育成の考え方と方針についてもお伺いしたいと思います。

○町 長

将来、人口減少に伴う地方財源の減収が見込まれる中で、国は地方公務員の定員を半数に減らしていく方向を示しておりまして増員はできません。このため当面は欠員補充を基本に、行政課題に即した組織改革と DX デジタル化推進による業務改革等の業務効率化を進めて対応していきます。令和 7 年度予算に計上しました重要課題は、少子化人口減少対策、特に子育てや若い女性の応援、持続可能なまちづくりでこれらの課題に対応するため 3 課、3 つの課の組織改革を予定しています。まず子育て応援課にこども家庭センターを設置し、これに必要な人員配置を行います。後期基本計画の策定、人口減少対策、新たな財源確保など多岐にわたる課題を担うまちづくり政策課を、柔軟な対応ができる係体制に再編し、企画力・機動力を高めます。新たな特産品の開発、ふるさと納税の拡大にも繋がる有機農業の推進、松枯れ対策の緊急対応が求められている産業振興課の体制強化を図る予定であります。今後も多様化する行政課題に対応するためには、職員同士の協力・連携が欠かせません。人材育成にあたっては、コミュニケーションを中心としたチーム力の強化を重点に取り組んでいく方針であります。以上です。

○林（10 番）

はい。大変機能、スピード感の持てる、そんな組織体制にしていくという、そういう話でございまして大変心強いかと思います。よろしくお願いしたいと思います。続きまして関連のありますところの辰野町の農業振興ビジョンの内容についてお聞きをしたいと思います。辰野町の農業振興ビジョンにつきましては、農業の高齢化と後継者不足、また農地の遊休化と拡大、鳥獣による農作物被害における耕作意欲の減退、また農村活動の活力の減退など様々な課題を踏まえて辰野町の農業を次世代に繋ぐ意義を確認し、農業分野の課題解決と活力ある農業農村の構築による地域の活性化を図るため、これらの辰野町の農業政策の指針となるものとして、令和 3 年 3 月に作成をされております。この中の基本政策として 1 つ、次代へ繋ぐ農業者の育成、2 つ、安全安心な農産物の供給、3 つとして魅力ある農業の創生と推進、4 つとして豊かな農山村環境の維持と保全とありますが、現状の総括と成果について実施できているもの、できていないものの報告をお願いしたいと思います。

## ○産業振興課長

議員ご指摘のまたご質問に挙げられた辰野町農業振興ビジョンにつきましては、農業を取り巻く様々な課題を踏まえ、町農業振興センター内のビジョン策定部会、並びに代表幹事会による検討を行い、先ほどおっしゃったように令和3年3月に策定されました。その中の基本施策につきましてはおっしゃっていただいたように4点ございますが、それぞれについて総括、成果等をお答えを申し上げます。1番の次代へつなぐ農業者の育成事業でございますが、4点の個別施策がございます。その中でビジョン策定以前から課題となっていました認定農業者の育成事業、こちらについてはビジョン策定以降、4人の方に認定農業者になっていただいて、現在17名の皆さんが認定農業者として、そしてまた担い手として活躍をしていただいております。また、新規就農農業者の育成事業、こちらにつきましては就農希望の皆さんへ相談窓口やヒアリング、助言等の支援を行うほか、JA上伊那のインターン制度による支援などによりまして、大勢就農希望の方はいらっしゃいますが、現在のところ令和6年度は1名の方が新規就農となりました。なお、7年度につきましては同じく新規就農を予定する方がおりますし、現在、先ほど申し上げたインターン制度等の支援で何人かの方が、新規就農に向けて頑張っていらっしゃるというところでございます。また、担い手農業者の皆さんへの支援につきましては、農機具の更新支援を目的とした農作業機械導入補助事業を実施しています。また農業経営体の育成事業としての農事組合法人たつの営農へのコンバインの導入支援こういったことも行っております。一方、農業者育成の課題として過去に行いました人・農地プランによる中心経営体への農地の集積につきましては、地区単位での農地集積を今後さらに進めることが課題と考えているほか、農業者の省力化として注目されているスマート農業を始めとする省力機械の導入、検討については今後大きな課題と考えております。2番目の安全安心な農作物の供給につきましては、5つの個別施策からなりますが、長野県の原産地呼称管理制度というお米の厳格な認定米制度の認証を受けている町内農家の方が県下でも多い点をはじめ、この原産地呼称の認証制度以外でも県で信州の環境にやさしい農産物認証制度、こちらについてはお米・野菜両方ですが、化学肥料や農薬を50%以上削減して栽培しているという認証制度がございます。この取得こちらも大勢の方が認証を受けてますが、さらにこの取得を目指している農家の皆さんが多いことから、この皆さんへの取り組みこういったものも行ってお

ります。一方で町再生協議会によるお米の生産調整により、主食用米については適正な生産を維持しておりますが、令和6年度米の価格高騰や国の政策変更などについては、今後情報収集を行って動向に注視していきたいと考えております。3番目の魅力ある農業の創生と推進につきましては、5つの個別施策からなっております。農業に关心を持っていただき、正しい農作物の栽培方法、こういったことを知つていただくことを目的に、町の農業振興センター主催による楽しい野菜作り勉強会の開催のほか、町民農園の利用促進、こういったことを図りながら身近に農業を感じていただいて、ひいては本格的な農業生産、そういったものに関わつていただく方を今後、支援協力していきたいと考えております。一方、農業振興ビジョンでうたわれております、農作物の高付加価値化や農業の6次産業化こういった取り組みについては、今後さらに関係団体と協力していきながら検討をしていかなければいけないと考えおります。最後の4番目、豊かな農山漁村環境の維持と発展につきまして、こちらについては4点の個別施策がございますが、農業委員会による農地パトロールを中心に、荒廃農地の防止への取り組み、そしてまた農地の維持保全を目的としたエゴマやソルガムの栽培普及、こういったことを町民の皆さんにもさらに情報発信して、充実化を図つていただきたいと考えております。実際に行っていまして種の配布、買い取り等の実施も行っております。また、有害鳥獣の対策協議会では各地区の要望を受けまして、電気柵や檻の導入、支援を実施しております、川島地区ではサポート隊の自主的な取り組みにより、鳥獣被害が減少するという成果が出ております。このほか町全体で農地の農業用水路をはじめ農業用関係の施設の老朽化が目立っておりますので、今後、農村景観づくりの推進と併せて継続して対応していきたいと考えております。以上です。

○林（10番）

いくつか多岐にわたる内容で総括をされております。そういう中で特に今後の取り組みの展望を先ほどのお話の中では少しあつたわけありますけれども、取り組みの展開するっていうようなものが、新たなものを含めてありましたらお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

農業振興政策に関する分野というのは、ただいま申し上げた内容も一部あります、非常に幅が広く取り組むべき内容や課題の多いことはご存知のとおりでござい

ます。個別での取り組みについては先ほど申し上げたような形で成果が見られるものの、成果に結びついていないものもございますので、今後も農業振興センターが中心となって課題や対応を検討してまいりますが、併せてそれぞれの関係区そしてまた関係団体とともに、個々の課題、問題について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○林（10番）

そういう中でやはり辰野町の農業というのは、高齢化や人手不足によって耕作放棄地の増加や町内食料自給率の低下など、様々な課題に直面しているかというよう思います。また近年の物価の高騰によりまして、生産資材や燃料さらには人件費など農作物の生産に関わるコストが急騰し、農家所得の減少が見られ厳しい農家経営を強いられています。また TPP の影響も少なからず見られ、価格競争激化の状況にあります。そこでまず、町として考えられる担い手確保対策、ちょうど第3回の農地の地域計画これが終了してまとまっているかと思いますが、この今後の状況また農地の確保が担い手の確保と連動しているというふうに思いますので、農地の地域計画の状況等も踏まえまして、回答をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○産業振興課長

議員ご指摘の農地の地域計画につきましては、先月第3回目の地区懇談会を町内5地区で開催いたしまして、地元の農家の皆さんをはじめ、担い手の皆さんそして地元区の区長さんをはじめ役員の方々と大勢の方々にご参加をいただきながら、今後の農地をどうしていくかというお話し合いができました。具体的には、10年後の農地を、地権者の皆さんをはじめ、担い手の皆さんや住民の皆さんにも考えていただきながら、農地を含めた居住地域もどう考えていただくかっていうことも非常に重要な内容ではございましたが、初めての試みでございましたが今後も定期的に同様の懇談会を開催しながら、地域の農地や農業のあり方をご意見をいただきながら、地域ごとに検討してまとめていきたいと思います。この懇談会の中でいただいたご意見などについては、現在、最終の取りまとめをしておりまして、今年度末には地域計画の策定としてお出しをしていく予定です。また前段でございました担い手の確保ですか、生産コストの問題等につきましては、特に先ほども申し上げた農作業の省力化というところが非常に注目される中で、AI機能を搭載したスマート農業、

こういったものを中心に導入の事例研究と、そして並行しまして機械導入に向けた国の補助等の事業を検討していくという状況でございます。以上です。

○林（10番）

これから質問しようと思ったところ、細かなところについて今、答弁をいただきましたので特段あれですが、ちょっとまとめてみますとやはり担い手確保の解決策という形の中では、農地は経営の大規模化そして農事組合等の集落営農の機能発揮が挙げられます。農地の地域計画に合わせて所有者と耕作者の明確化を求めるますが、これは農地の地域計画というところの中で明確化がされてくるわけありますけれども、併せて耕作者の実働部隊ですね組織、いわゆる担い手組織の立ち上げとともに、農業と農地を調整する組織の必要性を感じるかと思います。そのことについてちょっと触れていただければと思いますし、またもう1つ、先ほど農産物の生産コストの低減対策という部分につきましてもちょっと話がございましたが、町としての考えをそのことについてもお聞きしたいというふうに思います。農業の生産コストを低減するには、やはり資材費や労働費、物材費などのコストを下げて生産性を高めることがポイントだと思います。そういう中で動きでありますけれども、圃場内の地下水の抑制システムまたドローン活用による省力防除、またスマート農業と連動した取り組みの必要性をそんな面で感じているわけでありますが、生産コスト低減と併せてスマート農業の推進という観点から、先ほどの問題含めまして町としての考えをもう少しお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○産業振興課長

地域計画の会議におきまして、ご指摘のように今後、各地区で担い手をどのように確保していくかという必要性が各地から意見として挙がっております。今後担い手の農家の皆様と、今のご指摘のような内容そしてまた育成も含めた課題解決に向けた対策を、進めていかなければならぬと考えております。また、担い手組織の立ち上げや、農業と農地を調整する組織の必要についても今後、早急に検討していくかと考えております。続きまして、農産物の生産コストの低減と併せてスマート農業、こういったご指摘、ご質問についてのお答えですが、物価高騰によって近年の生産コストの増加というのは非常にコストの増加っていうのは多岐にわたっております、農産物に関わる低減対策として、国の交付金を活用した肥料・農薬・飼料価格高騰緊急対策補助事業というのは、今年度も昨年度に続きまして実施をい

たしました。今回も 157 件の申請をいただき、農家の皆様に一定の対策、補助を行うことができたと考えております。また、スマート農業の研究につきましては、実際に導入を進めた農業者の事例を勉強会や圃場見学会で共有しております。そういった農作業の省力化により、スマート農業の推進は今後、必要な取り組みと認識しております。しかしながら、機械購入に多くの資金を必要とする場合もございますので、先ほど申し上げた国の補助事業等の活用を含めて、関係機関の助言もいただきながら検討をさらに進めていきたいと考えております。以上です。

○林（10 番）

ありがとうございました。これらの課題を解決して生産力を向上させるためには、農家だけでなく消費者も巻き込み、辰野町農業が抱える課題と一緒に考えることが重要だと思います。今、米の価格が高騰し高止まりの中にありますと、消費者は大変困っていることだと思います。こんなときこそわが町での自給体制を考えてみることも必要ではないかと思います。発想を変え地産地消、自給自足を辰野町で定着させ、農産物の辰野版循環経済の確立まで発展させたいものであります。最後の振興ビジョンの見直しの関係についてのところをお聞きしたいと思います。7 年度までの 5 年間の計画となっておりますが、町の総合計画に併せまして、後期においては計画の進捗状況や社会情勢の変化に踏まえ、見直しをすることになっております。昨年 6 月 5 日から、25 年ぶりに食料農業農村基本法が改正されました。新基本法は、生産者中心の体系から農業のみならず、食料・農村の分野まで対象を拡大したものとなっています。それらを踏まえ辰野町農業振興ビジョンの見直しを進めていただくようお願いしたいと思いますが回答お願いします。

○産業振興課長

はい。お答えいたします。辰野町のこの農業振興ビジョン、令和 7 年にさらに再度策定をしていかなければならないということの中で、まずもう 1 点ですね施策の中で辰野町の農業経営基盤の強化促進に係る基本構想、こちらもですね 5 年ぶりの見直しを現在進めております。農業振興ビジョンと併せて農業経営基盤強化促進法に基づいての、進めていかなければいけないという内容でございますので、両方の見直しを進めていきたいと考えております。その中では、町、JA そして県、担い手組織からなります農業振興センターにおいて、これらの見直しについて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○林（10番）

はい。回答いただきましてありがとうございました。それでは次の道路整備の状況ということでお願いしたいと思います。6年度の町の道路改修工事の状況と今後の計画はということでございますが、やはり住民の関心事の1つに、やはり道路整備の話題が頻繁に行われています。町では第6次総合計画の中で、道路網計画に基づいた重点テーマとして、道路網計画に基づき幹線生活道路の維持管理に取り組むとしています。辰野町が抱える道路交通に関する課題を解決し、住む人、辰野町に関係する人がともに豊かな生活を送ることのできる、持続可能なまちづくりを進めるため、多くの住民の皆さんの協力を得て住民の意識調査、またワークショップそれから検討委員会の設置、こういう状況の中で令和3年にこの辰野町道路網計画検討委員会、この答申を受けまして議会としても全員協議会において確認をしたという経過がございます。そういう中でちょっと古い今データになるわけですが、やはり令和元年の住民の意向調査で道路の整備の満足度これ見ますと、やや不満またとても不満を合わせますと43.4%、とても満足している、まあ満足している人というのが22.6%ということで、大きく不満を持っている方が多いというデータがございます。こういった中で、町の道路の取り組みに关心を持っている方っていうのは、非常に多いというふうにも感じます。令和6年度におきまして、区からの要望の件数、それから補修に行った件数等お願いをしたいというふうに思います。また6年度の予算計画に対しまして予算の執行状況、併せて当面の改修計画の予定についてもお聞かせいただきたいと思います。

○建設水道課長

町の単独事業についてお答えします。まず要望の取りまとめですが、例年8月に全17区に対しまして、次年度に向けた要望箇所の依頼を実施しております。各区におきましては、改良、舗装工事について、それぞれ3箇所程度に絞って町へ要望をしていただいております。議員お尋ねの要望の箇所数につきましては、各区の状況にも異なりますが、全体で町単道路改良事業について38箇所、舗装改良工事につきまして、44箇所の要望をいただいております。町では、区からいただいた要望箇所を確認して、継続事業や緊急性等を考慮しながら、次年度の実施箇所を決定しております。なお、令和6年度におきましては、改良工事を6箇所、舗装工事を14箇所実施しております。執行状況につきましては、予定していた箇所すべての工事を現

在執行してございます。なお、当面の改修等につきましては、区との調整が必要となつてまいりますので、各区長と相談しながら実施していく予定となっておりますのでよろしくお願ひします。以上です。

○林（10番）

大筋この2番で質問したいと思いました、区からの要望からの改修工事の流れについては、今、お話がありましたので、あまり細かいところまでは質問できないかと思いますけれども、やはり要望があると緊急性や諸般の情勢、また優先順位等によりまして、事業を仕分けして道路の改修を展開しておるということが理解できました。確認になりますけれども、区からの要望の取りまとめから改修工事の一連の流れについては、先ほど触れた点もあるかと思いますけども、もう一度ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○建設水道課長

区からの要望に対しましては、各区の事業規模また緊急度また優先順位がございますので、そちらにつきましては区と相談しながら実施しております。また、町単道路改良事業につきましては、地元負担金を徴しての実施となることから、実施箇所また実施の規模につきましては、区の調整を行つておるところでございます。なお工事の際につきましては、隣接する地権者の皆様また通行止め等ございますので、そちらにつきましては地元の周知、地権者等の調整について区の方のご協力をいただいて、現在実施しているところでございます。以上です。

○林（10番）

はい。ありがとうございました。そういう中で計画的な工事の改修というようなものについての提示はできないかどうか、その辺についてお聞きしたいと思いますが。

○建設水道課長

町単事業につきましてはやはり区の状況等異なりますので、こちらにつきましては、区と調整しながら実施している予定でございますので、ちょっと計画というのはちょっと提示できませんのでよろしくお願ひします。

○林（10番）

はい、ありがとうございました。提示がされると町民の方ではそういうことをこれからいつやるかっていうことがわかるんで、非常にありがたいなということです。

ありますが、区の事情、区を通じてということで、伝達をすることありますのでありがとうございました。最後に将来の道路の整備計画の展望ということで、計画の中に載せてあります特に大きな3つのところ、ここで国道153号の辰野バイパスの関連の支線道路、こういったものについての3道路が計画の中で載っております。特に高校生や自転車が安全に通行できるために、安全の確保するために必要な道路、また交通渋滞を緩和させる道路、また災害時や避難路や緊急輸送路となる道路といったようなものの区別がされているわけですが、この中に特に現状国道153号の渋滞に資する道路網計画の中で、一般県道与地辰野線の先線の新たな道路の設置計画について、このことについて特にその考え方、将来の計画について、その考えがあればお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○建設水道課長

はい。まず、ご質問の県道与地辰野線の先線でございますけど、こちらにつきまして現在、辰野バイパス期成同盟会が創立してございまして、そちらの同盟会の方で実現可能な検討を現在進めておるところでございますので、そちらの委員会としまして今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○林（10番）

道路問題は非常に町の中でも最優先課題というように思います。今、辰野バイパスの関係がありましたのでそちらの方でということありますが、それぞれの細かな幹線道路につきましては、町のやはり責任もかなりあるかと思いますので、ぜひ町民住民の声をくんでいただきまして、計画を実施していただくようにお願いをしたいというふうに思います。最後になりますが、人口減少・少子化対策につきましてお聞きをしたいと思います。辰野町は先ほど話がございましたように、今年に入りまして人口1万8,000名を切りまして、1万7,000名台へと突入してまいりました。この原因を探るとともに、その影響と改善策について、人口減少対策、少子化対策を段階的に質問し考えてみようと思いましたけれども、制限時間等の関係もありまして、項目を一括して人口減少対策、少子化対策についての質問とさせていただきます。人口減少対策は少子高齢化対策でもあります。そんなことを含んで町の考えをお聞きしたいと思います。一括でお願いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

少子化対策が進まない理由につきましては様々考えられますが、就職期における

若者の転出超過を原因とした要因が大きな課題と考えられます。辰野町の場合、20代男性女性の転出は、毎年双方 100 人前後が転出をしておりまして、年間の総転出総数の約 40%が 20 代の男女の傾向にあります。20 代人口は減少する中で、転出数は 10 年間ほぼ変わらず 100 人前後が転出しておりますので、20 代の人口がますます減少しているということになります。若い世代の転出は、暮らしや地域経済に影響を与え将来の出生数の減少、また企業においては労働者や担い手の不足などに影響し、経済活動が減少縮小するなど考えられる長期的に影響を与えるものであります。

少子化の流れを変えるためには、若者が未来に希望を抱けることが重要です。結婚や子どもを持つことは、あくまでも個人の選択でありその意思を尊重した上で、若者の希望が実現できる社会環境づくりを進めていかなければなりません。総合計画の取り組みを進める中で、上伊那地域の一員としても、また隣接する市町村との関係性にも配慮し考えながら、ともに様々な少子化対策を地道に進めていく必要があると考えています。中でも特に町として若者に選ばれるよう、総合的に町の魅力に磨きをかけていくことが重要であると考えております。辰野町の自然環境と町らしさを大切にしながらも、人口減少に対応した社会基盤の整備を進め、昨今のデジタル化による環境整備を進めるなど、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○林（10 番）

はい。的確な回答をいただきましてありがとうございました。やはり具体的な取り組みの中で、男女の出会いがなければ少子化対策にはならないというふうに思いますし、また子ども子育て環境の整備、働きたい女性への支援、こういったことにも力を入れるという話でございます。このような地道な事業展開と併せて、提唱されています少子化対策の少子化加速化プラン、あるいは子ども未来戦略方針こういったような抜本的な事業革新これが必要と考えます。少子高齢化対策は、人口減少対策と相まって、辰野町経済全体に関わる最重要課題と考えます。将来の辰野町を辰野町に住む若者がどのように考えているのか、そんなことを考えながら人口減少・少子化対策の質問を終わらせていただきます。以上で私からの質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 11 番、本田光陽議員。

【質問順位 2 番 議席 11 番 本田 光陽 議員】

○本 田 (11 番)

通告に従い質問を始めます。まずははじめに件名 1 の職員の働き方改革に関してです。はい。まずははじめに、要旨 1 の時間外勤務の縮減についてですが、人件費を抑制するためにも、時間外勤務の縮減に役場全体で取り組まれていることだと承知をしております。ですが住民側からのニーズも多様化し、日々の業務においても職員の人手不足の現状もあるというふうにもお聞きをしております。そんな中で、辰野町では閉庁時間である 17 時 15 分以降も職員の方たちが作業をしておられ、夜遅くまで役場庁舎の電気がついておるということを私も認識しておりますし、住民の方からもそういった点について何度かご意見をいただきました。時間外労働いわゆる残業の生産性が低くなる理由はいくつかあると言われており、1 つは労働効率の低下で、長時間働くと肉体的にも精神的にも疲労が蓄積し、集中力や判断力が低下します。結果として仕事の生産性が下がると言われています。そのほかにも残業が続いていると、働く人のワークライフバランスが崩れ、仕事への意欲が低下しがちになり、また健康へのリスクも増大すると思われます。そういったことを未然に防ぎ、より良い住民サービス提供のためにも、職員の方たちにとって働きやすい環境づくりを整えていくことが重要だというふうに考えておりますが、役場全体としてどのように、そういった時間外勤務の縮減に取り組まれておるかについてお聞きします。お願いします。

○町 長

はい。町民憲章や第 6 次総合計画に謳う町の将来像実現には、町の職員がまず動き、自らが輝く努力をしなければ町民や町を輝かせることはできない。そのことが町の賑わいを創り、町民が幸せを実感できるまちづくりに繋がると考えております。令和 4 年度より DX、デジタル・トランスフォーメーション、デジタル化の推進、2 つ目に GX、グリーン・トランスフォーメーション、脱炭素化の推進とあわせて、3 つ目に BX、ブライト・トランスフォーメーション、明るい職場づくりを進めておりまして、この取り組みが働き方改革の 1 つと考えています。令和 5 年度の業務効率化促進プロジェクトでは、職員同士で時間を意識して仕事が進めるよう自己能力の向上に努め、本年度は会議改革を全職員対象に拡大し、実践を通じて時間に対する意識を浸透させるべく、取り組んできたところであります。時間外勤務の縮減に向けた

各課の取り組みについては総務課長から答弁させていただきます。

○総務課長

まずは本田議員におかれましては、日頃から職員をよく見守っていただいて、また心配していただいての質問だと思います。感謝申し上げます。さて、時間外勤務の縮減に向けました各課の取り組みとしましては、定期的に課長会で各課の職員の勤務時間の状況を共有しております。併せて、産業医を交えました安全衛生委員会でも状況と労務管理等の確認を行いまして、産業医から指導いただいた内容につきましては課長会に伝えております。その結果を踏まえまして各課では時間外が多い職員、係の状況様子を把握しながら時間外勤務の縮減に努めているところであります。

○本 田 (11 番)

はい。今の答弁で課長会でそういう情報共有をしながら、現状の把握に努めているというふうに受け止めましたが、一般的に残業をして長く働けば成果が出るという考え方方が、まだ根強く残っているところも社会全体であるかと思いますが、実際には残業時間の増加と生産性の向上に相関関係がないことは、最近では明らかになっています。さらに時間外労働を減らす取り組みを進めていただき、仕事の質と効率を上げることで、職員の方のワークライフバランス向上や、より良い住民サービスの提供に努めていただくことを期待して次の質問に移ります。要旨 2 の課別の職員の残業時間についてです。先ほどの答弁で課長会の方で共有されているということもありましたが、その残業時間というのも各課によってばらつきはあると思いますので、令和 5 年度 1 年間分のデータで構いませんので各課別での年間の残業時間をお聞かせください。

○総務課長

課によって人数が異なりますので、令和 5 年度の本庁内、各課 1 人当たりの平均でお答えさせていただきます。総務課については 6.1 時間、まちづくり政策課については 13.3 時間、住民税務課については 6 時間、保健福祉課については 12.7 時間、子育て応援課については 5.3 時間、産業振興課 25.2 時間、建設水道課 8.1 時間、会計室と議会事務局については合わせまして 3.6 時間、学校支援課 15.7 時間、学びの支援課 12 時間という状況でありました。

○本 田 (11 番)

はい。今、具体的な数字を確認することができました。次に要旨 3 の管理職によるマネジメントの方法についてに移ります。各課の中で、それぞれの職員に担当や業務が割り当てられていると思います。また各担当者がどれくらいの業務量を抱えているかや、仕事の進め方その業務の進捗具合などを適切に把握しておくということは管理職の重要な役割の 1 つであると思われます。各課の管理職の方の取り組みで、どのような形でそれぞれの仕事の進捗具合や仕事の進め方の把握に努めているか、その具体的な方法についてお聞きします。

○総務課長

業務量に応じまして、複数の職員や係で協力分担して対応するように調整をしているところでございますけれども、限られた職員数で業務も多岐にわたり、また専門性も高いものが多いです。こうした中で、現実には 1 人だけの係ですとか、十分な人員が配置できずに係を兼務していただいている部署もあります。バランスよく業務を分散させるというのは、実は容易でないことが実情です。人事評価の制度の中で、年度の中間と期末に上司との面談を行っていただいている。その中で、業務の進捗と職員の状況を把握し、その後の業務分担に反映する等、各部署で大変苦労しながら調整いただきいているところであります。ときに業務量の多いところでこそ、ぜひ 1 日休んでみてというような声掛けもしている部署も聞いているところでございます。以上です。

○本 田 (11 番)

追加の関連の質問になるんですが、この業務のその進捗具合の把握などとかその仕事の進め方の把握とかというのは、上司と面談ということがありましたか、これ年に 1 回ということでおろしかったでしょうか。

○総務課長

まず先ほど申し上げました人事評価制度の中では、年に 2 回になります。中間と期末ということですが、ただ業務量の多いところですとか、先ほど課長会等で共有をしました業務が集中している時間外が多いところについては、個別に面談をしたり、打ち合わせをしております。私の総務課の中では、1on1 ミーティングっていうんですかね、個々に職員の状況を進捗状況を聞くっていうのを定期的に毎月 1 回行っている部署もございます。

○本 田 (11 番)

はい。ありがとうございます。管理職によるマネジメントの方法についての質問は以上にして、4番の過去の求職者数と理由についての方に移っていきます。様々な都合で職員の方が休職されるケースがあるかと思いますが、まず前提としてはじめに私は育児と両立できる職場づくりや、心身の健康維持と回復のための休職は、より良く働くための大切な手段として認識されるべきで、休職しやすい環境づくりは推奨されるべきだと考えています。役場に勤めておられる方の中にも健康面での事情であったり、出産や育児など家庭の都合によるなど様々な理由で休職をされているケースがあるかと思いますが、個人のプライバシーの問題もありますので、あまり細分化しない程度で構いませんので、過去数年間の休職者数とその理由をお聞きます。

○総務課長

長期休職者の今年度を含む過去5年間の人数につきましては、合計で育児休業者が53人、傷病の療養のため休業された方が18人です。この傷病の療養のため休業した方の中では、うつ病、適応障害など心因性の病院で療養された方が6割強を占めています。コミュニケーションが取りづらい時代、また社会背景を反映してということだと思いますが、その元となったのは対人関係の悩みが多いように聞いております。以上です。

○本 田 (11番)

はい。今、育休で関連で53名、療養関連で18名の方だっていうことで、その中でも6割強がそういったうつであったり適応障害だったりそういうことであるということですが、やはりどの職場においても人間関係が1番難しいところで、僕の身の回りでも、そういう職場の人間関係とかで、悩んでおられる方は多いと思いますし、なるべく働きやすい環境づくりをしていくことは社会全体で必要なことだと私は思っているんですが、それに関連して最後のこの件名最後の職員のメンタルヘルスのケアについてという質問の方に移っていきたいと思います。必要な場合に、先ほどもうつ病であったり、適応障害といったことも答弁の中にありましたが、そういうたった療養期間を取得しやすい環境づくりはもちろんのこと、日常的に行政職員のメンタルヘルスの課題に予防的に向き合っていくことは必要かというふうに思います。先ほども申し上げましたが、住民からのニーズや業務が多様化していることに加えて、人手不足の中で業務をこなすため、さっきの質問で確認したように時間外

勤務がどうしても発生することもあるかとは思います。ですがそれを可能な限りその縮減に取り組むといったことも、メンタルヘルスのケアにおいて 1 つの方法だと思います。また年初に辰野町ハラスメント防止に関する宣言というものを町は出しました。ハラスメントの防止、働きやすい良好な職場環境づくりへのメッセージを町として出されたことは、時代背景的にも非常に重要なことであったと認識をしております。このハラスメント防止に関する宣言というのもも、職員のメンタルヘルスのケアの一環と捉えることもできるかとは思いますが、町としてこういったメンタルヘルスの課題にどのように対応して、日常的に予防的に対応しておられるかということについてお聞きしたいと思います。

○総務課長

ご本人や所属長からの相談に基づきまして、職員係が職員と面談を行いまして、必要に応じまして産業医に繋ぐ等の対応を行っております。職員係はこの相談者に寄り添って丁寧に、まずはお聞きするといったところから入る中で、その方の悩みを先ほどのハラスメントの例もございましたけれども、引き出せるような環境づくりに心がけているところです。また勤務状況等から体調を崩している可能性がある職員には、職員係の方から自ら声をかけて面談し、状況を確認することもありまして、話を聞いてもらえたことで気持ちが大変楽になったといった声も多いです。休職中の職員につきましては回復傾向になった段階で、ご本人の希望をお聞きしリハビリ出勤を行って、まずは職場環境に徐々に慣らして体調を整えながら、復職を繋げる支援をしているところであります。私、業務が大変でもう目一杯って言った方には自分の経験を話をしています。以前に肺炎でうんと忙しいときに 2 週間ほど休んだことがあったんですよ。そういうときには、職場の仲間が助けてくれましたし、逆に休んだことで仕事への見方が変わったといった経験があります。そういう中で、上司もまた各職員も人間です。いろいろな経験話などコミュニケーションをとりながら、なるべくね働きやすい職場になればいいのかなと考えているところであります。以上です。

○本 田 (11 番)

はい。職場、係を中心に産業医さんですか、職員係を中心としてその聞く姿勢を大切にしておられるということで、そういう取り組みをさらに進めていただきたいと思います。そして先日、私たちハラスメント絡みですけども、先日私たち議

員の方でも議員研修会の中で、都道府県議会制度研究会の内田一夫先生より「地方議会とハラスメント」というテーマで研修を受ける機会をいただきました。研修を受けている中で感じたことなんですが、何か相手に対して言ったことを言った方が何も悪気がなかったにしても、受け取られ方によってはそれが圧力だとかハラスメントだと感じられないケースが、日常の中にただ潜んでいるなというふうに、改めてそういった印象を私の方でも持ちました。またハラスメントの現場を発見した場合には、そういったことに適切な形で対応できる風通しの良い空気や、組織づくりがより一層大切になってくるなどといったことも改めて感じました。私自身も日々の町民の方とのコミュニケーションや職員の方たちとのやり取りにおいて、より意識を高めていかなければならないなというふうに思っているところですので、町としても引き続きより働きやすい環境づくりへの取り組みを要望して、次の質問に移りたいと思います。件名 2 の DX 推進の取り組みについての方に移ります。デジタル技術を活用して組織・社会を変革することをデジタルトランスフォーメーションといい、それを略して DX というふうに言いますが、その DX 化の推進が全国の自治体で進められております。辰野町においても、令和 4 年度から DX 推進課がスタートし、次の 4 月で丸 3 年になります。町民の利便性向上と職員の業務効率化などを目的に様々な取り組みが進められていることと思われますが、本日 2 つ目のテーマとして辰野町の DX の現状と今後の展望について質問させていただきます。まずははじめに、DX の推進による職員の働きやすさの変化についてです。行政の DX 化はデジタル技術の導入によって、職員の働き方にも大きく関わってくる取り組みです。DX 化がもたらす職員への働き方のメリットとしては、業務の効率化、負担軽減や窓口での住民対応の負担軽減などが挙げられます。昨年 9 月の私の一般質問でも取り上げましたが、辰野町ではフロントヤード改革が進められており、自治体窓口 DX、書かない・待たない・迷わない「3 ない」窓口への取り組みが行われているという答弁をいただきました。町民の方も特に 1 階の入口付近が以前に比べてすっきりしていたり、電子決済のシステムが導入されており、あとは総合窓口でのオペレーションが変わったことなどにお気付きの方も多いんじゃないかと思います。そしてそういったことに対隨して、職員の方たちの働き方も変化してきたことと思われます。昨年 9 月の答弁では合計 120 名の職員向けに、DX への理解を深めてもらうために勉強会の開催をしたこと、また事務効率が上がったことで来庁者に対面でより丁寧な対応をするこ

とが可能になったといった答弁もいただきました。そこで今回の質問になりますが課の発足から 3 年間の取り組みで、職員の働きやすさという面からどのような変化があったのか、例えば DX 化が業務の効率化、負担軽減、ペーパーレス化などに繋がったなど、職員側目線での変化があれば教えてください。

○DX推進担当課長

はい。お答えします。辰野町では令和 4 年度に行政 DX を推進するために DX 推進室を新設しました。令和 5 年 4 月に辰野町 DX 推進戦略を策定し、デジタル技術を使った行政サービスの手続き、やり方、職員の働き方を変化させてきました。当初においては DX を推進するにあたり全職員に対して研修を行い、DX の基本的な共通理解の形成、実践意識の向上を図っています。町の DX を推進するために各課から DX リーダーを選任し、電子申請の普及促進を担っていただいております。本年度においては、新たに 80 を超える電子申請オンラインの申請の様式を公開しました。住民の方の利便性の向上をしつつ、職員側では申請等を電子データで受け取ることにより、紙申請書からのデータの転記であったり、入力作業、印刷をするっていう作業をすることなく、手続きを電子的に進められることで業務改善が図られてきています。また、公式ホームページの掲載情報の整理や更新も行い、住民の方が欲しい情報を見つけやすくなることで、役場への問い合わせ等なども減ると考えております。今年度電子申請で受け付けた申請や手続きは、約 2,000 件以上あります。実際これを職員が直接応対していた場合と比べれば、一定数の業務の軽減に繋がっていると考えられます。そのほかテレワークを利用した在宅勤務を可能としており、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に繋がっています。内部事務においても休暇の申請や時間外の申請といったものを電子化しており、申請する側も受けた集計をする職員の方の業務の軽減にも繋がっております。それからコロナ以降、非常にオンライン会議等が増加しておりますので、こういった業務に対応するために OA スペースの増加であったり、会議室の整備を行い業務効率の向上に努めております。こういった業務改善を進めていくことで、デジタル機器が苦手な方やサポートを必要とする住民の方にはより丁寧な対応が取れるような、職員の体制が確保できているかと思います。今後も DX 推進を加速させ、住民の方にとっても職員にとっても双方により良い改革を進めてまいります。

○本 田 (11 番)

今、職員側目線での変化についてお伺いしましたが、次に町民目線での DX の推進による利便性の変化についてお伺いします。以前のこの 9 月、昨年の 9 月の一般質問でもこの住民目線での DX 化によるメリットについての質問をしましたが、オンライン化を進めることで以前は来庁することが前提であったものが、この役場の開庁時間にとらわれることなく、住民サービスを受けられるようになったっていうのが大きな変化の 1 つであったということでした。それ以外にもフロントヤード改革の取り組みとして、総合窓口にコンビニの端末と同じように操作ができる自動交付機も新設され、まだそういった機器の操作だとかオンラインでの手続きに不慣れな方もいらっしゃるのかなと思うこともあるんですが、徐々にそういった機器の操作の方法などが浸透していくれば、より効率的な業務にも繋がり、対面でサポートを受けた人が、よりしっかりと対面でのサポートを受けられるといったことに繋がっていくと思います。そのような新しい取り組みを含めたこの 3 年間の総括として、町民にとっての利便性の向上をどのような変化があったかについてお伺いいたします。

#### ○ DX 推進担当課長

はい。それでは住民側っていうことでお答えをします。今年度、辰野町では自治体フロントヤード改革を進め、住民の方との接点となるいわゆるフロントヤードにデジタル技術を活用して、手順そのものを変えるという取り組みを行いました。具体的には住民税務課、総務課、DX 推進室でプロジェクトとして取り組みまして、役場庁舎の総合窓口のレイアウト変更を行い、庁舎入口から総合窓口までの空間を整理し、総合案内として職員を配置するなど、目的に合わせた窓口への案内や各課における番号表示、庁舎エントランスの電子掲示化など、よりシンプルで迷わない空間づくりを行いました。これまで記載台で申請書を書き順番を待ち、呼ばれたら用件を伝え手続きが始まるという流れがありました。これをまず正面の自動ドアが開き入ってくるその正面に案内係がおりますので、この案内係が用件を伺い来庁者の目的に合った窓口を、速やかに案内することができるようになりました。証明書取得の方はそのままマイナンバーカードを使い、自動交付機での操作を案内し、申請書の記入もなく待ち時間もあまりなく証明書を取得できるようになっています。また、窓口の支払いにおけるマルチキャッシュレス化の対応により、現金以外でのカードであったり QR での決済も可能となり、住民の利便性の向上と、手続きにかかる待ち時間の短縮にも繋がっております。住民の方からも非常に好評をいただいて

おります。さらに現在、役場やコンビニに行かずとも自宅などからスマートフォンで証明書発行申請を行い、手数料もオンライン決済で終了し、証明書はご自宅に郵送で届けられるといったサービスを構築しており、現在、本番環境での検証試験中になっておりますので、4月から一般住民向けにサービスを提供を行うことを予定しております。こういったことではあります住民の方も便利になっていくと考えられます。そのほか、町の公式 LINE における情報配信にも力を入れております。4月から登録者を増やす取り組みも行っており、4月以降 1,500 人の登録者を増やすことができ、7年の2月末現在では 3,757 名の方に町の公式 LINE 登録いただいております。またトップ画面に新たに防災メニューを加え、防災情報にすぐアクセスできるような改修も行っています。また 1月からは季節限定ではありますけれど、確定申告のメニューなども追加し、より使いやすいような状況を確保しております。こちらはイベントなどの簡易な予約も行うことはできますので、こういったものでも活用しております。次年度においては、今度マイナンバーカードカードを活用し、証明書以外の申請書、これもたくさんあるわけですけれど、こういった申請書を書くことなく自動的に申請書ができるっていうようなシステムの導入を検討しております。また LINE の連携機能を利用して電子申請などの導入も予定しており、行かない・書かない・待たない・迷わない、こういった窓口の推進を進めていきたいかと思っております。今後も対面・非対面を適切に組み合わせて、紙ではなくデータによる対応を前提としながら、辰野町のフロントヤード改革を進め、住民の方の利便性の向上に寄与したいと考えております。

○本 田 (11 番)

はい。更なる DX 化の推進により便利な住民サービスの提供と、業務の効率化に向けた更なる取り組みに期待したいと思います。12月の一般質問がかなりちょっと文字量が私の方で多くて、時間がギリギリになってしまったっていう反省から、今回なるべく簡潔に質問を作ってきたんですが、ちょっと時間が余ってしまいましたが、今回私が確認したかったことについてそれぞれ答弁をいただきましたので、以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

○議 長

ただいまより暫時休憩とします。再開時間は 11 時 15 分といたします。

休憩開始 10 時 56 分

再開時間 11 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位 3 番、議席 1 番、古村幹夫議員。

【質問順位 3 番 議席番号 1 番 古村 幹夫 議員】

○古 村 (1 番)

2 月の 22 日には私が住む沢底区において福寿草まつりが開幕いたしました。今年は例年よりも大分開花が遅れていて「やつ、ちょっとこれはお祭りに間に合うかな」ちょっと心配をしたところがございましたが、何とか間に合って可憐な黄色い花を開かせております。町長、議長をはじめ同僚議員の皆様にもお越しいただきました。開幕式にはご光彩を添えていただきました。大変ありがとうございました。寒かつたですね。別に沢底が寒いわけじゃないです。あの日は日本中が寒かったです。別に罰ゲームをさせたわけではない、しっかりと並んでいただいてご光彩を添えていただきました。また、お祭り 22 日以降は地元のみなさんが他県、あるいは町内、町内外からおみえになるお客様を接待したということで、非常にいい時期を迎えたなというふうに思っております。これから学校は卒業式、入学式また花も色々な花が咲いてくるでしょう。本当に心躍る時期である一方で私この 3 月を迎えると、毎年なんか胸がざわつく思いがする。結構大勢の皆さんと同じ思いであるのかなというふうに思います。明日 3 月 11 日は東日本の大震災から 14 年目を迎えるということでございます。あのときに日本中が「頑張ろう日本」なんていうふうに言って、災害に立ち向かってきた。私もそれ以降は果たして日本頑張ってるのかな、それ以前に古村お前頑張ってるのかな、そんなふうに向き合う日としても、3 月 11 日は特別な日であるというふうに考えております。それ以降も、震災だけではなく日本各地では大雨、台風、そして昨年は能登を襲った震災、大雨、そして今年の大雪、能登は本当にトリプルパンチということで、そこに住んでらっしゃる方の苦労を思うと、本当にいたたまれない思いでございます。そうした災害に立ち向かうという意味でも、辰野町内で私ども議会が行うタウンミーティング、いろいろなところを訪れるわけではありますが、その中において、やはり一番関心が高いことの 1 つとして、防災のことを掲げる皆さん、挙げる皆さんが非常に多いということあります。辰野町において、防災士機構が認定する防災士の皆さん、この防災士というのが自助・共助という部分を盛り上げていこうという、そんな思いの中で出来上がったものだとい

うふうに思われるんですが、そういう防災士の資格を認証された方がどのぐらいいらっしゃるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○町 長

はい。まず先ほど沢底福寿草まつりのことは話が出ましたけれど、本当にありがとうございました。本当に思い出しても寒い日でありましたけれど、私が本当に感動したのは沢底区民の皆さんですね、非常に地域だけではなくて大勢の皆さんを温かくお迎えして、可憐な福寿草を見てもらう、そのような地域のコミュニティの強さをですね本当に感じまして、それがひいては防災力の強化にも当然繋がっていくのではないかというそのような気持ちがいたしました。議員のご質問にお答えさせていただきます。防災士制度の目的は近年、地震や台風などの自然災害が頻発し、多くの被害が発生する中で国や地方自治体の対応にも限界があることから、地域や企業の中など社会の様々な場所に、災害への備えと災害が起きたときの一定の知識と技能を持った人材を1人でも多く増やして、地域全体の防災意識と災害時の対応力を向上させることにあり、辰野町でも平成18年の豪雨災害などの折り、町内随所で被害が発生した経験から、防災士育成の必要性を強く感じ、認証のための費用を一部助成して町民の資格取得を薦めているところであります。現在、町が把握している町内の認証者は65人であります、私もその1人でありますけれども、議員の皆さんの中にも複数の方が認証を受けられていることを承知しております。以上です。

○古 村（1番）

65名の方が現在、辰野町に存在しているということでありました。ちょっと今回日本赤十字社が作成し内閣府が調査した世論調査について、ちょっと示しながらお話をしたいと思いますので、ちょっと画面を変えていただけますでしょうか。出ないかな。出ないようですので残念ながらこちらの方の調整がいけなかったかな、またちょっと後で調べてみたいと思いますが、実は内閣府が平成14年と令和4年に防災に関する世論調査を行いました。平成14年に調査したときと令和4年のときに、国民がどんなような意識の変化があったのかということを調べたわけですが、平成14年というと、そうですね何があった年かというとサッカーのワールドカップが日韓共同の開催があった年でもあったし、それから多摩川にはアザラシのゴマちゃんというたまちゃんか、たまちゃんが出てきた。それから小泉首相が初めて北朝

鮮を訪れ、正式に拉致被害者の存在を認めさせた年だったということあります。実はその年には災害に対して、もし災害が起こっても国であったりとか県であったりとか、それから自治体、市町村こういったものが助けてくれるんであろうという人が圧倒的に多かったということである。ところが、そこから起きてきた災害というのは、本当に想像を絶するような大きなものがあると東日本の震災になってくる。まさかあんなことが、私たちが生きてる間に起こるなんてことは誰も考えなかつたかもしれない。やはりこれは日本赤十字社が調査したことにもなるんですが、災害の規模が大きければ大きいほどその直後に他のところから救助に入って、助けられる命はどんどんどんどん少なくなってしまう。その災害の大きさと助けられる命の数っていうのは、反比例するんだということ。であれば、何かに助けを待っていたのであっては、私たちの命は救われないということになってくる。何が大事なのか、まずは自分自身の身は自分自身で守ろう、そして自分の家の近くの人どんな状態かな、調べながらそしてじゃあ元気だったら、ちょっとお互いに力を出し合いながら助け合おうよという方向に変わってきてている。そういう力を先ほど町長からの答弁にもありましたが、防災士機構というのが、そういうものを多くの人に広めようじゃないかということで、防災士という制度、自助共助、それを公助に繋いでいくという部分で出来上がったのが防災士だというふうに考えております。辰野町も積極的にこの防災士の資格を取ってもらって、防災の意識を高めてってもらおうじゃないかというような流れに変わってきてている。辰野町も一部助成をしてということがあつたわけですが、現在辰野町においてその防災士、辰野町が助成金を出しながら、認証された人がどのぐらいいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。お願いいいたします。

○町 長

はい。平成26年度から令和5年度までに、合計40人に費用助成を行っております。

○古 村（1番）

はい。町でも積極的にそうして助成を出しながらということであるわけであります、先ほど冒頭に触れたタウンミーティングの中において、辰野町も防災士の皆さん横の連携を深めるために、防災士の連絡協議会というものを立ち上げた経緯があつたのかなというふうに思っております。しかし残念ながらその活動がちょつ

と見えてこないんじゃないかなというように、そんなようなご質問もいただきました。町としてもその助成を出しながらやっていくということありますので、当然、防災士の資格を認証された方に、何かを求めていくことになるんだろうというふうに考えるわけでありますが、町としてその防災士の皆さんにどんな役割を担ってほしいというふうに考えていらっしゃるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○町 長

はい。防災士には防災の基本理念である自分の命は自分で守る「自助」また地域職場で助け合い、被害拡大を防ぐ「共助」住民や地域、企業、国や自治体、防災機関等が協力して活動する「協働」を原則に、それぞれの立場、日常の職場・生活場所等で防災力を高める自主的な活動を期待するものであります。自宅では耐震補強や備蓄品の用意、家族の安否確認方法の周知、避難所の確認などに備え、被害の軽減を図ることにあります。職場等でも防災対策や防災意識を高めるための啓発活動を先導し、災害対応マニュアルや、BCP事業継続計画の立案などに積極的に参画していただくことを期待しています。また地域では消防団や自主防災組織などもありますが、防災士として日頃から地域の行事や活動に参加する中で、より多くの住民と顔見知りになって、信頼関係を築き、いざというときに住民同士の連携にリーダーシップを発揮することに期待するところであります。議員ご指摘のとおり、町の防災士連絡協議会はコロナ禍以降、休止状態ですがその後の状況変化も踏まえて、次年度に今後のあり方を検討するため、現在会員の意向調査を行っています。上伊那では災害に備え、企業・団体・個人などが行政と連携し、お互いの活動や災害に対する取り組み、課題を共有しながら、災害時には迅速かつ効果的に連携し、被災支援を円滑に行うことを目的とする上伊那災害時支援ネットワーク構想が生まれ、令和7年度より稼働する予定であると聞いております。防災士にはこの広域的な連携の枠組みに参加し、広く情報を共有しながら、自発的に活動されることを期待したいと思っているところであります。

○古 村（1番）

町でも助成金を出しながらということありますので、ともすればちょっと私たちもその町の指導する中に入って、取り組みをしていかなければいけないかなというふうにも思うところもあるわけですけども、そうでなくともその防災士の認証を受けた人たちが、お互いに自発的に横の連携をとりながら活動を進めていくという

ことには、特に問題はないという考え方でもよろしいでしょうか。よろしいでしょうかね。はい。であればそうですね、やはりその防災士という資格、さむらいという字がついてるもんですから、どうしてもその公的な資格、何か固い資格というふうに思われるがちなわけでありますけども、これ民間の日本防災士機構というところが認証している民間資格である。その資格には何かの権限が発生するわけでもないし、特別ななんですよね、物が付与されるわけでもないということを考えたときに、やはりその全国で30数万人の資格を取ろうとする人がいる、それで辰野町内には60名以上の人の認証を受けた人がいるって考えると、なんでしょうねやはりその一定数、自分たちの力でこの町を守っていきたいという思いを持ってらっしゃる方は、とても多いはずなんですね、多いというふうに私は思っています。その人たちの力を活かしていかなければいけないと思いますし、これは防災士だけに関わらず、例えば令和7年度はあり方を検討するとおっしゃっている赤十字奉仕団さん、この役割というのも、やはり自分たちの身、そして自分たちの周りのところからの防災意識を高めていくという部分においては、非常に大きな役割を担っているというふうに考えますので、今後のあり方の検討委員会の中においても方向性というのを、正しい方向を活かしていかなければいけないのかななんていうふうに考えております。ちょっと画面が出ないというところで、だいぶ私も頭の中が白くなってしまいました。でも聞きたいところはしっかりとお伺いすることができました。それでは次の質問の方に移らせていただきます。建設から30年近くがたつ辰野町の湯にいくセンターであるわけですが、やはり町の公共の入浴施設として根強いファンもいらっしゃる。あそこにおいていろいろな話をしながら、日頃の疲れを癒すそんなことに使ってらっしゃる方は、とても多いのかなというふうに思うわけでありますが、2月22日でしたかねいつでしたかね、ラインが流れて湯にいくセンターの設備の不調でしばらくお休みをしますというようなものが流れました。この故障の内容っていうのがちょっと私たちもどういう内容があって、どうしてこんなに何日も入浴施設が使えなくなったのかなっていうのが、今一わからない部分もありました。そのところの設備故障の内容で、町としてはどんな対応をとられたのかということ、それから修理に期間を要した原因というのは一体何だったのかということを、ちょっと教えていただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

去る 2 月 17 日からの湯にいくセンターの営業停止につきましては、多くの利用者の皆様に大変ご不便、ご心配をおかけしてしまいました大変申し訳ございませんでした。まずこの場におきまして陳謝させていただきたいと思います。原因につきましては、施設内で利用された処理水を浄化するポンプが老朽化による故障したことが原因でございまして、必要なメンテナンスを行いながら使用を継続してまいりましたが、2 月の 17 日の営業時間内に急停止を行いました、使用不能となつたものであります。営業中は常に浴槽等で利用された水が発生し、浄化処理をしないと使用した水はどんどん浄化槽に増えていってしまいます。排水できないと溢れてしまうということになりました、この排水するポンプということでございます。このポンプがもう入れ替えをしなければならないということでございまして、この設備機材の入手にですね数日時間がかかるということでございました。日頃管理点検を行っている事業者とですね、対応等を相談する中で確認をしたところ、そのような返事をいただきましたので、仮にですね営業をしたとしても利用された水については処理する方法がほかになかったため、やむを得ず交換工事を完了する間、営業を停止させたというところでございます。2 月の 21 日の日に完了いたしまして 22 日の朝からですね営業を再開したということでございます。以上であります。

#### ○古 村（1 番）

やはりそういった設備故障等があると、すぐにじやあ現場で取り替えましょうというわけにはいかない、そういう難しさもあるんだろうなというふうに考えます。やはり多くの町民の皆様、町内外のファンの皆さんのが使えなかつたってのは非常に残念だったのかなというふうに思うわけでありますが、でもこればっかりってのは、やはり予想がなかなか難しいところもあるのかなというふうに思っております。人間だって 10 年、20 年、30 年、40 年いろいろな部分を酷使していれば、当然がたが出てきてしまう。本当、休みなく動いているそういうたポンプであれば、なおさら故障の可能性が高くなってくるのかなと思うわけではありますが、やはり湯にいくセンター見る中においては、その設備が壊れてしまうとどうにもならない部分もあるし、長く使ってきたがゆえに施設そのものも、だいぶ劣化が目立つようになってきたのかな、そんなふうに思うわけであります。当然、町もそんな状況わかつてることだとは思うわけでありますが、それに対して施設全体の改修とかね、そういうたようなことも踏まえながら、町はどんなような考え方を持ちながら、

この施設を今後運営していくように考えてるのかお聞かせいただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

湯にいくセンターにつきましては議員おっしゃるとおり、平成8年にですね建設をされておりまして、建物もですね設備も非常に老朽化をしている状況でございます。予算のですね関係上、指定管理者と毎年度ヒアリングを行い、優先度の高いですね修繕を必要とするものからですね、必要に応じた改修工事を実施してまいりました。緊急的で突発的な工事や修繕等は営業に影響が出ないようにするために、まずはですね、修繕料による予算の範囲内で実施を行いながら、必要に応じて補正予算の対応を行うなどしているところでございます。実施計画の中でもですね設備の状況等を細かく洗い出しをしながら、どのような対応をしていくかということを考えているところでございます。指定管理者とのですね情報共有を密にしながら、まずは維持管理にですね努めてまいりたいと考えてるとこであります。以上であります。

○古 村（1番）

当然、町もその補修、修繕の必要性というのを十分理解をされている。ただやはりその思い切ってじゃあ全部改修します、財源はどうするんだっていう話も多分出てくるんだというふうに思いますね。仕方なし、これはもう湯にいくセンターだけではなく、町中のいろいろな施設がそうであるんだろうと、だましだましというか、何とかご機嫌を取りながらというような状況が、今後も続いていくのかなというふうに思うわけでありますが、やはりどこかでは設備の改修、思い切ってやらなきゃいけないんじゃないかなと思われます。そこでちょっとここからは提案的な部分もあるわけなんですが、ちょうど今、2年前からウォーターパークの跡地の利用の検討委員会というものを立ち上げて、そのウォーターパークいよいよ今後どういう方向に持っていくのかなということが今、議論をされている最中です。当然、まだ結論が出たわけではありませんが、これまでの内容としては防災公園的な役割を担わせながら、あの設備を変えていくのはどうなんだろうかなっていうような提案が大きかったのかなというふうに考えます。当然これはまだ結論が出たものではありませんから何とも言えないところではありますが、もしウォーターパークを防災的な役割、防災の機能を持たせながらということを考えれば、ちょうど隣接する湯にいくセンター、これも防災的な機能を持たせることによって、何かそれを例えれば国の補助事業、有利な起債だとかそういうのを使いながら、工事をすることができるんじ

やないかななんていふうに思われるわけですね。その災害が起きたときの困ること当然食べるものもあるし、住む場所もあるしトイレの問題も出てくる。やはりちょっと後回しにされがちなんですが、入浴する施設というものの、入浴ということっていうのが、その災害被災者にとって大きな課題になってくるのかなというふうに思われます。ちょうど 1 週間前だったか 2 週間前だったかな、NHK で 72 時間なんという番組があつて、たまたまそちらの方で奥能登珠洲市における銭湯を 72 時間カメラを設置して、どんな人がどんな思いでそのお風呂に来てるのかななんていうのを特集していたことがございました。やはりその日頃の疲れを癒す、それから昼間の復旧作業等、その汚れを落とすだけではなくて、精神的な支援っていうでしようかね、やはり私たち人間、多くの人たちがそうだと思うんですが、あの浴槽に湯船に浸かりながら、はっと息を吐くそのときが、その疲れが本当に癒されるひと時でもあるんだろうというふうに思われます。ただこの入浴の施設ってのは非常に大きな意味を持っている。被災者だけではなくて、今度災害が起きたときには当然災害を支援するために全国各地から応援にお見えになる方もいらっしゃる。そういう人たちにも、疲れを癒してもらって汚れを落としてもらって、そして次の日の活動に繋げてもらいたいという思いの中で、あの湯にいくセンターを、そういう防災の拠点としての役割を持たせることっていうのが、湯にいくセンターだけではないんですけど町内いくつか入浴施設がありますので、そういうことを視野に入れながら改修計画を立てていくっていうのも、1 つの方法ではないかなというふうに提案させていただきますが、町としてそんなような考えはございませんでしょうか、お伺いしたいと思います。

#### ○総務課長

私も能登半島地震の際にちょうど 1 月 1 日の元日の日の被災でしたので、これから本当に寒い冬に向かうといった季節の中で、まずは入浴施設が再開されたといったニュースを見て、とてもこの入浴、お風呂の問題って大事だな、大事なことだなというふうに感じたところであります。ただ財源として補助事業ですとか、有利な財政措置のある起債事業を活用する場合については、既存施設の老朽化による単なる補修・修繕では該当なりません。各制度の事業目的に沿った何らかの新しい機能を持たせる必要がございます。災害時の入浴施設として、今の湯にいく施設にない機能、どんな機能を追加すべきか、残念ながらまだ町の方では十分情報を持ち合わ

せておりません。被災地の例などを参考に、財源と合わせて今後研究してまいりたいと思います。

○古 村（1番）

そうですね、私が単純に考えるほど簡単なものではないということなのかなというふうに思われるんですが、湯にいくセンター、せっかく水とかねお湯が豊富に使えるんであれば、ちょっとタンクを増設して、災害時の水などの供給できる施設にしようだとか、あるいは汚れたままの方たちが来ていきなり入浴しようではなくて、前段階での汚れを落とす機能を持たせたりとか、あるいは当然、非常時の電源を持たして、やはり大きな役割期待できるものとしては、避難所としての役割も期待できるわけではありますけども、災害が起こる前、これ1番目の質問にも関わってくるんですけども、自分たちのその防災意識を高めるためというかの、事前から集つていろいろなことを話し合えるような場所として、防災コミュニティ施設みたいなものっていうんでしょうかね、でも何かあったときにはそのところがまた司令の現場になるような、指令の指令室なるような使い方もあるってもいいのかななんというふうにも思いますけれど、やはり私も具体的にじやあどんな施設ができるのかなということは、なかなか良い案というのは持ち合わせておりませんけども、やはりその日頃から大勢の人がそこに集まって、自分たちの町のことをいろいろ考えていく場所になってくと、素敵なのかななんというふうに思います。私たちもこれから色々な考えを出しながら効果的な方法を考えながら、次の質問の方に移らせていただきたいと思います。その荒神山にはほたるドームという屋内運動施設がございます。結構いい施設で、他の市町村の方からも辰野町良いもの持ってるよねっていう声はよく聞くわけであります。数年前には中の内張りもしっかりえてもらいたい、非常に運動のしやすいところ、足腰に負担がかかりにくくて非常にいい施設になったなどというふうに思っております。私も何度か入ったことはあるんですが、あそこでどうなんでしょうね、平日の昼間なんていうのは利用者ってどんくらいあるのかなって、ちょっと気にはしているところではあるんですけども、平日の利用者がどのぐらいいらっしゃるのかということを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○学びの支援課長

それではお答えいたします。ほたるドームは天候に関係なくスポーツができるこ

とから、テニスやサッカーを中心に、昼夜問わず使用されております。ほたるドームは時間単位での貸し出しというふうになっておりますので、昼間の時間帯すべてを利用しているというふうな状況とは限りませんけれども、相対的には年間を通して 70%から 90%の利用率というふうになっておりまして、複数の団体が昼間のいずれかの時間帯で、ほぼ常時利用されているそのような状況になっております。

○古 村（1番）

結構平日の昼間で使ってらっしゃる方いらっしゃるんですね。そうするとちょっとなかなかこれから私が申し上げることってのは、難しいことなのかもしれませんけども、町内のご高齢の方から実は相談をいただきました。辰野町の荒神山たつの海の周辺、ぐるっと 700 メートルちょっと歩く、あれとても気持ちがいい。さらには舗装も足腰に非常に負担にかかりにくい、非常にいい施設だからこの方沢底の方なんですけども、別に沢底歩いてりやあいいじゃん思うんだけども、でもやはりたつの海まで行って、ぐるっと回るっていうことが非常に気分転換にもなって良いということで、ただこれが雨の日であったりとか、今年は雪は少なかったんですけども雪の日であったりとか、そういったときにはなかなかその利用がしにくいなということで、もしこのほたるドームが空いてる時間があれば、開放してもらってそれを毎日とは言わないから、週に何日というふうに決めてもらって開放してもらって、その中を歩けるようにしてほしい。やはりご高齢の方ですから、当然、辰野町も歩くことを非常に推奨してらっしゃる、健康の増進のために推奨されてますので、そういった歩きたいという思いを何とか繋げていただきたい。であればほたるドームを開いてるときだけでもいいから開放して、その中を歩けるようにしてもらうことができないかなというようなご相談がありました。そのときとは別として、これは今度小さなお子さんをお持ちのお母さんからのご相談だったんですが、やはり雨が降ったりすると子どもたちを遊ばせる場所、広い場所っていうのがない、荒神山の公園であったりとかほたる童謡公園という良い場所があるんだけども、なかなかうちの中何日も雨が続いたり何日も雪が続いたりということになると、うちの中で遊ばせておくっていうこともちょっと限界があるから、どっか広いところないかななんていうようなご相談をいただいたことがございます。そういうことを合わせながら、ほたるドームこれを有効活用する目的としても、何かちょっと開放みたいなことができないかなということでお声が届いています。それに対するお考えはいか

がなものでしょうか。

○学びの支援課長

先ほどお答えしたとおりですね、昼間についても年間を通じて定期的な利用をされている方がいらっしゃいます。それに加えまして、ドームの空いている定期的な利用以外の時間を随時申し込まれて、利用されてる方も一定程度いらっしゃいますので、今のところ開放は難しいのではないかなあというふうに考えているところです。

○古 村（1番）

はい。一定の利用者があるということそれから利用料金の問題、様々な問題があるのかなというふうに考えますので、なかなか前向きなご回答はいただけないかもしれません。ほたるドームに限らず、例えば町の施設の中で、ご高齢の方が歩くということは難しいのかもしれませんけども、体育館であったりとかほかの施設も使いながら、幅広い年齢層の方の健康であったりとか安全に遊べるというような場所、今後どっかできないかなということを期待しながら次の質問の方に移らせていただきます。議会議員などをやってますと、いろいろなところからいろいろな郵便物が来る、特に町からはいろいろな諮詢会議であるとかいろいろな通知文も来ますし、それだけではなくて、町からはいろいろな情報等が寄せられるそのそれが郵便で来るようになっています。もう皆さんもご存知のとおり、昨年の秋、日本郵便料の値上げをしました。当然その物が動くためにそのコストがかかるという部分では、値上げもやむなしというところで、それを頭から否定するわけではありません。私も物を動かすことのお金のかかるこってのは十分理解する立場にいますので、否定するわけではありませんが、それもちょっと今回の値上げ幅は結構大きかったなあというふうに考えておりまして、令和7年の年賀状これがかなり大幅に減少したことがありました。やはり大勢の皆さん心理的な部分で、ちょっともういいかなというように思われた方も、かなり多かったのかなというふうに思うわけであります。当然、行政からも会議だけではなくて、いろいろな部分で町民の皆さんに対して、郵便でいろんなものが通知されていて、さらにそれを郵便で送り返してというようなことを求められる部分もあるのかなというふうに思います。1つには、辰野町の財政そういう部分の経費の削減という効果も狙いながら、さらには盛んに言われているDXの中で、ペーパーレス、もし可能であれば町民全員にいきなり郵送で送っていたものを、メールで変えましょうということは当然無理だと思います

が、可能なところからその郵送で行われてるものを、メール等の方法に変えていくことができないのかな、これそういったことができるのかできないのか、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

現在、町では総務課の例を出させていただきますが、区長会や選挙管理委員会の会議開催通知また連絡事項については、既に電子メールでのやり取りに変えさせていただいております。これは各区の区長さんやまたそれぞれの委員の方から効率化にもなりますし、また後でご自身が予定を確認できるといったメリットもあるということで変えさせていただきました。郵送料の抑制の部分もございますけれども、ペーパーレスの推進の点からも、会議等に出席いただいている委員さん等に同意を得たところから、徐々に電子メールなどの方法に移行してまいりたいと考えております。

○古 村（1番）

確かに受け取った側っていうのも、家に紙がどんどんどんどん束になっていってしまうよりも、自分の持っているスマートフォンなどで予定が確認できる、あるいは送られてくる資料も、あれも添付されるようになれば、本当にその紙として保存していくっていう負担がどんどん減ってく、そのありがたみっていうのがあるのかなというふうに思います。できれば各課で主催する会議等も、1回目はしょうがないかもしれません。ただ出席された方に今後のものがそのメール等で配信することが、差し支えないかということを都度確認していただきながら、もっともっと効率良くいろいろな通知ができるようになっていただけると、いろんなプラスの面があるのかなというふうに考えておりますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思っております。今回、私ちょうどお昼前の3番目というところを議長引いていただきました。大勢の方が多分私に期待してはあると思います。お昼休みはしっかり取りたいなということであると思います。お昼休みしっかりとっていただいて午後13時15分からは、津谷副議長を初めとして大勢の皆さんのが「よーっし」腕まくりして待ってます。そのパワーを養っていただくためにも今回私10分残しでありますが、終了としたいと思います。はい、ありがとうございました。

○議 長

ただいまより昼食のため暫時休憩とします。再開時間は13時15分ですので時間

までにお集まりください。

休憩開始 11時 56分

再開時間 13時 15分

○議長

再開いたします。質問順位4番、議席13番、津谷彰議員。

【質問順位4番 議席13番 津谷 彰 議員】

○津谷(13番)

それでは、通告に従いまして質問に入ります。件名の3番と4番を入れ替えて1、2、4、3の順番で行いますのでお願ひいたします。近年災害は激甚化をしておりますけども、その都度、避難所の環境整備は大きな課題の1つになっております。長期化する避難生活の中で、今、被災者の人権を守る観点から国際的な基準であるスフィア基準の導入が求められております。まずこのスフィア基準とはどんなものかと申しますと、人道支援の最低基準を示す国際的なガイドラインであります。災害や紛争などの緊急時において、被災者が人間としての尊厳を保ちながら生きるための基本的な指針であります。特に自治体や支援団体が避難所運営や緊急支援を行う際に、参考とすべき重要な基準となっております。日本国内でも、明日で14年を迎えますが東日本大震災から、避難所の環境改善や防災対策の基準としてのスフィア基準が参考にされております。特に災害時の避難所運営においてプライバシーの保護、またトイレの衛生環境の改善、そして最低限の水や食料の確保などの点で重視をされております。そこで避難所におけるスフィア基準の推進と、今後の取り組みについて3点を質問していきます。近年の災害で避難所におけるトイレやキッチンの整備の不足が、被災者の健康問題を引き起こしている事例が全国で報告をされております。政府は昨年12月に避難所の運営指針を改定をしました。被災者が尊厳ある生活を営む最低基準を示すこのスフィア基準を取り入れました。それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基と明記をされております。さらに、トイレの比率を男性と女性を1対3とするように推奨しております。また、入浴施設も50人に1つと基準を示されました。そして避難所の1人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル、簡単に言うと畳2畳分でございます。まず最初の質問に入ります。当町においてTKB、トイレ、キッチン、通常ですとBはベッドだけですけども、お風呂、バスですねTKBの整備状況と今後の計画を伺います。

○町 長

ただいまはあまり聞き慣れない用語かと思われますが、ソフィア基準についてご説明ありがとうございました。能登半島地震の被災地支援に派遣した職員から報告を受ける中で、TKB の重要性を再認識しましたので、本年度、国の補正予算で創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用しまして整備を進めます。トイレにつきましては衛生環境の改善のため、自動ラップ式簡易トイレとポータブル電源を 95 セットを購入する予定であります。ベッドにつきましては従来の段ボールベッドは組み立てに時間がかかるという課題があつたため、ワンタッチでセットできる簡易ベッド 1,000 台を購入し、併せてプライベート確保のための簡易パーテーションも 1,000 台を購入する予定であります。数量が多いため町内で分散して保管する予定であります。キッチンにつきましては町でキッチンカー等を所有することは管理・保管等が難しいため、移動販売車による物資の供給等の協定を業者と結んでおりでありますので、その支援を前提としたいと考えております。バス・入浴場所につきましては町内にある入浴施設との連携を基本にしておりますが、施設が稼働できない場合も想定されますので今後の検討課題といたします。さらに今回、冷暖房スポットエアコン 15 台等も購入しますが、今後、寝具や断熱シートについても財源を確保して購入を進めたいと考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。ただいま町長より新しい地域防災研究型の交付金を利用して、様々な環境整備が進んでいるということを伺いましたので、なお一層、例えば避難生活が長期化した場合、また暖かい寝具ですとか今、ありましたけども断熱シートの活用も含めてですね、更なる推進を希望していきたいと思います。続けてキッズスペースの確保について質問いたします。避難所におけるキッズスペースの重要性といたしまして、特に被災直後ですと子どもは強い不安、またストレスを感じるために安全な遊び場を確保することで、この安心感を提供することができます。また特に乳幼児や小児は遊びや身体活動が発達に今後、不可欠ですねキッズスペースというものは。特に大人の負担軽減としまして、子どもの遊び場が確保することで親が安心して災害の情報収集、また支援活動に集中することができます。また大人が休息する空間と子どもの遊ぶ空間を分けることで、騒音また衝突によるトラブルを防ぐことができます。しかし一方、課題といたしまして、キッズスペースのための十分な場所を

確保できない、また体育館や公民館など施設の構造上、明確にゾーニングができない、また安全確保の問題として避難所では多くの人が出入りしますので、不審者対策、また親の目が届く範囲の設計が必要となってくる。このように様々な課題があることは承知をしておりますが、現在この町内の避難所でキッズスペースを確保する取り組みが行われているか伺います。

○総務課長

キッズスペースにつきましては、議員ご指摘のとおり、子どもたちの健全な育成を確保するためには、大変重要な場所だとは思いますけれども、残念ながらまだ検討は進んでおりません。各地域の避難所につきましては、スペースが限られ対応が難しいと思いますけれども、例えば学校とか保育園でしたら、それが避難所に使用できる場合には、施設内にスペースを確保することも可能かと考えております。またスペースだけではなくて、子どもたちをしっかり見守って、遊びや学びを支援する、そういう体制も用意しなくてはいけませんので、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

○津 谷（13番）

はい。今後の研究に大いに期待をしておりますので、また1年後あたりに研究成果を聞きたいなと思っておりますが、避難所における子どもたちですね、まずはキッズスペースが確保できなかつたとしても、まずは例えば町の備蓄などに子ども向けの避難グッズですね。オムツやミルクはあるんですけども、子どもたちが喜びそうなお菓子ですか、ちょっとしたおもちゃまた絵本ですか、床を引くための柔らかいマット、こんなようなことの必要なものだと思いますので、まずはキッズスペースを確保するのは難しいということであれば、そういうとこの備品からやっていくのもいいのかなと思います。そこも研究の1つに入れていきたいと思います。はい。続きましてペットの同行避難と環境整備の推進について伺っておきます。近年、ペットを飼育する家庭が本当に増えているわけですけども、ペットの同行避難に対するニーズは高まっております。一方で、避難所のルールが統一していない、またペット専用のスペースが先ほどのキッズスペースと同じですけども、確保が難しいまたアレルギーや動物嫌いの人への配慮、この辺の受け入れ体制の不足、また衛生管理の問題、特にこのしつけ、飼い主の準備不足、そのような課題も多い現実があります。本町の現状はどうなのか避難所でのトラブルを防ぐためのペット受け

入れルール、また必要な備品、ケージですとかペットフード含めた環境整備の状況を伺います。

○総務課長

東日本大震災の教訓から、ペットに関する防災の飼い主が責任を持って対応することが基本となっておりまして、同行避難が基本的には求められるようになっております。一方で、町内の指定避難所につきましては、ペットの同行避難の環境がまだ整っていないといったのが実態であります。備蓄品の保管場所も含めスペースが限られておりますので、人間の避難場所と分離した屋外の指定場所で、ケージの中に入れて飼っていただくとか、繋ぎ留めて飼い主の責任において必要な食事や用具を用意し、管理していただくことが想定されます。このため、それぞれご準備をいただきまして、またうちの犬はなかなかしつけができないんですが、そういった多数の人間の方ともね、問題がなくあまり泣かないようなしつけもしていただきながら、各地域の避難所等のルールをあらかじめ確認して、それに従っていただきたいと思います。また、併せて検討いただきたいのは、自宅や自家用車等が安全で定期的にペットの世話を戻れるような状況であれば、連れて行かないといったことも選択肢の 1 つと考えていただきたいと思います。併せてペット同伴が可能な宿泊施設ですか、知人のお宅などがあれば、そういったところも頼るとか一時預かり先、最近いくつか民間の中でもあるようです。そういったところも検討をお願いしたいと考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。これは自治体だけではなくて、自治体や周辺の地域住民また飼い主が、それぞれが協力をし合って平時から適切な準備と連携を行うことは、これとても大切だと思いますので、いざ災害時において人とペットが安全にみんなが命を守れる避難できるための、この課題をいろいろあると思いますけども円滑な避難生活を送れるように、今後の研究を続けていただきたいと思っております。続きまして、避難所となる体育館の空調整備の推進の方に入ってまいります。昨今、この異常気象、特に夏は本当に暑いわけでございますけども、この猛暑の避難生活が深刻な健康被害をもたらしております。体育館を避難所として活用する場合には、身体的また精神的にもダメージを受ける可能性が非常に大きくなっております。当町におきましては、西小体育館がこのたび空調整備が設置されました。これ近隣市町村の体育館

の改裝工事にも非常に大きな影響を与える先進的な事例かと思います。私も令和5年度の6月議会の定例会の中で、体育館への空調整備の設置を求めてまいりましたが、これは率直に本当に嬉しく思っております。これを踏まえた上で、現在の空調整備の状況と課題を伺います。

○総務課長

町内の体育館では、議員が今挙げていただきました西小学校体育館が唯一、空調整備ができているだけでありまして、避難所としての環境を考えますと、設置はしたいところでありますけれども、体育館は構造上、断熱性また空調効率が悪く、施設の断熱改修を含むこの整備には多額な費用が必要です。そのため財源確保が最大の課題と考えております。昨今では、体育館向けに開発をされました新しいタイプの設備もいくつか出てきているようあります。ですので財源と合わせてこちらも研究ということさせさせていただきたいと思います。

○津 谷 (13番)

本来、すべての小学校の体育館に設置をするのが望ましいんではありますけども、当町においては今、これに關係して統廃合も含めたあり方検討委員ということも今進めている中でございますので、これがすべての小学校に今付ける状態ではないってことは私も認識はしておりますが、これを踏まえて、なかなか難しいと思うんですけども、まずは中学校に設置をする予定はないか、そして町民体育館またほたるドームなど町内の主要な避難所となる施設に、空調整備の導入計画があるのか伺います。

○学校支援課長

教育委員会では、実施計画に町内小中学校の全体育館にエアコンを設置することを挙げておりますけれども、設置には多額の費用が必要となり、計画どおりに工事を実施することは厳しい状況でございます。国の補助金の補助率が3分の1から2分の1に拡大されているものの、その上限額が決まっておりまして、辰野西小学校体育館規模で、エアコンの設置と断熱性の確保で約2億円の工事費がかかっております。辰野中学校の体育館につきましては、大規模改修の時期になっていますので、辰野西小学校体育館の空調効果や活用方法の検証を行いながら、長寿命化改修工事等と合わせた検討を行ってまいりたいと考えております。また、議員ご指摘のとおり、現在、小中学校あり方検討委員会で今後の町内小中学校のあり方について検討

しておりますので、その方向性も考慮しなければならないと思います。なお辰野中学校では本年度にスポットクーラーを 2 台導入いたしまして、授業中心ですけれども有効に使用できております。令和 7 年度には、防災関連の補助金が用意されているようありますので、これらを活用して小中学校の各体育館にスポットクーラーを 3 台ずつ導入することを計画しております。以上です。

○津 谷 (13 番)

はい。大規模的に空調の工事は財源が非常に厳しいということで難しいとはありますけども、今、課長がおっしゃられたとおりスポットクーラーを用意して、子どもたちまた避難された方々の健康、また精神面でも支えていくっていうことが認識しましたので、また更なる検討を進めていきたいと思います。では次の防災に関する人材育成の取り組みについて質問をしてまいります。防災対策の充実には本当に自助、共助、公助の強化が必要かと思います。特にこの人というのは 1 番大切でありまして、人材の育成が不可欠ですが、今回は 3 つの視点で端的に伺っていきたいと思います。まず外国にルーツのある方に対する取り組み、私がなぜ外国人という言葉を使わないかというと、外国人というのは法律上で外国籍のある方のみなんですね。ただこの外国にルーツのあるってことはまた違って、もっと幅が広くなってくるわけでございますので、今、辰野町の中では約 450 名の外国にルーツのある方がお住まいだと私も調べてありますけども、まずは例えば多言語対応の防災マニュアルの整備、また避難訓練の参加促進の取り組み、また隣の町では市町村でやっておりますけども、辰野町独自でですね災害時外国人支援サポーターの養成、これ災害時の外国人支援の基礎の実施ということでございますけども、これの考えがあるのか、例えばこの中で一緒に防災士の方も参加するなどして、一緒に共有意識を持つためにも必要かと思うんですが、このような考えはありますか。

○まちづくり政策課長

今年度は外国人住民に対しまして、ボランティアセンターで行われている日本語教室におきまして、防災教室を 2 回ほど実施をしております。やさしい日本語に配慮しつつ防災講座や煙体験など、日頃の暮らしの中で注意してほしいことを伝えていいるという状況です。防災マニュアルの多言語対応や避難訓練への参加促進については、地球人ネットワークと関係団体にも協力いただきながら今後も研究していきたいと思います。北部 3 町村ですね、災害のですねボランティア支援講習を行っ

てまいります。当町も参加をする中でですね、3町村で情報共有を図りながら、またこちらの方も力を入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。以上です。

○津 谷（13番）

ぜひ3市町村でありますけども、辰野町がリードをしながらやっていきたいと思います。では続きまして防災士の研修や資格取得助成の拡大でありますけども、先ほど町内防災士が65名いるということで、本当に防災士の方々が日々辰野町の安心・安全のために活躍されることを、本当に祈るばかりでございますけども、この防災士の資格取得費用の助成を本町でもしているわけでございますけども、近年いろいろ調べていく中でそれを拡大をして、例えば交通費ですとか宿泊費を出すよう、一部ですけども助成拡大してるところが増えておりますが、当町においてそのような考えはありますでしょうか。

○総務課長

現在、町では消防団の分団長以上経験者の消防団員特例による認証費用や、防災士研修講座の受講費用について助成をさせていただいている状況です。議員、今おっしゃっていただいたとおり、近隣市町村でも交通費や宿泊費を対象としている自治体もありますけれども、一方では個人の資格取得に対する費用助成といった側面もあります。当面は他の自治体などの動向をまずは情報を集めさせていただいて、今後研究をさせていただきたいと思います。また他の防災関連の資格もあるということですので、この辺のところも情報集めて合わせて研究させていただきたいと思います。

○津 谷（13番）

はい。防災士の数を増やせばいいというもんではないかもしれませんけども、本当に防災士が少ないよりも多い方がいいと思います。またいざ有事の際に防災士っていうのは本当に必要不可欠な資格だと思いますので、更なる拡大のための検討をお願いしたいと思います。それでは次の教育現場における町の危機管理担当課によります防災教育の取り組みに入ります。この教育現場における防災教育の必要性というのはもう言うまでもありませんけども、これ本当に命を守る行動を身につけるため、大変重要な取り組みだと思います。自助、共助、公助の精神を育んで地域の防災力を向上させる、また、命を守る力を育てるためには、本当に大事なことだと

思います。そこで伺いますけども、町の危機管理担当課における教育現場ではどのような防災教育に取り組んでいるのか伺います。

○総務課長

今年度は辰野南小学校から要請がございまして、危機管理係の職員が4年生に防災教育を実施しました。辰野町における過去の災害と日頃の備え、また消防団の活動等を紹介しているところでございます。過去には辰野中学校でも同じように実施したこともあり、今後も各学校の方から要請いただければ、可能な限り出向いて対応させていただきたいと思います。東日本大震災の避難生活や能登半島地震の被災地支援の中でも、中学生が大きな力になっています。現在、辰野中学校と教育委員会、町の防災総合コーディネーターをお願いしております有賀元栄さんの3者で、「防災教育のあり方」の検討に着手したところであります。地域防災を支える貴重な人材として今後、育成に取り組んでまいりたいと思います。

○津 谷 (13番)

はい。この教育現場の防災教育の強化っていうのは、将来の防災リーダーの育成に繋がっていくと思います。辰野町のためにもぜひここは本当に強くやっていかなければいけないなと思いますので、また特に地域との連携強化、そして家庭の中の防災教育、これも今後の大変なポイントだと思いますので、合わせてそこも焦点にしていただけたらと思います。では順番入れ替えました4番のリチウム電池が起因となります、発火防止対策と廃棄方法の啓発についての質問に入ります。今、リチウム電池、リチウムイオン電池というものはスマホであります、モバイルバッテリーまた電動工具、電動歯ブラシ、様々なものを私たちの生活の身の回りにおいてはなくてはならない存在になっております。しかしその一方で不適切な廃棄また取り扱いによりまして、廃棄物処理場またごみ収集車の中で、火災の発生が全国的に非常に大きくなっております。特にこの10年間で5倍に増えているわけでございまして、2023年では全国で397件の火災が、これはリチウム電池が起因となっているということで大変深刻な問題であります。そこでまず上伊那広域、例えば上伊那広域や辰野町においてリチウムイオン電池が原因と疑われる火災の発生状況や、その関係機関からの報告があるのか伺います。

○住民税務課長

リチウムイオン電池に起因する発煙・発火件数は増加傾向にあり、全国でも火災

事故が発生しております。ある処理施設では火災により、そこで働く職員が救急車で搬送される事例も報告されております。もし、上伊那クリーンセンターやクリーンセンター八乙女で火災が発生してしまうと、ごみの受け入れができなくなり、皆さんの生活に大きな影響が出ることになります。また、施設の修復にも多額の費用と時間が必要となってしまいます。令和 6 年度現在までの火災発生状況ですが、まず、収集運搬中パッカー車の火災については 2 件発生しています。これは町内の収集業者が町内のごみステーションから収集したごみの運搬中に発生したものであるため、辰野町の住民が排出したものとなります。次に、上伊那広域連合施設ですが、こちらは上伊那全域のごみが集まるため、必ずしも辰野町の住民が排出原因というわけではありませんが、上伊那クリーンセンターで 3 件、クリーンセンター八乙女で 24 件発生しています。収集業者、広域連合職員ともに注意深く目視を行い、できる限り選別はしているものの令和 2 年度から増加傾向にあります。

○津 谷（13 番）

はい。特にクリーンセンター八乙女 24 件ということで、非常にこれとんでもない数字になっているわけで、これが本当にもっと火災が激しくなって、この施設が使えなくなると、私たち生活する上で非常に大きな痛手になると思うんですね。そんな中で十分この辰野町においても、いろいろな周知が必要だと思います。そのため適正な廃棄が必要なんですけども、これを促進するために町民への周知、また啓発の強化、ほかの自治体の先進事例を参考にしながら、例えば回収体制をするなどして、町として廃棄方法の啓発また回収の拡充その辺の強化について取り組みを伺います。

○住民税務課長

まず、リチウムイオン電池の廃棄方法は 2 つの方法があります。1 つ目、電池の端子部分をビニールテープ等で絶縁していただき、住民税務課の窓口に持ち込んでいただく方法、2 つ目、春と秋の乾電池収集時に、地区の収集場所に排出していただく方法、以上の 2 つの方法となります。いずれもモバイルバッテリー、加熱式たばこ、電子たばこについても収集いたします。リチウムイオン電池が取り外せない小型家電、例えば電気シェーバー、電動歯ブラシ、ゲーム機、タブレット端末等については、住民税務課総合窓口付近に設置しております、小型家電回収ボックスにて収集します。なお小型家電回収ボックスに入らないものは個別に相談をお受けして

います。啓発についてでありますと、4月から製品プラスチックを資源プラスチックとして収集方法が変わることに伴い、「ごみ・資源物の分別と減量の手引き」を改定します。その手引きに注意していただくよう記事として掲載しています。また4月以降、各地区にて分別方法が変わる説明会の開催を予定しており、その説明会でも併せて啓発をしていきたいと考えています。また、分別されずに購入しやすい製品としては、タブレット端末、モバイルバッテリー、加熱式電子たばこ、おもちゃ等の電池が簡単に取り外せない製品が多いため、購入しやすい製品を絞って啓発することも重要だと考えております。

#### ○津 谷（13番）

特に夏、若い人たちがハンディファン、手に持つ扇風機、それですとかモバイルバッテリーからの火災が非常に多くなっておりますので、若い人たちへの周知も大事かなと思います。それに合わせて例えば小中学校の環境教育の中でリチウム電池の安全な取り扱い、また廃棄方法について指導する機会を設けていく、これは若いうちからやっていくのも大事かなと思います。またホームページや広報で様々広報していただいていると思うんですけども、もっと詳しくですね解説をしていく、また町と連携をして、例えばリチウム電池専用回収ボックスを各区に置くですか、町内の企業や商店、協力をして無料の回収拠点を作る、増設をしていくこんなようなことも今後も火災が増えていくことを防止する意味にもですね、大事かなと思いますのでぜひ検討を進めていただきたいと思います。それでは最後の「小1の壁」支援の推進について質問いたします。「小1の壁」とは小学校進学に伴いまして、子どもの預け先や生活リズムが大きく変化をして、仕事と育児の両立が困難になる状況でございます。特に、共働き世帯が小学校進学に伴って直面をするとされる「小1の壁」は社会問題の1つとされております。そこで質問いたしますが、当町において「小1の壁」に関する保護者の声また共働き世帯の支援ニーズの声は挙がっているのかその必要性があるのか伺います。

#### ○学校支援課長

はい。「小1の壁」とは、議員ご指摘のとおり、子どもの小学校入学を機に共働き家庭が直面する仕事と子育ての両立を、困難に感じる状況を指すということあります。報道等でもありますけれども都会の状況がよく報道されておりますが、「小1の壁」は小学生を預かる放課後学童クラブに希望しても入れないこと、保育園の預

かり時間と小学校の登校時間、学童クラブの閉所時間の違いなどが主な要因とされております。例えば保育園のときには早朝保育で朝 7 時から預けることができて、延長保育で夜 7 時まで預けることができる。それが小学校入学と同時に、登校時間が例えば朝 8 時から下校時間が午後 3 時となった場合に、その登校前と放課後の時間の過ごし方、ここに保護者側からしてみると時間のずれが生じるということあります。また、夏休みなどの長期休業ですとか、宿題のサポートについても、共働きの保護者を悩ませているということあります。放課後につきましては学童クラブが辰野町にありまして、どの学童クラブも夜 7 時まで預かっておりますし、町内の保育園の延長保育についても、終了時間は同じく午後 7 時まで夜 7 時までとなっておりますので、放課後については特に入学前後での時間のずれはないと考えております。また長期休業につきましても、学童クラブで待機児童なく受け入れを行っておりますので、この辺は問題はないと考えております。課題があるとすれば、朝の「小 1 の壁」すなわち児童が朝早く登校した後、学校の児童玄関の鍵が開くまでの時間をどう過ごすか、またその間の児童の安全面だと思います。この子どもの登校時間については特に保護者から問い合わせや要望等は現在受けおりませんので、課題があるとすれば朝の時間帯だっていう認識はしております。以上です。

○津 谷 (13 番)

はい。特にこの朝の居場所づくりというのが、これは大事なことだと思うんです。「小 1 の壁」に対して都会の方でも、やっぱり朝の居場所づくりが非常に大きな課題になっているっていうことは認識をしております。そこでこの後何人かの議員も子どもの居場所づくりに関して質問がありますけども、私は朝の居場所づくりに対して質問をいたします。この先進事例としまして学童保育で子どもを預かる登校開始時間まで、これは社会福祉法人が運営を委託をされております。例えばこれは社会福祉法人から 2 名、スタッフが配置をされているということでございます。また小学校の校庭を開放をして運営や子どもの見守りはシルバー人材センターに委託をしてると、こんなような事例もありますが、当町においては都会ほど保育園の登校時間と小学校の開く時間が、そんなに大きな 10 分ほどというふうに私認識をしておりますので、あまり大きな問題ではありませんけども、今後こういう問題も出てくるのかなと思っておりますが、このような事例で地域と学校が連携をした取り組みによりまして、子どもたちに安心感を提供することになります。教職員や保護者の

意見を踏まえた支援員の確保、また地域の課題に合わせた居場所づくりが求められます。町内において、朝の居場所づくりの現状と今後の導入計画について伺います。

○学校支援課長

議員ご指摘のとおり、町内小学校の朝の開錠時間、鍵を開ける時間はどの学校も 7 時 40 分です。町内保育園の早朝保育が 7 時 30 分から始まる現状ではご指摘のとおり、それほど大きな時間の差がないものと考えております。各小学校では開錠時間に合わせた登校時間を守っていただくように、お願いしているところでありますけれども、学校への聞き取りをしてみると、辰野西小学校では 50 人前後、辰野東小学校では 20 人くらい、辰野南小学校で 3 から 4 人、両小野小学校で多い日には 30 人ほどの児童が開錠時間を前に登校しているといった様子であります。ただ、町内の小学校につきましては、都会の学校とは異なりまして、校門が閉ざされていないため自由に学校敷地内に入ることができますし、開錠前に登校している児童の多くは友だちと話したり、遊具で遊んだりして待ってるようあります。家庭の事情という子どももいると思いますけれども、多くは友だちと一緒に遊びたい、何かをしたいということで早く通ってきてているようあります。先ほど申し上げましたけれども、この登校時間や開錠時間につきましては、保護者からの要望も各校ともないという状況を見ますと、辰野町においては現段階では早急に対応が必要な課題ではないというふうに考えております。ただ、開錠前に登校している児童の安全対策については、今後の検討課題であると考えております。以上です。

○津 谷 (13 番)

当町におきましては、小学校の開門前に車がすごく通るところの歩道で子どもたちが待ってるということはないと思いますので、そういう面では安心安全な学校生活を送れるのかなと思っております。特にこれから 4 月になって小学校の進学または入学が始まるわけでございますけれども、特に子どもを小学校への入学というのは、人間関係の規模が非常に大きくなつて勉強という新たな習慣も始まる中で、とても環境変化によって子どもにストレスが大きくかかりやすい時期であります。加えて保護者が不在で登下校時、また放課後に 1 人の時間が増える場合もあります。安全面だけではなくて、精神面で不安定になることも懸念をされております。更なる子どもたちの安心安全のため、また辰野町は来年度予算では、子ども子育て支援の事業も様々な拡充をされるということで、非常に大変期待をしているわけでございま

すので、本当に今後より一層、更なる取り組みを期待をいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 12 番、小林テル子議員。

【質問順位 5 番 議席 12 番 小林 テル子 議員】

○小林 (12 番)

はい。令和 6 年度の辰野町の出生者数は、これまでの記録の最低記録を更新して 71 人でした。こうした状況に現在、辰野町はなっております。若者にとって住みたいまち、住み続けたいまち、そう実感してもらえるためには補助金政策を進めることも大事ですが、住みやすい安心な環境を整え整備する、安全な暮らしができる環境を整えることこそが重要というふうに私は考えます。こうした観点から、本日の質問をさせていただきます。通告に従い質問をいたします。まず 1 番です。国道 153 号の整備状況と歩道の安全確保について質問いたします。前回の 12 月議会においても、国道 153 号の安全性について質問をしているのですが、また今回もこの課題について 1 番に質問をさせていただきます。前回も申し上げましたが、またこの 5 月になりますと、中央道岡谷 JCT のリニューアル工事が始まります。国道 153 号の渋滞、特に神戸坂から新町、宮木、泉水の信号機までが朝晩、通常では考えられない渋滞、交通量となります。こうした状態が、これから 5 年間続く、また、夏の間は半年は続くと想定されます。そのことを踏まえての質問とお考えください。1 番です。令和 6 年度末の国道 153 号の整備状況について現在、宮所等で工事が進んでいると認識しておりますが、それらの進行状況についてお答えください。

○建設水道課長

国道 153 号の整備状況ですが、宮所地区におきまして歩道の設置に伴う小横川橋の架け替え工事を実施しております。現在は仮設道路が完成しており小横川橋の撤去工事の準備に入っております。今後、橋梁の設置工事を予定しております。以上です。

○小林 (12 番)

予定どおり進んでいるということでおろしいのでしょうか。そういうわけで今現在は宮所のところの工事が進んでいて、それについては歩道も設置されていくというふうに考えられるということだと思います。1 箇所の工事が進むのにも様々な工程

があって時間が必要だなということを、あの工事を見ながら感じているところです。そしてこれから令和 7 年度歩道の安全確保について計画、検討はどのような状況になっているのでしょうか。国道についての計画をお答えください。町道についてとかは予算とかにも出ておりますけれども、要望はあちらこちらから出されていると思いますが、その中で進む事業はあるのでしょうか。お願ひします。

○建設水道課長

国道に関しましては、町には国道の沿線に関係する 12 区の皆様で構成する、国道 153 号線整備促進協議会というものがございます。こちらの協議会につきまして令和 7 年度につきましても、引き続き宮所地区の小横川橋の架け替え工事を伊那建設事務所に要望しているところでございます。以上です。

○小 林 (12 番)

ということで宮所のところが引き続き工事が進められるというのが、7 年度の計画であるというふうに私の方では了解いたしました。そうしますと、私が 3 番のところで取り上げさせていただきますけれども、新町地区について前回のときも危険性をちょっと訴えさせていただきました。そのことについて今回もちょっと深掘りをして、お願ひしたいというふうに思います。新町地区の小学生保護者への通学路の実態調査の実施をいたしました。その検査結果を受けてご覧になったお考えはということで、事前に課長そして町長にも私の方から事前調査をしたものを見ていただこうということで、こういった事前にどういう通学路を通って学校に行っているのか、そしてまたその中で今、困っていることを危険と思っていることがあるのではないかということで、こういった調査をさせていただきました。歩道の危険性について子どもたちだけではなく、また凹凸もあり危険な歩道の改善要望を区として出して、また PTA からのも毎年出しています。議会でも私は議員になってから何度も質問で取り上げています。ですが、歩道に関しては私の見ている限りは何ら前進がないというふうに思っております。そこで、毎日この道路を使っている学校に通っている小中学生の保護者に、通学路の実態を調べる調査をいたしましたということで先ほど見ていただいたものです。令和 7 年 1 月に新町地区の小・中学生の保護者へお子さんの通学路調査をいたしました。新町区として区長名で保護者にお願いをして、小学校は学校の協力も得て学校で回収、中学は保護者会は使わず個別対応で回答をお願いしました。回答は小学校 41 人、36 世帯の回答 25 人、中学校 24 人中回答

19人、約73.3%の回収率でした。歩道を歩いて通学するのが最短距離です。国道の歩道で歩いて通学するのが最短距離です。小中学校に通う1番の通学路でした。調査結果については1つの区なのですが、新町区というのは新町と神戸地区と2つに分けることができるというふうに思います。そこから見えてきたものをこれから私の方から言わせていただきます。新町の小学生は国道の危険性を強く重く感じて国道の歩道を歩かずに、国道の西側に住んでいる子どもたちは、西天竜川沿いの町道を通学しています。ですがこの道路も歩道はなく、保育園の送り迎えの車が通る、夏過ぎからはクマの出没もあり危険なことだらけです。また、次の国道の東側に住んでいる子どもたちです。天狗坂に出て西小に向かう歩道はありません。通勤時間帯はさらにこの国道の渋滞で、地域外の車も裏の道に入ってくることも多く、どこを歩いても危険と背中合わせという状況です。神戸の子どもたちは距離も長く、その子どもたちが国道の迂回路を使うとさらに距離が延びてしまいます。神戸の子どもたちは危険と感じながらも、国道の歩道をひたすら歩いて通学していきます。この調査のところを見ていたいでも、この1番目に私が持っている紙がそうなんですけれども、本当はね迂回路を通りたいんですけど、それだと距離が延びてしまうので、神戸から降りてきてひたすらこの危険な国道のところをずっと歩いて、そして宮木泉水のところに行って、でまたここのところがトンネルというか、地下道になっていて、みんな通りたくない道なんです。そこを抜けて、そして西小に向かっていくという、こんな状況になっているということがよくわかりました。そして子どもたちそして保護者の方にこの調査用紙に自由に書いていただいたコメントを読み上げさせていただきます。24件ありました。これも課長、町長のところにはお届けしてありますけれども、本当にあのアナログで申し訳ないんですけども、こんなようなものにして貼り付けまして、それをプリントしたものを課長さんとかには見ていただいております。これが保護者から寄せられたコメントになります。その中から少し私の方でピックアップをさせていただいて、今日は読み上げさせていただきます。時間をとりますが聞いてください。「入学した1年生のときに、国道の現状では、交通量、歩道の狭さではとても歩かせることが心配で、西天竜沿いの通学路としました。近年クマの出没もあり、ほとんど送り迎えをしている状態です。国道の歩道がしっかりと安全確保されていれば、クマも気にせず家から歩いて登校できたかもしれません。早々には難しいとは思いますが、小学校1年生でも安心して登

校できるような歩道が確保されることを願っています」次です。「国道沿いだけではなく、西天沿いの道も危険だと感じています」次です。「通学路の改善要望はPTAより毎年学校に伝えていますが、改善されていません。車で登校している児童が多い現状で、夕方1人で薄暗い中を歩いて帰る危険性もあり、スクールバスがあるとありがたいです」神戸の児童の声です。「小学校時代は国道が正規の通学路でした。朝方のため交通量が非常に多いです。要望を受けて動くのでは遅いです。安全はすべてに優先されるので、至急の安全確保を望みます」「神戸から通学するにあたり、ずっと狭い国道の歩道を歩いて通ります。できることなら、歩道の幅を広げてガードレール等を設置してもらえれば、低学年の児童も安心です。国道の歩道を拡張していただかなければ、国道以外の安全な新町区に繋がる道ができれば良いと常に考えています」「国道153号は交通量が多いので、通学路にはしていません。朝の国道は大人でも信号があっても渡るのが怖いので、西天沿いまで車で送っていって、そこからは子どもが歩いて通っています」国道の東側の歩道のない道、この方は東側です。この方は「歩道のない道を歩いて通学しています。傘を差して歩くと国道、はみ出しています。スピードの出ている車、大型トラックが通学の通学路だと考えると、安全性に不安を感じます」これはやはり神戸の子どもさんです。もう1つです。「近いということで先ほども言いましたが、国道を歩いています。歩くときには家の塀で手を切った。傘をさしていて、トラックで風でよろけた。歩道が広がることを切に願っています」このようなコメントが寄せられています。このような意見要望が24件書かれていました。これを読まれての感想を町長にご答弁願いたいです。

○町長

はい。今回の新町区長名によりますアンケート、またただいまお話をいただきました保護者の皆さんのお声、また様々なご意見をですね取りまとめていただきました小林議員には本当にありがとうございました。1枚、1枚のアンケートを読ませていただきました。非常にですね切実な思いと同時にですね、本当に深刻な状況であることを再認識いたしました。この国道153号における歩道整備の必要性は十分に認識しております。また遠回りになってしまいますが、この別ルートを選択されているご家庭のご意見もお伺いした中で、やはりこれもほっておけない問題だなということも痛感した次第であります。いただきました切実なご意見を今後の参考にさせていただきたいと考えております。なお、この件に関しましては宮澤

教育長からも答弁させていただきます。

○教育長

はい。実は私も今回この新町区で行ったアンケートについて全部拝見させていただきました。毎年、この通学路点検に関しては、教育委員会も通学路の危険箇所について点検をして把握をしているわけですけど、このアンケートには、日々使っている通学路の危険箇所について、議員も紹介されましたけど国道 153 号線は交通量も多い、歩道が狭い、ガードレールもない、国道を避ける適切な道がない、国道を避けて西天を歩かせている、国道は危険だから行き帰り家の送迎をしている等々、この状況も実に具体的に記述されていて、改めて保護者の切実な思いこれを受け止めさせていただきました。国道の歩道を広げたり、ガードレールを設置したりすることはそう簡単にはできません。国道を避ける適切な近道というのも新町区には存在しておりません。そこでじゃあ何ができるのかなって私自身考えさせられましたけれど、従来から学校を通して保護者にお願いをしておりますけれども、新 1 年生が入学するときには、保護者と子どもが家から学校までの通学路を一緒に歩いて、我が子に具体的な危険箇所について親子で確認するという、これをさらにお願いをしていこうと思っておりますし、それからまた西小に限らず町内のすべての小学校、中学校も含めてですけれど、夏休み先生方には児童生徒が登校する時刻に合わせて、実際に通学路を歩いてみて、子ども目線でどこが危険なのかっていうところを、把握していただきたいってことを毎年行ってるわけですね。その危険性まとめたものは教育委員会にきますけれど、改めてここも丁寧にまたお願いしていこうとふうに思っております。抜本的な解決策は先ほどから出てますけど、国道の改修、歩道の拡幅ですけど、これには膨大な時間と財政等はかかってきてすぐにはできません。しかし、県には今まで以上に強く要望していく必要性を改めて感じました。これ町だけではどうすることもできません。地元新町区も一丸となって、さらにそこに PTA、保護者などの切実な声も加えて、関係機関に強く申し入れ改修に向けた要望を上げていこうとこれが大事なんだろうなそんなふうに感じました。以上です。

○小 林 (12 番)

ご答弁いただきましたが確かに対応できるっていうかできる部分もいくらかはあると思うんです。例えば、前は見守りがあったけれどそういったものがないとかねそういうことも書かれていますので、そういったことについての対応というのは、

町の中でしていただけることではないかなというふうに思います。ですが、根本的なその国道の歩道について改善をしてほしいっていうことは、本当に大人が歩いていてもトラックが通ると、もう雨がバシャっとかかって 1 回でも本当にずぶ濡れになってしまいます。それから傘をさしていたときにも本当に傘が飛んでいってしまうっていうのは、これは子どもの 1 人の声ではなくて、あそこを歩いて見ていただいたらわかる状況ですので、本当に一度雨の日に体験をしていただきたいというくらいに思っております。ですからこれを何とか前進させたいというのが、今日の思いで質問させていただいてます。それですね、(4) 番のところになりますけれども、国道 153 号、歩道の安全確保についての具体的な計画を進めるための動きを、提案していただけことはないでしょうかということで、再三にわたり新町周辺のことを危険性について取り上げてきているわけですが、住民の皆さんとの合意形成ができたらというのはいつも町の回答でありまして、町からのアクション指示というのは、前回の 12 月以降も残念でしたが何もありませんでした。道路の舗装の歪みについては昨年も申し上げましたけれども、県の方で予算がついたということで、この春には工事ができるのではないかということで、これについては本当にみんなそうなってほしいねというふうに待っているところです。ですがこの問題については、住民の方からというふうに言われても、どこから手をつけていいのかやらわからぬというのが住民の側の考えです。町からの助言なりこの具体的な進め方ですね、課の方ではどうやって進めていくのが良い方法なのかっていう、いい方法というかだいたい進めるときにはこのような手順で進んでいくっていうことは経験をお持ちだと思いますので、そのことを指示をしていただきてこの安全が確保できるように、町と一緒になりながら最優先課題として進めていっていただきたいというのが今日の私の考えるところです。時間がかかるということは本当に承知しておりますが、ですが、何か動きを出さなければ今は止まった状態だということです。これだけ危険だと町民が訴えているのですが何らかの示唆、提案をお願いできますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

#### ○建設水道課長

様々なご意見ありがとうございます。こういった問題でございますけども、まずは地元の皆様で歩道に対する対策委員会というような組織を立ち上げていただきまして、現在の国道の今ご指摘をいただいたような問題点等、改善点等についてです

ね、具体的に皆様、地元の隣接者も含めてですね、現場の確認をしていただきたいと思います。そうした中でですね実際に優先順位とかですね、どこからどこがどういうふうになるのかっていうのをですね皆様で共有していただいて、そして伊那の建設事務所の方へ改めて要望をさせていただきたいと思いますので、まずは地元として優先順位とかですね、そういうものを皆さんでちょっと話し合っていただければというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。以上です。

○小林（12番）

何らかの委員会そういうものを立ち上げて、そしてみんなで話し合うっていうことに関しては、今回のこの資料は区の方でも共有しておりますので、区の方としても春になりましたらばこの議会の後に、区としての要望として出していきたいとか、またみんなで集まってっていう部分であります、そのことについても保護者会の方たちも今回これだけ一生懸命協力をして回収することができておりますので、そこら辺の合意形成をしながら話はしておりますので、立ち上げていくような形になっていくと思います。ぜひそのときは一緒に考えていただく、来ていただいて一緒に考えていただくというそういうスタンスでお願いをしたいというふうに思って、私の今日の要望といたします。はい。それでは次の2番に入ります。川島小学校閉校後の跡地を消していくいただいて、閉校後の利用についてということで質問をさせていただきます。川島小学校は今年3月18日の卒業式で6年生を送り、これで小学校として151年の歴史を閉じることになります。かつて大勢の子どもたちが通っていた写真を見て、秋に行われた記念式典に私も参加をさせていただきました。そのときの様々なこれまでの川島の様子を見せていただくことができました。記念誌もいただいて拝見いたしました。これまで培ってきた伝統を忘れることなく活かしていく川島小学校の利用、そのような表現でこの場に立って、何か私が提案できることがあつたらということで、今日は提案をさせていただきます。（1）番です。令和6年度の閉校後の利用についての検討進捗状況についてお尋ねいたします。お答えください。

○まちづくり政策課長

それではお答えさせていただきます。令和6年12月に地元、川島小学校跡地利用検討委員会のですね飯澤委員長と今後の進め方につきまして打ち合わせを行いました。委員長の考えをお聞きし、年度末までに委員会を開催し、事務局も入り話し合

いをしながら、委員会のですね方向性等を決めていく旨、打ち合わせを行ったところであります。飯澤委員長より会議の準備が整ったら連絡をいただけるという旨の約束をしまして、現在に至っているとこであります。以上であります。

○小 林 (12 番)

6 年度は区の中での検討というのがされてきたということでよろしいんでしょうか。

○まちづくり政策課長

地元委員会の中で打ち合わせ等は数回行われということを聞いております。以上であります。

○小 林 (12 番)

それを受けましてこれから令和 7 年度委員会の設置というのは予算書のところにもあったりとかしていますけども、7 年度検討はどこが主体になって進めるような計画をしているのでしょうか。その計画の大枠について教えてください。

○まちづくり政策課長

令和 7 年度まちづくり政策課を事務局とした、町主体の川島小学校跡利用検討委員会を立ち上げまして、跡利用につきまして議論を進めてまいりたいと考えております。速やかに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○小 林 (12 番)

これから川島の小学校の利用ということについての検討が始まるということで、そういった前提のもとに、今日、提案をさせていただきます。川島小学校というのは、確かに地域のものでありますけれども町の公共施設です。川島に住む方々の意向を入れていくことは大切なことではあると十分理解しております。ですが私たち行政に携わるものだったり、私たち議員であったり、いろいろな事例を見る機会があります。そこで本日は跡地の活用についてご提案をさせていただきます。これから始まるという前提でお話を聞いてください。川島地区の歴史と現在の姿、特徴を活かした閉校後の利用について考えはどうかということでお話をさせていただきます。今年度、森ビジョンが出されて、森林について町民の関心が高まってきています。「森の市」には想像以上の人人が集まりました。87%が森林のわがまち、かつて木材自由化以前は川島では木材に主要な産業であったというふうに私は思います。おそらく辰野の町の中でも最も森への関わりがあった地域ではないかと考えます。国有林もあります。他には県内でも誇れるアカマツ林、マツタケも生産されていま

す。そこで森林をテーマとした活動拠点、森林について学びの場を川島に作っていく、これから辰野の注目の場所になっていくというふうに考えるのです。町に活動拠点、先ほどの防災の拠点とか、そういったやはり拠点施設っていうものはこれから必要なんだと思うんです。何か事業とか、それから私たちのテーマを進めているにあたっては、町としてこうした活動拠点施設を持って活動ができたら、どんどん広がっていくというふうに考えるわけです。そして私がこれまで見てきたところの中なんですけども、木曽町にはおもちゃ美術館というのがあります、廃校した学校の活用の成功事例になっています。日本中から子どもたちが遊びに来る、木のおもちゃ美術館です。ボランティアの方もたくさん来ていて、本当に見てみたことがありますでしょうか辰野町の方たち。そういうことを見ながら、今回このようなことを考えました。まず 1 番として、辰野町の森を発信していく施設、森林拠点施設として活用できたら森林活用の助成金は、県でもたくさん用意されているというふうに私の方では認識しております。また学びの場、木育について歴史から森林の将来まで展示できる展示スペース、3 番、木を使った子どもたちの遊び場、木の香りに癒され心豊かな子どもたちが育つでしょうということで、川島小学校は大きな施設です。校舎が 3 棟、体育館、何か 1 つの事業がそこで入るということではなくて、複合的な施設になるだけのかなり本当にスペースはあります。これを辰野町の財産と思って活用していくという考え方はいかがでしょうか。川島の皆さんと、町民の皆さんいろいろな思いが込められる複合施設になっていったらというふうに考えます。この木曽町の施設だけではなく、塩尻市の「えんてらす」子育てセンターでも木の活用が進んでいて、周りの町外の人たちが子どもたちが大勢遊びに来ているというふうに聞いておりますし、実際辰野町の子どもたちも大勢、この「えんてらす」に足を運んでいるようです。そしてこういったことを体感しながら、次世代に川島の暮らしを伝えることができたら、そんな施設になってほしいということの願いを持って、今日は意見を言わせていただきました。こういった考えはいかがでしょうか。ご答弁ください。

○まちづくり政策課長

まず、議員におかれましてはご意見どうもありがとうございます。先ほど申し上げました検討委員会におきまして、住民の意見、皆様からのですね、こうしたご意見、提案をどのように取り扱っていくか、委員会の中で議論をしてまいりたいと

思います。いただいたご意見も含めまして検討委員会におきまして、より広い観点から議論を深めていきたい、そんなふうに考えております。以上であります。

○小林（12番）

先ほども申し上げましたが、これから検討が始まるところだというところで、今回このような私は提案をさせていただいております。いろんな方のいろんな意見が戦わされて、そして川島のあの建物そして伝統が守られていく、次世代に繋げていくことができる、そういう検討会になってほしいということでお願いいたします。では3番に移ります。若者の居場所についてです。若者が住みたいまちという視点で捉えて、令和7年度町民会館の学習室に夜間開放を始めるというふうにありましたが、その対象者はどのあたりを想定していらっしゃるんでしょうか。お答えください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。町民会館の104学習室のこの開放についてですけれど、これは中学生が辰野図書館の閉館後、閉館っていうのは18時ですのでね18時以降ということになります。閉館後に学習する場所が欲しい、親の迎えを待つことができる場所が欲しいとの要望があるということを受けて実施することといたしました。学校帰りや休日に友人とともに同じテーブルで飲食をしながら、学習や話をする場所を若者が求めている時代ではないかとこう感じております。現在でもカフェのある時間を過ごすことができる施設として、辰野駅の近くに信州フューチャーセンターがありますが、若者の要望に十分応えられている状況ではありません。確かに学習できる場と、集まって会話などの交流ができる場、これと同じ場所にとどまっている施設が求められている、そんな気がいたしております。そのような意味もあって、今回まず、町民会館のエントランスホールには、集って会話などあるいは軽食などができる場所を確保し、そして静かに学習をする。1人になって学習する場ということで、町民会館の104を開放するということをいたしました。ただ104につきましてはね、令和7年度からということになります。現在104夜間も予約が入っておりますので、これが終わった段階でいう形になります。この学習室を利用する対象者としては主に中高生を想定しておりますけれど、それ以外の町民も個人的に学習をしたり勉強したいと、こういう方に利用していただくことを考えております。以上です。

○小 林 (12 番)

目的として開放を始めた学習する場所が欲しいとか、そういう考え方を受けて始めたことであるってことについては、本当にそういう場所があつてほしいという要望が届いているんだなということで、はい、わかりました。ですが 2 番のところに書いておりますけれども、近隣の市町村でここ数年間ですが、中高校生が放課後利用できるスペース、居場所がたくさんできているんですが、そうした周辺の状況については把握をされていますかということでお答えください。

○教育長

はい。教育委員会では学びの支援課長が最近この近隣の市町村 6 市町村、8 施設を直接出向いて、その学習センターなどを確認をしており、そして私と情報共有をしております。私もその 8 施設まではいかないでけれど、2 市町の学習センター等、実際に見に行って実態を把握しております。今回のこの町民会館でのエントランスホール、それから 104 の学習室ですね、これで完結じゃありませんのでね、もっときっちとしたものを町としてどこかに作りたいなって思いありますので、そのときの参考にさせていただければとそんなふうに思っています。

○小 林 (12 番)

確かお答えをいただくのは私としては教育委員会でなくて、町というかそういったところで、この問題については答えていただくものではないかなっていうふうにも思っております。ですが、そういういろいろなところからその 3 番のところにありますけど、また辰野高校生地域探究コースからの要望はどのように受け止めたのでしょうかというふうにお尋ねしているんですけども、これも 2 月でしたか辰野高校の地域探究コースの子どもたちが今年度学んできたこと、こうしたことについて要望書を提出しております。それについての感想については町側の方からご答弁をお願いしたいと思います。

○町 長

はい。辰野高校地域探究コース 1 期生、3 年生の皆さんにおかれましては総合計画の「一人ひとりの活躍がつくり出す 住み続けたいまち」について一人ひとりが辰野町をさらに良くするためのアイディアを考えてくれました。SDGs の持続可能なまちを目指し、何ができるのかという活動を通じて深く辰野町の現状を知り、課題解決に向けた提案をしてくれたこと、さらに町に多くの期待をしてくれていることに対

しまして感謝を申し上げます。地域課題への一つひとつの挑戦に考察に当たって感じたこと、アイディアなど若い18歳の視点で様々な提案をいただきました。皆さんの視点は大いにまちづくりの参考になるものであると受け止めています。この3月で辰野高校を卒業し、それぞれの人生に進まれると思いますが、こうした提案をきっかけに町の住民として、また関係人口として今後も関わりを持っていただきたいと感じているところであります。

○小林（12番）

今、町長の答弁のところにもありましたけれども、辰野町の住人ではないけれども、辰野町に関わる関係人口として、その人たちが辰野町に愛着を持ってくださること、そういったことって本当に大事なことだと思っていますので、この要望も深く、重く受け止めていただけたらというふうに思います。そういったことを考えながら中学生、高校生の居場所の早期実現を望む声っていうんですか、そういった形で町の方にいろんなところから届いているのではないかというふうに思われるわけです。私のところにもいろんな声が届いております。子どもたちの勉強に向き合うスタイルが変わってきています。自治体で運営している居場所、学習スペースをどこも活用が進んでいます。現在、辰野に在住の高校生たちは諏訪、伊那、岡谷それぞれ学校の高校のある場所で夜まで学習をして、10時過ぎに家に帰ってきて寝る。寝る場所でしかない辰野、日曜日も「みのわBASE」に行って勉強している、そんな実態を聞くと、子どもたちが大学を卒業しても辰野には帰ってこないのでないかっていうふうに心配をいたします。愛着薄いなっていうふうに思います。少子化が課題の今日、暮らしやすさ、町への愛着、町への満足度を高めていくこと、子どもたちに選ばれる辰野町、帰ってきたい辰野町、若者の居場所がある辰野町は大事な要件だというふうに思います。先ほど町民会館の学習室というお話をありがとうございましたが、町民会館の学習室では、残念ですけど対応はできていかないのではないか、教育長もこれは7年度のことと、この先があるというふうに私も期待したいところですが、居場所の計画を作ってください。町長に要望をいたします。ご答弁をお願いいたします。

○まちづくり政策課長

近隣市町村の設置状況また若者のですね活用状況などにつきまして、議員のおっしゃられることについては理解しているところでございます。また辰野高校から出て

まいりました提言書の内容につきましても拝見する中でですね、多くの皆さんが必要が大きいということは承知をしているところでございます。立地場所の問題、また有利な補助金の活用などこれからもですね、研究をしながら検討していきたいというふうに考えております。以上であります。

○小 林 (12 番)

課長からの答弁はお聞きいたしました。申し訳ございません。町長どのようにお考えでしょうか。これについてはご答弁をお願いしたいと思います。

○町 長

はい。先ほど来お話に出ているとおり、近隣では非常に中高生のですね本当に集まる場所っていうものが生じております、自分自身昔を思い出しますと、やはりそれは図書館であった記憶がありますけれど、やはり友だち同士で集まる場所あるいはお互いに学べる場所、そういうものがやはり必要だなと感じております。ただですね先ほど来ありましたとおり、立地場所も重要ですし、安全面も考えてですね、そういう適切な場所をどこに選定するかっていうのがやはり 1 番大きな課題かなと思ってます。もう要望自体があることは重々承知しておりますので、そういう物件等があればですね、また積極的に検討してまいりたいとそういうふうに考えております。

○小 林 (12 番)

最後に承知しておりますので、場所がというお話がありましたので、その場所をどこにするかっていうことを、みんなの要望としては高校生も中学生も宮木のあたりであつたらいいって、先ほど言いましたがファーチャーセンターは駅前の辰野の駅前まではなかなか子どもの足が向いていないっていうのが、辰野町の中のやはり動きではないかなと思いますので、宮木周辺にこうした場所を早期に計画を立てて、いただきたいということを本日の要望といたします。それでは 4 番です。居住実態のない老朽化した公営住宅の取り扱いはどうなっているのでしょうかということです。町営住宅の空洞化が目立ち、放置されているように見受けられるのですが実態はどうなのかですか。ご答弁ください。

○建設水道課長

町内におきましては公営住宅が 7 団地、町営住宅が 5 団地と計 12 団地ございます。老朽化で現在入居がない部分もございますが、長屋形式の公営住宅については、世

帶の方がいらっしゃると撤去ができませんので、入居実態、全世帯が退去した後、解体というようなことを考えておりますのでよろしくお願ひします。以上です。

○小 林 (12 番)

2 番の方に移りますけれども、公営施設総合管理計画というのが昨年度また更新されているというふうに思います。そうしたものに照らし合わせたときに、公営住宅というふうに私が書いたもんですからですけど、町営ですよね、県とかについてはいつも言ってるように県の方の対応ですので、なかなかすぐには進まないとは思いますけれども、町営住宅がその中に 70 棟ほどあるというふうに書かれていました。その 70 棟がどのように今、管理をされていて解体をする必要性があるのかというあたりですね、その辺についてはいかがでしょうか。

○建設水道課長

公共施設等総合管理計画の町営住宅についてですが、辰野町公営住宅等長寿命化計画を昨年作りまして、居住実態のない老朽化した公営住宅から計画的に現在解体を実施しております。以上です。

○小 林 (12 番)

はい。そのようなご答弁をいただきましたけれども、昨年始まったところでありますし、それから私たちもいろんなほかの議員の方もタウンミーティングに行きますと、そういう心配っていうかそういう声を多々聞いてまいります。これもその中の意見でありますて、やはり自分が住んでいる周りにそういうものがあったときに、綺麗に管理をされてどうしてもいかなくなるという実態があったり、それからもしもそういう建物って誰かが何ていうか入り込んでしまうというような、そういうこともないとも言えないですから、適正な管理で早めに処分がされていくっていうこと、でそうした処分を進めることによって、また新しい施設に生まれ変わっていくのかなっていうこの循環ですね、そういうものが町の中できちんとされていくっていうことが、いろんな事業を進めていく基本になっていくのではないかということで、このことも質問をさせていただきました。今日は若者に関することで、私としてはインフラを整備することはとても大事なことだというふうに思っております。ぜひすぐにはできないということもあるでしょうが、計画の中に確実にそういうのを入れていただきまして、若者が住みたいまちになる環境整備ということを常に考えながら事業計画を進めていっていただきたい。私たちも

それとともに一緒に歩んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長

ただいまより暫時休憩とします。再開時間は15時といたします。

休憩開始 14時 44分

再開時間 15時 00分

○議長

再開いたします。質問順位6番、議席9番、高木智香議員。

【質問順位6番 議席9番 高木 智香 議員】

○高木(9番)

それでは通告に従い質問させていただきます。まずははじめに、5歳児健診についての質問です。5歳児健診の目的は、発達障害や知的障害などの子どもの個々の発達の特性を早期に把握し、子どもとその保護者を必要な支援につなげることです。5歳頃は個々の発達の特性が認知されやすい時期であり、発達障害については早期発見と適切な支援が、その後の発達に大きな影響を及ぼすとも言われております。国は5歳児健診を令和10年度までに全国の自治体で実施することを目指しており、令和7年度から補助金も引き上げられます。現在、母子保健法により1歳6箇月と3歳で健診を行うことが義務づけられていますが、それ以外にも辰野町では健診や育児相談が行われております。しかし、3歳児健診以降は、小学校に入学する前に行われる入学校前健診まで健診は行われていません。5歳児健診、つまり保育園の年中に当たる年齢で健診を行うことで、保育園最後の1年をどう過ごすのが良いのかということを、保育士と保護者が共有することで、就学前に保育園でも家庭でも子どもに寄り添った保育や子育てをすることができると考えます。お尋ねします。辰野町で5歳児健診を実施する考えはないでしょうか。

○子育て応援課長

5歳児健診は任意の健診となっており、多くの市町村では、3歳児健診以降、就学時健診まで健診がないことから、乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした5歳児健診の標準化、体制整備が必要とされています。現在、町では5歳児健診を行っていませんが、5歳児健診を実現するためには、主に2つの課題が挙げられます。1つ目

として、健診従事者の確保であります。新たに 5 歳児健診を始めるにあたっては、医師、保健師、管理栄養士、心理士等の専門職を確保することが必要ですが、職種によっては非常に確保が難しい状況です。5 歳児健診の大きな特徴としては、個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち振る舞い、行動面を評価して社会的な発達を把握することにあります。このため、発達障害等の診断等ができる専門職が必要になりますが、町内、近隣市町村でも確保が難しい状況であります。上伊那郡内に限らず、県全体でも専門職の確保は困難であると考えられるため、広域的に対策を考えることも必要となっております。2 つ目として、フォローアップ体制の確保であります。5 歳児健診において、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定された子ども及び保護者に対して、必要な支援に円滑につなげられるよう、地域全体でフォローアップ体制の整備が重要となります。保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携し、支援体制を構築することが求められますが、健診実施後の発達支援について対応し、支援が受けられる事業所等が不足している状況であります。今後の導入に向けた検討としまして、集団生活を送る上で求められる社会性や調和的な行動を確認する中で、お子さんの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行う必要があると考えますが、実施に向けては課題を解決し、体制を整える必要があります。上伊那郡内の市町村においても、専門職確保等の問題が大きく、実施については具体的には進んでいないのが現状であります。5 歳児健診の重要性につきましては理解しておりますので、実施に向けて、他市町村や県内の動向を注視し、サポート体制を整えながら引き続き検討していきたいと思っております。以上です。

○高木（9番）

様々な課題があると思いますが、今後、検討していっていただければと思います。

調査したことを述べたいと思います。県内 77 の自治体の中で、現在 5 歳児健診を実施しているのは 5 箇所ですが、さらに 12 の自治体では実施に向けて話し合いが進められています。国も勧めてることから今後増えてくる可能性があります。実際 5 歳児検診を実施している自治体から話を伺っております。始めたきっかけは、発達障害に関連する課題が増えている中、子どもたちの課題を整理し、就学へつなげていく必要があったとのことで、必要に応じて医療機関へつなげるなど、早期発見と対

応しているとのことでした。また、現場の保育士からは発達の気になる子がいても、保育士の立場では、医療受診などをなかなか勧められないことも多いため、この健診で医師などの専門家に診てもらえるのはありがたいとの意見が出ておりました。5歳児健診を実際に受けた保護者からも話を伺っております。3歳児健診以降、専門家に見てもらう機会がなかったので、就学前の1つの安心材料になる。親として育て方の悩みなどを専門家に相談でき、自分自身の心のケアになったとのことでした。5歳児健診が子どものためだけではなく、保護者の安心感にもつながっているようです。近隣の自治体とも協力しながら、ぜひ5歳児健診の実施を前向きに検討していただきたいです。辰野町では、2箇月に一度、専門家が各保育園を回る地域療育相談というものがあります。保護者から子どもについての相談があったり、保育士が少し気になるお子さんがいた場合には、それを保護者に伝え保護者の同意を得た上で専門家に子どもの様子を見てもらうものです。どの保護者からも相談がなかった場合には、どこかのクラスを専門家が見て回っているとも聞いております。しかし、この保護者から同意を得るということが大変だ、保護者に話しづらいという現場の声も聞いております。近隣の自治体では保護者からきつい言われ方をして、悲しい思いをした保育士もいるようです。5歳児健診がすぐに実施できないというのであれば、保護者の同意が必要な地域療育相談だけではなく、例えば5歳児クラスの保護者におたずね表のようなものを渡し、気になる点や専門家に相談したいことなどを何でも記入していただき、専門家に5歳児クラス全体の様子を見ていただく中で、気になる園児の保護者あるいは相談したいことがある保護者と後日、懇談をするというようにして、相談支援体制を強化することはできないでしょうか

#### ○子育て応援課長

町では、保育園や幼稚園に通園していて、集団生活で心配事のある児童の相談に対応するため、地域療育相談を実施しています。町内の各保育園と幼稚園に心理士、保健師、就学相談員、保育士といった専門職が定期的に巡回して、集団生活で心配事のある児童の相談に乗っています。保育士から悩みを聞き、対応について助言を行うことで、児童が集団の中で適切な保育が受けられるようにするといった目的で行われています。また、地域療育相談の実施につきましては、園だよりを通して広報を行っており、保護者から家庭での状況と集団生活の様子を共有し合い、児童への適切な対応を相談し合う場となっています。地域療育相談では、児童のいる各ク

ラスを訪問し、心配事のある児童はもちろん集団で生活する児童全体の様子を観察しており、辰野町全体の3歳児健診以降の児童の成長・発達を確認しています。確認の結果、個別の対応の検討が必要な場合につきましては、保育園では保護者に相談したい意向を伝え、保護者の同意を得た後に今度は懇談を行っています。保護者の参加が困難な場合につきましても、地域療育相談で話し合った結果を保護者にお伝えしています。なお相談の内容につきましては、友だちと上手に遊べない、手が出てしまう、場面の切り替えがうまくできない、落ち着いて座っていられない、手先が不器用で箸が持てないなどといった日頃の様子を心配する内容や、癪やパニックになってしまったときの対応方法、就学に向けての各種心配事など様々な内容となっています。以上です。

○高木(9番)

相談支援体制については、現場でも様々な意見があると思いますので、まず園長会などで取り上げていただき、今の支援体制で十分なのかどうかをもう一度話し合っていただきたいなと思います。多様な子どもが増えていると保育現場や学校現場でも聞かれております。5歳児健診は保護者の支援にもなり、虐待防止につながる可能性もあります。5歳児健診の実施等と相談支援体制の強化を要望して次の質問に移ります。次に、自衛隊への個人情報の提供について質問させていただきます。今年2月26日付で、自衛隊への個人情報提供の除外申請制度が新しく作られました。他の市町村と比べると非常に素早く対応していただきました。この除外申請については後で質問させていただきます。まずははじめに、自衛隊へ個人情報を提供している理由と対象者、提供している内容そしてどのような形で提供されているのかお伺いします。

○総務課長

自衛隊法第97条で、自衛官の募集事務は市町村の法定受託事務と定められております。また、同法の施行令第120条で、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されております。さらに、総務省からの通知でも自衛官等の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないとの見解が示されていることが情報を提供している理由根拠であります。対象者は、町内に住民登録があ

る日本人で、資料提供を行う年度に18歳または22歳になる方。内容は氏名、住所生年月日、性別。提供方法につきましては、自衛隊長野地方協力本部長宛に、紙媒体を使いまして職員間の手渡しにより提供しております。自衛隊で適切に保管し、募集事務以外の用途では使用しないこと、他に再提供しないこと、複写をしないことなどを遵守事項を定め、法令を遵守し適正な管理がなされなされている旨も確認をしております。提供しました紙媒体につきましては、利用期間後に町に返却されますので、町で責任を持って処分をしているところであります。

○高木（9番）

町のホームページにも、自衛官等募集事務は法定受託事務であって、防衛大臣から資料の提供依頼をされているために個人情報を提供しています。法的に問題ないというように書かれております。しかし、この自衛隊法97条には、市町村長が自衛官等の募集に関する事務の一部を行うと書かれておりますが、この事務について具体的に何を指すのかは定められておりません。この事務内容についてですが、自衛隊法施行令の114条から119条には、志願票の受理、資格確認、受験票の送付、受験会場のこと、広報宣伝についてが書かれており、この部分が募集に関する事務ではないかと考えます。また、自衛隊法施行令120条には、募集に関する必要な報告または資料の提出を求めることが可能ですが、この120条の趣旨を解説する文献には、この120条は何のための規定かと書かれており、募集事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣は都道府県知事及び市町村長に対して募集に対する一般の反応、応募者数の大体の見通し、応募年齢層の概数などに関する報告及び県政統計等の資料の提出を求め、地方の実情に即して募集が円滑に行われているかどうかを判断するための規定とされております。そもそも個人情報の提供を求める規定ではありません。ですから、法的に問題ないから個人情報を提供しているという提供理由は、成り立たないのではないかと考えます。次の質問に移ります。自衛隊に個人情報が提供されておりますが、対象者へ周知されているのかお伺いします。

○総務課長

個人情報の提供につきましては、議員今ご紹介いただいたとおりに、町のホームページでもお知らせをしております。ただホームページの記載では現在はそのホームページの記載のみでございますので、さらに周知を図るため、次回からは広報一つのを使ってお知らせをしてまいりたいと考えているところであります。

○高木（9番）

今回は広報に間に合わずホームページのみに掲載になったとのことで、次回は広報でも周知していくことですが、実際今回対象になる方に話を伺ったところ、なぜ個人情報を提供していることを知らせないのか気持ちが悪いと話しておりました。辰野町としては、自衛隊法に基づき自衛官募集事務に協力をしている、個人情報を本人が知らないところで提供しているけれども、法的には問題ありません。簡単に言えばそういうことで提供していると思います。ただそう言われても対象者全員が納得できるとは限りません。先ほども申しましたが、個人情報の提供について法的に問題がないとのことで町は提供していますが、この法的な根拠となる自衛隊法 97 条にも、施行令 120 条にも、個人情報の提供しなくてはいけないとは書かれていません。また、2023 年 11 月には当時の防衛大臣が個人情報を提供するかしないかは自治体の判断に任せると答弁されております。国から個人情報の提供依頼の通知があれば、町としては圧力を感じ応じなくてはならないと思うのは当然のことかもしれません。本来、国と地方は対等な関係であり、また提出については自治体の判断に委ねられているわけですから、当然断ることもできます。個人情報を提供しなかったからといって、災害などの際に援助に出向かないなどの不利益は当然ありません。このことは地方自治法 247 条 3 項に書かれております。町として今後提供しないという判断をしていいただいてもまったく問題ありません。お伺いします。今後、個人情報の提供をやめる考えはありませんか。町が提供をやめても、申請理由が認められれば自衛隊は個人情報を閲覧することができます。やめる考えはありませんか。

○総務課長

自衛隊に限らず、法令などに基づきまして、正規な手続き、所定な手続きを得て個人情報を提供するケースはございます。また、個人情報保護法や施行条例におきましては、個人情報を目的外利用のため提供した場合に公表する義務というのは定められておりません。こうした観点から、他の事務と同様に、提供することは適正な事務執行の一環と考えておりますので、現時点では提供を止める考えはございません。

○高木（9番）

法的に問題がないから今後も続けていくということですけれども、法的に問題が

あると私は考えます。自衛隊が自衛官募集のために個人情報を入手することが本当に必要なのかどうか、町としても検討していく必要があると考えます。福岡県のある自治体では、自衛隊に提供している個人情報は、住民基本台帳法第 11 条の規定による閲覧により取得できることから、名簿の提出は単に自衛隊に対し、便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官等の募集を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられないということで、個人情報の提供を取りやめました。またこんなデータもあります。自衛隊への志願者に対して、自衛官等募集があることを初めて知った募集広告等は何ですかという質問の中で、最も多かったのがホームページ、続いて、親、親戚そして学校、友人と続きます。自治体から入手した個人情報をもとに送られる郵便物と答えたのはわずか 1% でした。このことから、自治体がわざわざ対象となる方の個人情報を揃えて、自衛隊に提供する必要はないと考えます。町として本当に提供が必要なことなのか、しっかり検討していただきたいです。次の質問に移ります。今年 2 月 26 日に出来た除外申請制度ですが、どのようなものなのか、そしてどのように申請すればよいのか、簡単に教えてください。

○総務課長

法令に定めがある制度ではございませんけれども、自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方は、いらっしゃると思いますので、そういう方への配慮ということで、他市町村の例を参考に令和 7 年度分から本人、親権者などから事前に申請があれば、提供資料から外す除外申請制度を導入したところあります。自衛隊への提出が例年 4 月であることから、令和 7 年度の除外申請受付期間は 3 月の 1 日から 3 月の 31 日までのひと月間と設定をさせていただきました。期間中に除外申請書に添付書類を添えて、電子申請、郵送、窓口提出のいずれかの方法で申請をしていただきます。受付期間中に申請のあった方の情報は自衛隊へ提供する資料から情報を除外させていただきます。もしおわかりにならない方がいれば、総務課の方にお問い合わせをいただければと思います。

○高木 (9 番)

次にこの春の対象者の人数をお伺いいたします。

○総務課長

令和 7 年度の対象者は、22 歳になる方が 155 名、18 歳になる方が 168 名です。なお、1 名の方から既に除外申請を受け付けさせていただいている状況です。

○高木（9番）

この春、提供される対象者へ自衛隊や個人情報が提供されているということと、新しく作られた除外申請制度についての周知方法についてお伺いします。

○総務課長

対象者の個人情報の提供と除外申請制度につきましては、現在、町のホームページで公表をさせていただいております。ですが今回、広報の制作スケジュールと間に合いませんでしたけれども、次回からは広報たつのでも事前にお知らせをしてまいりたいと考えております。

○高木（9番）

この春、提供される対象者は18歳と22歳、合わせて323人ということですが、対象者全員に郵送で周知することはできないかお伺いします。

○総務課長

先ほどの答弁でも述べさせていただきましたけれども、自衛隊に限らず法令などに基づきまして、所定の手続きを経て個人情報を提供した場合でありますと、その対象者に個別に通知をするといった扱いはございませんので、今回についても郵送で対象者の皆さんに通知をする考えはございません。以上です。

○高木（9番）

町としては法的に問題ないからという理由で提供しておりますが、閲覧できる内容わざわざ提供しているわけです。除外申請制度についても知らなければ使うことができませんし、検討することすらできません。今回は間に合わなかったということですけれども、次回広報で広く町民にお知らせする、そのこと自体は大事なことなんですが、果たして対象者全員に確実に届くかというのは疑問です。対象となる18歳、22歳の人全員が広報を隅々まできっちり読んでいるとは考えにくいです。しかし郵送であれば、本人なり家族なりが目を通す可能性は高いですし、22歳の方の場合、辰野町に住民票があっても家にいないこともあります。郵送することでご家族が目にすることができます。やはり対象者全員に郵送して周知することが必要だと考えますか、できませんか。

○総務課長

先ほどの答弁と同じになりますけれども、他の制度また他の目的で所定の手続きを経て、提供を求めた場合のケースと異なった対応ということになりますので、現時点では郵送は考えておりません。

○高木(9番)

対象者全員に直接除外申請制度などをお知らせすることは絶対に必要だと考えます。この春についても除外申請制度の受付期間は3月31日までとなっておりますので、今から郵送準備をしても十分間に合います。対象者全員に対して郵送してお知らせすることを求めます。繰り返しになりますが、自衛隊から送られてきた案内を見て、自衛官等に応募しようと思った人はわずか1%ということを忘れないでください。松本市では今回、市内の各高校に個人情報の提供や除外申請制度についてのお知らせをしております。生徒に配布するかどうかは、学校ごとの判断だったようですが、それを見て松本市以外に住んでいる生徒が、自衛隊に個人情報が提供されているということを知るきっかけになりました。辰野町にも辰野高校があり、生徒に配布したり校内にポスターを貼ることで周知する方法もあります。町で作った除外申請制度の受付方法が、郵送・窓口だけではなく電子申請もあります。この電子申請を設けたということは、対象者に寄り添った対応だと思っております。申請するかしないかは個人の判断になりますので、判断するための材料を町として対象者全員に提供していただくことを強く求めます。次の質間に移ります。学童クラブ支援員の募集についての質問です。毎年、学童クラブ支援員の募集をしておりますが、なかなか応募がない状態で、教育委員会も頭を抱えているのではないでしょうか。新聞等に載っている勤務形態を見ますと、14時から19時のうち5時間、平日5日の勤務となっております。この勤務形態が応募の少ない大きな理由となっているということは、教育委員会でもわかっていることだと思いますが、この働き方を変更して募集するということはできないでしょうかというのが今回の質問です。例えば夕方5時まで、あるいは夕方6時までの勤務、また、学生等の場合ですと夕方5時からあるいは夕方6時から1、2時間の勤務、平日も2日や3日でも勤務が可能としてはいかがでしょうか。いくつかの働き方を設けて募集することで、このぐらいなら働けるかもしれないなと思う方がいらっしゃるかもしれません。勤務時間や勤務日数が短くても、多くの方に関わっていただくことで、子どもたちを見守る体制を整えることができるのではないかでしょうか。いかがでしょうか。

## ○学校支援課長

学童クラブは下校後や夏休みなど長期休業に、保護者が就労等により家庭内にいない児童が、家庭的な雰囲気の中で適切な遊びや集団生活を行う場所であり、様々な発達段階にある子どもを受け入れています。子どもたちは学校が終わると、「ただいま」と言って学童クラブにやってきて、宿題をしておやつを食べて遊ぶといった生活がほぼ毎日のように繰り替えられており、その中で支援員は子ども一人ひとりの心身の状態を気にかけながら、子どもたちが自ら遊んだり勉強したりできる環境を整え、長い目で見守っています。また、保護者に対してその日の様子を伝えたり、保護者からの相談に応じたりすることで信頼関係を築いています。学童クラブはこのような子どもの居場所であり、こども家庭庁から出されている放課後児童クラブ運営指針では、学童クラブ支援員は子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、その雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められるとしています。このような観点から、辰野町の学童クラブでも、基本的には開所している午後2時から7時までの間、毎日働いていただける方を募集しているところでございます。ですが議員ご指摘のとおり、決して応募者が多いわけではありません。実際に応募者があった場合には面接を行っておりますけれども、議員ご指摘のように週2日から3日あるいは勤務形態、勤務時間を短くする、そのようなことにつきましては相談に応じているところであります。毎年、町全体で行っております会計年度任用職員募集一覧表の中では、割り当てが1行から2行の中ではありますので、多くの情報を記載することはできませんけれどもハローワークに出している求人広告には勤務時間等の相談に応じることを記載しているところであります。今後も勤務時間等の相談には柔軟に対応していきたいと思っておりますが、国から子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるという観点から、1から2日の程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは、学童クラブの運営に当たって望ましくないものと考えるといった見解も出されていますので、このことも考慮しなくてはいけないと考えております。なお、学童クラブ支援員の募集に当たりましては、支援員はどのような仕事なのか、資格が必要なのかといった疑問や、大変そうな仕事といったイメージを持たれがちでありますので、今後は、最初は資格や経験がなくても、一定期間、学童クラブに携わって研修を受ければ資格が認定されることまた、夏休み、春休みなどの長期休業以外は午後からの仕事なので、午前中は自分の用事がで

きること、子どもたちと一緒に家庭的な雰囲気の中で仕事ができること、子どもたちと接して子どもたちの成長に関わることができることなど、支援員としての魅力や関心を持ってもらえるような広報も必要になってくると考えております。そのためにも、個別の募集広告も必要なかもしれません。学童クラブ支援員の募集にあたっては、少しでも多くの方に関心を持ってもらえるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

○高木（9番）

新聞の方にはちょっと枠があるということで、いくつかの働き方が掲載することができなかったというふうにおっしゃっておりましたけれども、先ほど答弁にもありました、個別の広報、チラシなどを作って、配って学童支援員のイメージがプラスになるようなことをしていくということも大事になってくるかなと思いますので、そちらの方も検討していただければと思います。これまででも、保護者や現場の支援員からは、もっと支援員を増やしてほしいという切実な声をたくさん伺っております。ギリギリの支援員の数で子どもの安全が確保できるのか、また支援員の体調面や働き方についても心配です。多様なお子さんも増えている中、支援員を増やすことが必要です。また、辰野高校やつくば開成高校、豊南短大で常にアルバイトの募集をしておくということも必要ではないでしょうか。学生にはとても良い経験になります。学童があるおかげで安心して働くという声を保護者からたくさんお聞きしております。学童はなくてはならない存在です。もっと支援員を増やし、支援員の働く環境の改善のために、そして何よりも子どもたちのためにあらゆる方法を考えて支援員を募っていただくことを求めます。次に最後の質問になります。子ども誰でも通園制度についての質問です。令和7年度から辰野町でも子ども誰でも通園制度が試行実施されます。まずははじめに、子ども誰でも通園制度の施行開始時期、利用するにはどうしたらいいのかを教えてください。

○町長

はい。この制度は全ての子どもの健やかな成長を支援し、良好な育成環境を整えることを目的としています。さらにすべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらず利用できる柔軟な支援を提供するため、月一定時間まで就労要件を問わず利用可能な制度であります。令和8年度の全国本格実施を見据え、町では円滑な導入を目的に試行的事業を実施し、準備を進めてまいります。

○子育て応援課長

試行開始時期及び利用方法については現在検討中ですが、令和7年6月頃の開始を予定しています。利用対象者は町内在住で、保育園や幼稚園等に通っていない生後6箇月から満3歳未満のお子さんです。実施施設は新町保育園を予定しており、定員は各年齢0、1、2歳1名ずつとなります。利用時間は、国の基準に基づき、月10時間まで、利用料金は一時的保育と同額の1時間400円を予定しています。以上です。

○高木(9番)

必要な方に情報が伝わるように、広報や健診等でもしっかりと周知していただくことを求めます。次の質間に移ります。現段階で想定される課題は何かお伺いします。

○子育て応援課長

本制度の導入に際し、いくつかの課題が想定されます。まず、試行施設では0歳児から2歳児の定員を各1名ずつ確保するため、途中入園を希望されるお子さんの受け入れが難しくなる場合があります。また、保育士の確保も大きな課題です。特に代替保育、変わりの保育士の人員確保については、現時点で十分な対応策を検討する必要があります。制度の試行期間を通してこれらの課題を明確にし、解決策を講じていきたいと考えています。以上です。

○高木(9番)

これから始まる制度ですので、どのぐらい利用者がいるのかわからないですし、この1年で見えてくる課題があると考えますので、試行実施する新町保育園での課題を町や園長会などでも共有し、本格的に実施する際、辰野町としてどのような形で実施するのが好ましいのかを見極めていただきたいと思います。現在保育士の人数がギリギリの状態で保育している状況ですが、もし利用する方が想定よりも多いという場合には、預かりが厳しくなってくるのではないかと懸念しております。なるべく十分な体制を整えていただきたいと思います。また申し込みについては先ほどどのぐらい1週間前までにというふうな話があったかちょっと聞けなかつたんですけども、1週間前にということを聞いております。慣らし保育がない中でお子さんを預かるというのは保育士の負担はかなり大きいというふうに考えられます。預ける前には当然、保護者と懇談すると思いますが、国は柔軟に簡単にタイムリーに予約できることを新制度の利点として押し出しており、できるだけ利便性を高めたシステムにするとしております。今後、利用にあたっての申し込みが簡単になると

も言われております。町外の方が利用される可能性もあります。申し込みがアプリなどで簡単に行えたとしても、保護者との事前の懇談はしっかりと行う予定なのかどうかをお伺いいたします。

○子育て応援課長

国では、こども家庭庁を中心に、本制度の円滑な運用を目的として、システム基盤の整備を進めています。これにより各地方自治体・施設・利用者が効率的に制度を活用できるようになります。しかし、本制度を初めて利用するお子さんにつきましては、安全かつ適切な保育環境を確保するため、必ず事前面談を実施する予定であります。保護者の不安を軽減し、保育士との情報共有を図ることで、安心してお子さんをお預かりできる環境を整えてまいります。以上です。

○高木（9番）

初めてのことは面談は必須だということで少し安心しました。子どもの安全と現場の保育士の負担を考えながら進めていただきたいと思います。また、現在実施されています、一時的保育とこども誰でも通園制度併用は可能なのかどうか、お伺いします。

○子育て応援課長

町では、現在 6箇所の保育園及び子育て支援センターにおいて一時保育事業を実施しています。この事業は満 1 歳以上の未就園児を対象とし、保護者の就労の有無に関わらず、様々な理由で利用可能となっています。一方こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無に関わらず、様々な理由で利用可能であることに加えて、家庭外での新しい体験や同世代との交流機会を提供することを目的としており、既存の一時保育とは事業内容が異なります。そのため、両制度の併用は可能であります。以上です。

○高木（9番）

そういった点も周知していただければというふうに思います。今回の制度は、在宅で子育てする保護者の孤立や不安の解消に繋げていきたいということもあって始まる制度です。この制度だけではなくて、電話で保護者に声掛けをすることはできないでしょうか。本当に困っているときに、相談窓口に電話をする人ばかりではありません。現在も困り感を持っている保護者には、何度も電話をされているとお聞きしておりますが、待っているだけではなく、町から声をかけて保護者と話すこと

で、孤立感や不安の解消に繋がるかもしれません。今、電話をかけたり受けたりすることに抵抗のある保護者もいると聞いておりますが、例えば健診のときに、電話での声かけについて伝えておく、相談窓口の電話番号を登録してもらうなどで、知らない電話番号から連絡が来たと不審に思われるなどを防げると思いますし、逆に何かあればここに電話をすればいいというお知らせにもなると考えます。お伺いします。相談窓口を設けるだけではなく、小さいお子さんを育てているご家庭に電話をして、困っていることはないかなど電話で声掛けすることはできないでしょうか。

#### ○子育て応援課長

困っていても声を上げられない家庭への電話による声かけについては、現時点では課題が多いため、実施は難しいと考えています。主な課題として、対象家庭の連絡先の取得方法や、突然の電話に対する不信感が挙げられます。場合によってはかえって警戒心を強め、心を閉ざしてしまう可能性もあります。子育て支援センターには、まちの保健室があり、就学前の児童に関する相談をベテラン保育士が受けています。この保育士は各種健診にも同行しており、ほとんどの児童と接点がありますので、気軽に相談いただければと思います。今後、令和7年度にこども家庭センターを設置し、子育て家庭への支援体制をさらに強化していく予定です。これにより、より多くの家庭に寄り添った支援が可能となるよう努めてまいります。以上であります。

#### ○高木（9番）

電話に抵抗を感じる保護者も多いという話は聞いておりますし、電話をプレッシャーに感じてしまうという方もいるかもしれません。私も子育て中ですが、子どもが小さいときは気持ちに余裕がなくなったことがありました。きっと町内にもそんな保護者の方がいるのではないかと思う。子育て支援センターに先ほど答弁の中にもましたが、まちの保健室という相談できるところがありますが、あんまり電話かかってこないと聞いております。町が行った未就学児と小学生のいるご家庭の保護者アンケートでは、1割ほどの方が悩み事を相談できる場や相談する人がいないと回答しております。これはかなり大きい割合です。国でも親子のための相談LINEというものを設けており、そこに連絡すると自分の住んでいる1番近くの児童相談所の相談員に繋がるラインもあります。しかし辰野町独自でのLINE相談窓口が

あっても良いのではないかと考えます。電話・対面と、もう 1 つの相談ツールを作っていたいことを要望します。千葉県にあります我孫子市では、ある悲しい事件がきっかけとなり LINE での相談を始めたそうです。電話で話を聞きましたが、かなり参考になりますのでぜひ問い合わせをしてみてください。こども誰でも通園制度は、保護者のリフレッシュや孤立感の解消のために、選択肢が増えるという点ではいいものだと思いますが、運用の仕方が気になるところです。発達が気になるお子さんに関してはどうするのかも考えていく必要があります。町としてどのように本格的に実施していくのか、利用者や保育士の声を聞きながら検討していただきたいと思います。以上で私からの質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 2 番、松澤千代子議員。

【質問順位 7 番 議席 2 番 松澤 千代子 議員】

○松 澤 (2 番)

それでは本日最終の質問です。よろしくお願ひいたします。通告者に従いまして質問をさせていただきます。最初に辰野病院についてお伺いいたします。先日、宮木区で区民と議員のタウンミーティングをさせていただき、大勢の方々からたくさんのご意見を頂戴いたしました。その中の辰野病院についての 3 つのご意見についてお伺いしたいと思います。まず 1 つ目は、これから後の病院経営の展望についてです。新聞紙上に掲載される赤字の問題は、町民にとっては大きな不安となっております。SNS 上のネット評価はあまりにも良くないわけとして、すべて鵜呑みにする必要はないと思いますが、耳を傾けることは大切ではないでしょうか。そのあたりからの改善策によって収益改善に結びつけていく糸口を探っている姿勢、それを示すべきではないでしょうか。高齢者にとって病院は必要不可欠でありまして、一番身近な存在です。別の言い方をするなら若かりし頃の職場同様、平時通う場所、ある意味では居場所同様であります。公立病院の赤字経営は全国的なものと町民誰しも承知いたしておりますが、このような小規模な町営の病院として、これだけの赤字ではどうなのだろうか、継続していく良いのだろうかなどと様々な思いを抱いているわけです。町民は全員が当事者です。当事者の町民として、皆さん大変大きな不安を抱えているわけですので、これから将来の病院の経営に対する町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町 長

はい。新聞報道等でもご存知のとおり、全国的に公立病院の経営は非常に厳しい状況にあり、赤字経営の病院が増えている状況であります。2024 年の診療報酬改定では、人件費の上昇や物価高騰による経費の増加に対応できておらず、辰野病院でも経営状況が悪化していることをご理解いただきたいと思います。病院スタッフは安定経営を目指し職員一丸となって知恵を絞り、様々なことに取り組んでおります。令和 6 年 9 月末現在では、3 億円の赤字決算が見込まれましたが、現状の決算見込みでは赤字額は縮小される見込みであります。人口減少により懸念されるのが、患者数減少以上に医療従事者の確保であります。今後、病院経営をしていく上でも、医師確保等重要な課題であると認識しております。私自身も院長、事務長と一緒に県や信大等に出向き、医師確保に力を注いでまいりたいと思っております。辰野病院は辰野町の地域住民にとってなくてはならない病院でありますので、そのために町としてもできる限りの財政支援を行い、全力でこの病院を守っていく覚悟であります。

○松 澤(2 番)

人件費の問題はどこでもどの職業でも大きくのしかかってるのは誰しもわかってると思います。そしてなくてはならない病院、そして守らなければいけない病院、それも皆さんわかっているんですけども、やっぱり不安になるんだと思います。そんなことでね、できる限りの赤字を消していく、少なくしていく、そんな方向に進めていっていただきたいと思います。守るべき病院だと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。病院にはある程度の検査機械や器具が備わっているわけですから、それなりの検査等はできるわけです。高価な検査機械のそれらは町の個人医院の先生たちにもご利用いただくっていうことも必要だと思います。そういう連携をしていっていただければと考えております。また高齢者の割合が高くなっている当町にとっては、かかりつけ医、そして科の整理あるいは科の取捨選択の問題も出てくることと思います。そのようなときは町民の不安の声、その相談も必要でしょう。身近に感じられる存在のそんな頼れる辰野病院であってほしいと願っております。2 つ目は小児科です。国の方針や町長の思いもあって、これだけ子育て支援策に注力して辰野町の方針を打ち出しているんです。タウンミーティングでも小児科を充実させてと呼ばれておりました。どちらかというと、個人医院のような診療を

多分望んでいるような感はあります。しかし、子どもの発熱など予期できないものそのような対応ができる午後診療、午後診察があればどんなにか助かるママたちが多いことかと思います。現在、診療にあたってくださっている日高先生には遠路を通ってくださり、本当にありがたいことだと感謝しております。ただ、午後診療があれば、ママたちはもっともっと働きやすい環境を得られるのです。過去を持ち出しても仕方のないことですが、下辰野出身の小児科の医師は下諏訪町へ開院され、辰野病院の小児科にいらした先生は南箕輪に開院され、このような状態を当町として何とかできなかつたのか。素人考えではありますが悔やまれて仕方がないという声が未だに聞こえます。どこでも医師不足、それは十分承知しております。開所される病児・病後児施設の運営を鑑みるにつけ小児科の充実を望むわけですが、この辺りはどのようなお考えでしょうか。

○辰野病院事務長

辰野病院の小児科診療ですが、短時間勤務の日高医師が週 4 日、信大からの派遣医師が水曜日の午前と第 2 土曜日の午前診療を行っております。日高医師は信大からの派遣医師として、平成 30 年から勤務いただいておりますが、それまでは 10 年以上もの長い間、常勤医が不在でしたので医師不足の中、信大の辰野病院へのご協力には大変感謝しております。日高医師には午前診療のほかには、午後は予防接種、町の乳幼児健診、保育園・学校での健診などを行っていただいております。診療時間を十分確保しなければならない慢性疾患の患者さんなどは、午後予約にて診療を行っております。また、今後は病児・病後児保育への協力もしていただきます。このような状況から、小児科の午後診療は非常に厳しい状況であります。急な発熱など救急対応は、必要であれば可能な限り対応はさせていただいておりますので、まずは病院にお問い合わせいただければと思います。なお、町議がおっしゃるとおり小児科医の町外での開業については大変残念なことだとは思いますが、開業された先生方に辰野町への開業を直接交渉したことございますけれども、人口や患者ニーズ、立地条件、運営面など考慮され開業された先生ご自身が判断され、町外での開業をご決断されたことだと思います。今後も信大などからの医師の派遣を協力していただきながら、小児科診療を充実させていきたいと思っております。

○松 澤(2 番)

はい。ありがとうございます。よくわかります。本当に医師不足ということで、

甥が医学部へ受かったその日に、辰野病院においてて言つときました。ていうくらい本当にね医師不足だと思います。みんなから言われるって言つてました。本当に大変なことです。でもね本当に日高先生には感謝しております。子どもは知能の発達から人見知りが始まります。白衣を着てるだけで怖いのです。いつもの日高先生なら落ち着いて受診できる子がいると聞いております。日高先生には今後ともね、末永くお願ひしたいと思います。しかし、病院経営のための施策も打ち出してほしいと思っております。3つ目です。一刻も早く受診したいがためにまたは待合室で椅子に座っている時間が腰に響き辛いなどと、様々な理由から朝早くから順番を取りに来ていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるわけです。その方たちからのご意見です。曜日によって科も違いますので一般的な話でないことは承知です。7時35分に到着しても、既に5、6人が並んでいる。待っている人は家族のための順番を取りに来ている人たちです。そのため時間的に余裕のある高齢者が多い。冬は寒くて大変堪える、暖かいところで待つことはできないだろうか。建物の中に入れてほしい。座って待つことはできないかというご意見です。もう1つ「朝、順番を取りに行つても診察してもらえる時間は11時半だよ、どう思う。いくら予約が優先だからといって1人や2人、間に入れてもらえないのか、新規の患者として行くときは切羽詰まっているんだ」とおっしゃる方は何人もいらっしゃいました。このあたりはどう感じられますか。いかがでしょうか。

○辰野病院事務長

現在、辰野病院では7時50分、正面玄関の開錠、8時受付とさせていただいております。過去にも十分検討を行つた中で、この時間設定をさせていただいております。寒い中お待ちいただき、ご不便をおかけしておりますけれども、今以上に時間を早めることはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。また早い時間に順番を取つていただいても、予約患者さんや救急対応などでスムーズな診療につなげることが難しい場合もございます。担当看護師が待ち時間の少ないよう配慮し、お声がけをさせていただいているところでございます。辰野病院としても、待ち時間の短縮を目指して診療体制を検討しておりますので、長時間お待ちいただいての診療になることもございますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

○松澤（2番）

その受診の順番ですが他の方法はないのでしょうか。例えばほかの病院では電話予約のシステムをとっているところもありますし、そういうことは辰野病院で取り入れることは無理なのでしょうか。また30分以上お待ちの方はお声をおかけくださいという張り紙のあるところもあります。予約以外の方には、診察状況によりますがおよそ何時頃になると、最初から一声かけておくのも一案だと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○辰野病院事務長

当日の予約はできませんけれども、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで電話予約が可能となっております。また当日、受付の方は、各科外来窓口で診察の予定時間の確認をお願いしたいと思います。長時間お待ちの患者様には、職員からお声がけもさせていただいております。なお、体調が悪くなった場合、長時間お待ちいただいている場合には、窓口に声をかけていただく旨の掲示はさせていただいておりますので、お願いいいたします。

○松澤（2番）

何時頃になりますっていう、最初から一言声をかける。それが患者からね、何時頃になりますかってなかなか聞けないんですよね、かけづらいというか声をかけづらいそんな思いがありますので、どうぞ看護師さんの方から、何時頃になりますっていうね、そういうメッセージを声でかけていただければありがたいと思います。それからずっと待っていたら、やっぱり私こんだけ待ってるんですけどっていう声はかけてくださいっていうね、張り紙はあってもいいかなっていうふうに思うんですけどそのあたり検討してみていただければと思います。町民の皆さん的心の支えになる病院にしていきたい。病院の経営についても町民自身も参加する方向でいけるといいなというふうに思っています。みんなでこの辰野病院を盛り上げていければいいなと思います。続いての質問ですけれど、同じ宮木のタウンミーティングからです。Wi-Fiについてです。以前にお願いしたボランティアセンターのWi-Fiは使用可能となり、地球人ネットワークや日本語教室では大変スムーズに活動ができるようございます。ただ、ボランティアセンターが使えないときには代替で使う老人福祉センターの方でWi-Fiが使えないようで難儀しているとのことです。この学習ではYouTubeを使ったり、言葉の変換のためのボイステラーを使っています。諏訪市も箕輪町も公共の建物では全てWi-Fiが使えるのに、辰野町はどうして

使えないのか。避難所になるべき建物ではないと Wi-Fi は入れられないと以前に伺いました。老人福祉センターは公の施設ということで使えるようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○DX推進担当課長

はい。お答えします。現在、老人福祉センターにおきましては利用者向けの Wi-Fi は整備されておりません。当該施設につきましては、現在、機能移転について検討しているところでありまして、そういう結論が出るまでは現段階では整備の予定はありません。今年度以前から要望の多かったボランティアセンターには、Wi-Fi 環境の整備をさせていただきました。そのほか駅前にあります世代間交流センターの茶の間においても、追加で整備をさせていただきまして、2月より一般の方も利用できるようになっております。また、町民会館の各会議室においても、Wi-Fi 環境は整備されておりますので、会議室利用者については Wi-Fi を利用することは可能となっています。また荒神山のパークセンターふれあいについては、ちょっと現在機器の故障により一時的利用できないような状態になっていますが、既に修理の手配は済んでおりますので、今月中には復旧の予定となっております。こういった Wi-Fi 環境が整った町内施設多々ありますので、こちらの方を有効に利用していただければと思います。なお災害時に關しましては老人福祉センターも含めモバイルルーターであったりとか、職員用のとか目的、現在は一般に公開してないような設備を開放することで通信環境の確保はしてまいりますので、よろしくお願いします。

○松澤（2番）

はい。確かに存続不確定の建物についているのは難しいかもしれませんけれども、老福センターの移転、これを早目に実現していくことが必要になるかなっていうふうに思います。様々なものを活用していただくように、皆さんにお伝えしていきたいと思います。関連事項です。西小学校第1体育館の長寿命化工事が完了して、子どもたちのお礼の会が開かれたとの記事を新聞紙上で読みました。床が柔らかくて電気が明るくて綺麗な体育館で、そしてそこで健康な体を楽しく遊びながら作っていってほしいとつくづく思いました。女性の集まりでもこのような話をしましたが、この体育館は避難所にもなるわけですから Wi-Fi は当然ですが、災害時にも使える電源ですね。非常用のコンセント、スマートフォンなどを充電できるコンセントが必要になりますので、新聞紙上では確認できなかったこの部分を確認させていただ

きたいと思います。これが装備されているのでしょうか。

○学校支援課長

辰野西小学校第1体育館には、令和元年度に学校ICTを導入した際に、各教室と同様Wi-Fiが利用できる環境を整えております。これは辰野西小学校だけに限らず、町内すべての学校の体育館に整えているものでございます。今回、体育館の大規模改修を行いましたが、工事前と同じ状態でWi-Fiが使用できることになっております。ただし学校におけるWi-Fi環境につきましては、インターネットを利用した学習環境の整備を目的に設置したものでありまして、普段は授業のみで利用できる環境になっております。災害時に体育館が避難所となつた場合には一般開放も見込んでおりますけれども、停電した場合には、今回体育館に設置したエアコンの室外機による自家発電、こういう機能を持っておりますけれども、これによって供給できる電気は体育館に限られてしまつますので、Wi-Fiの本体が学校の事務所にある場合にはWi-Fiは使えなくなってしまうことになります。ただこの場合には、教育委員会に備えておりますモバイルルーター、持ち運び用のルーターですねこれが対応可能であると考えております。この方モバイルルーターにつきましては、実際に能登半島地震の復旧対応に当町から職員を派遣した職員が、現地で使用した実績がありますので大丈夫だと思います。続いて災害時使用可能な電源についてですが、今回、辰野西小学校体育館には2つの電源を備えました。1つ目が、エアコンの室外機による電源確保であります。今回、辰野西小学校第1体育館の長寿命化改修工事に合わせて空調機の整備を行い、停電時に自家発電機能を持つガス式のエアコンを採用いたしました。ガスを燃料に室外機4台が稼働することで発電し、体育館内の電源を確保することができるようになりました。室外機稼働時には最大8000ワットまで接続可能で使用可能なコンセントはアリーナの壁コンセント4箇所とギャラリー2箇所2階に3部屋ありますけれども、この部屋の各1箇所でございます。もう1つ、太陽光設備による電源の確保をいたしました。体育館屋根の一部に設置した太陽光発電から体育館2階の多目的ルームに1箇所、電源コンセントを取ることができます。ただこの太陽光発電には蓄電池を備えておりませんので、使用できるのは太陽光発電が稼働しているとき、晴れているときに限るといった条件であります。以上です。

○松澤（2番）

大きな工事でしたのでたくさんのことができるようになったのだと思います。ル

ーターを活用してできるということも伺いましたので、これも皆さんにお伝えしていきたいと思います。多くの人々に安心拠点、この西小学校の体育館が安心の拠点になること、それを望んでおります。今どきの装備が安心安全という合言葉に結び付けてくれることを願っております。次に先月、伊那谷北部3町村の支援事業として行われた、災害時外国人支援サポートー講座に参加させていただきました。実践編でしたので、避難所に避難されてこられたことを想定した、外国籍の方々に聞き取りをして個人カルテを作成するというものでしたが、やさしい日本語ってなんて難しいのかと痛感いたしました。敬語と言われる尊敬語、謙譲語、丁寧語は使わない、短い文でやるなどと簡単なようでいて、なかなか難しいものです。例えば、土足厳禁という張り紙を説明するとき、靴を脱ぐ、厳禁を脱ぐという言葉に変換するのですからなかなか浮かんでこないのが実情です。そのようなわけで、普段からの近所づきあいが少しでもあれば、個人カルテの作成が前に進んでいくと思うのです。また、安否確認が容易にできるでしょう。そこで例えば区や町内で開催されるスポーツ大会やお祭り、文化祭などのイベントへ外国籍町民の皆さんのが参加していただくことができるなら、それによって地域とのコミュニケーションが取れるのではないかと思います。世界には地震など災害経験のない国もありますから転入手続きのおりに、自然災害の起りうる日本だということも話していただき、身の安全を確保するために地域コミュニティへの参加を促していただければと思うのですがそれは可能でしょうか。

○まちづくり政策課長

町の各種イベントの情報等については、地球人ネットワークの皆さんのが運営する日本語教室などを通じて行っておるところでございます。そんな中でも地域のコミュニティへの参加の促し方についてはひとつの課題と捉えております。外国籍住民の方、また外国にルーツのある方の中には、自治会組織に入っていない方も多く、広報や回覧が手元に届かない、あるいは届いても読むことができず、内容の理解ができないといったことを聞いております。また日本の自治会組織そのものが母国にないため、そもそも知らないまた理解できないということも挙げられます。自治会への加入促進は、防災的な観点からも重要であり、実際災害時における地域の受け入れ体制の構築についても影響があり、必要と考えているところでございます。様々な国籍の方がいる中で、全てに対応した対応を整えることは難しく、防災のみ

ならず、外国籍の方と意思疎通を図るために、やさしい日本語の普及と理解が役場をはじめ地域において不可欠と考えております。やさしい日本語は普段使われている言葉を、外国籍の方にもわかるように配慮した日本語のことで、ハサミの法則で成り立っております。はつきり最後まで短く伝えることが勘所であります。私も北部3町村の研修に出させていただいて、非常に1日をですね過ごす中で勉強になったというところを感じるところですが、外国籍住民の方は災害時に特有の日本語に戸惑うことが多いと言われております。議員おっしゃられたように、避難所や災害などは日常会話では使われることがないため、伝わりづらいとなっております。「にげるところ」また「じしん、かじ」といったものを、ひらがなで表示するなど、また単語を言い換えるなどすることによって、外国のルーツのある方ですね、伝わりやすくなるというふうに捉えております。町としても、昨年度やさしい日本語講座を職員向けに実施しました。まずは職員からですね外国籍住民の方、外国にルーツのある方々への理解を深めてまいりたいというふうに考えております。1つの事例ではありますが、昨年、在籍する町会の中で外国籍の方とのつながりができるないと悩む方がいらっしゃいましたが、その方はやさしい日本語を勉強する中で、町会の回覧に行事情報にですねふりがなをふる、やさしい日本語の対応を行ったところ、外国籍の方、外国にルーツのある方がですね、その意味が通じましてこのことをきっかけに行事へ参加するといった、地域コミュニティに関わることもできるようになったということを伺っているところであります。役場の住民税務課の窓口でも、転入手続きの際には日本国籍の方への自治会加入の案内はされてきておるところでございますけれども、外国籍の方、ルーツのある方を対象とした案内が十分でないといった現状もございます。今後はですね、やさしい日本語やフリガナをふった加入促進案内の作成など、各課連携しながら理解を深めていきたいと、そうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、各区における外国籍住民の方、またルーツのある方をですね、各区においての現状についてアンケートをですね、今後してまいりたいと思っております。区のお考えもですね考慮する中で、例えば区の役員さんを対象としたやさしい日本語の出前講座等々もですね、開講していけたなというふうに考えているところでございます。以上であります。

○松澤（2番）

日本には「郷に入つては郷に従え」とか「業を知つて業の人になる」とかそういう

う言葉がありますが、多分外国ではそういう風習がないんだと思います。そういう日本にお見えになった方たちは、できれば日本のことを使っていただきたい、日本人の人たちも日本だけかもしれないけれどもこういう風習がある、だから仲良くしようよっていうそこなんですけれども、そういうことを言葉で交わす、そういうことが大事なんじゃないかと思います。またね、フリガナをふるっていうのはとってもいいことです。回覧板なんかにちょっとフリガナをふって回してあげるとか、そんなことができたらいいなって思います。ハサミの法則、その法則もしっかり皆さんで共有して、そしてなるべく短くそして簡単な言葉、簡単な言葉を探すのが本当に大変なんですけれども、でもやっぱりみんなでそういうふうにして、受け入れ態勢を整えるっていうことが大事なんじゃないかなっていうふうに思います。転入手続きの折には、できるだけ隣組に入っていただきたい、そして地域を知っていただきたいということをねお伝えする必要があると思うんです。でもこれは外国籍の町民の方だけじゃなくて誰にでもそうだと思うんです。都会から移住してきた人もそうですし、みんなとにかくこの地域を知っていただきたい、みんなと仲良くしていただきたい、だから隣組に入ってくださいっていうようなね、そういう思いで伝えていただくことが大切かなっていうふうに思います。また地球人ネットワークのような民間の支えあいグループもあるよっていうことをお伝えする。そうすれば、そこに入ってさえいれば、いろんなことが勉強できる、同じような仲間がいるって会話が弾む、だから楽しい日本っていうことになると思います。そして防災についてもかなり理解していただけるんではないか。防災についてのかなりの割合で安全が担保できるのではないか。私はそういうふうに思いまして外国籍の方を含めて誰も彼もにとって、ご近所のコミュニケーションがすべての事柄について 1 番大切なこと、辰野は安全な町、だから仲良くしようねと公言したいと思います。次に子どもたちの居場所という点でお伺いいたします。本来ならば、子どもの居場所は家庭です。家庭が一番心休まる場所であるはずなのです。ところが、社会情勢の変化によって、公の場に居場所を求める状況になりつつあります。先ごろから辰野町でも辰野駅前のフューチャーセンターを利用して、さらにボランティアの手をお借りして運営しているわけですが、中学・高校生の近隣の市町村のように開放された快適な環境の居場所を求める声があります。先ほど小林議員が質問したことと重なりまして、だぶつてしまいますが、私のところにも地域の方々からのご意見が届いており

ますのでご容赦いただきまして質問させていただきます。中高生の居場所としての町民会館のエントランスホール、そして 104 の部屋開放をした、その中心とした計画・経緯と現状をご説明していただければと思います。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。以前から私のところにも、駅周辺に中高生が学ぶ場所が確保できないかと、そういう声をいくつかいただいてまいりました。その内容は、学校帰りに親の迎えを待つ場所であったり、学習できる場所それから電車を待つ際に過ごすことができる場所を、さらに静かに学習できる場所を、辰野町図書館が閉館をする 18 時以降に学習できる場を等々様々でございました。そのような中、議員が言われるように近隣の市町村においても、中高生の居場所、特に静かに学習する場所が確保されている状況を見るにつけ、辰野町でも早い段階で何とか確保できないものかそんなふうに考えてまいりました。できれば、駅周辺特に宮木駅近くに確保できればこれは最高なんですけれど、そのような場所はすぐに確保できるってことは大変厳しい。そこで今回緊急避難的な措置として、町民会館内に設けたということになります。まずコロナ禍の影響を受けて長い期間、飲食だとか会話等を禁止してきた入ったすぐのとこですね、エントランスホールをコロナ禍前に戻し、自由にくつろいだり休憩したりすることができる場、簡単な飲食ができる場、ちょっとした打ち合わせができる場、待ち合わせの場所これを確保いたしました。静かに学習できる場は、町図書館の 2 階学習室これが最適なんですけれど、しかしこの場所は図書館が 18 時に閉館となるため、それ以降は使用できません。そこで毎日 22 時まで守衛さんがいる町民会館内に設けることにしたということになります。先ほど小林議員の質問にもお答えしましたが、この 104 の学習室ですけれど年度内いっぱいは予約が入っておりますので、新年度、令和 7 年度からの開放ということになります。さて 2 月から開放したこのエントランスホールのことですけれど、実は翌日から多くの中高生や一般の方々が利用し始めました。これにはちょっと驚きました。夕方からは多くの中高生が丸テーブルを利用して学習をしている、そんな姿も見られました。昼食時あるいは夕方には友だち数人と談笑しながら軽食を取る、お茶を飲むという微笑ましい光景も毎日見られております。エントランスホールがこのようにくつろぎの場として、また会話や打ち合わせの場として、昼などはちょっとした飲食の場として利用されている。夕方以降は、ほぼ毎日

中高生の学習の場として利用されている。これは正直驚きました。中高生を含め町民の皆さんもこのような開放を待っていたんだとそんなふうに感じました。104 学習室が今後開放された際は、どのような光景が見られるかちょっと楽しみでもあります。以上です。

○松 澤（2番）

はい。私もあの姿を見て本当に嬉しいと思いました。子どもたちもいますしテーブルがもう倍くらいあってもいいんじゃないかなっていうふうに思っております。はい。そして、子どもたち 104 を解放したときに、その見守りとか管理とかはどのようにされていく方針か伺ってもよろしいでしょうか。

○教育長

はい。町民会館内の 104 学習室でございますけれど、事務局に最も近くて管理しやすい、また 17 時以降は先ほども言いましたけれど守衛さんが毎日常駐している。これは年末年始以外は常に毎日、土、日も含めて常駐しておりますので、子どもの見守りにではそういう夜間も十分なんだろうな、そんなふうに思っております。エントランスホールは小学生も含め、誰でも利用が可能ですが、小学生の利用については夕方以降はご遠慮いただくこととしたいと思っております。一方、学習室の利用ですけれど、中高生以上を想定していますけれど、基本的には保護者の送迎待ちだとか、夜間の学習ということですから基本的には保護者の責任でということになりますけれど、教育委員会の職員も 6 時、7 時頃までおりますしね、何かあったときには対応できるかな、それから先ほど言いました繰り返しになりますけれど、守衛さんもおりますので対応できるんだろうなというふうに思っております。基本的には保護者の責任で利用していただくということ、先ほど小林議員の質問の時にも関連するんですけど、私もいくつかのこの施設を見る中で、やはり勉強したいという中高生、これ本当に 1 人になりたいですね。1 人になって静かに勉強している、そんなところですのでね友だちと一緒にそういう談笑とかいうのはエントランスホールで、学習室はまさに 1 人になりきって学習をしていただく場というふうに考えて、すみ分けをしっかりとしたいというふうに思っております。この中高生だけではなく、短大生もまた一般の町民も学習をするということになれば、利用していただければとそんなふうに思っております。いずれにしましてもこの解放のために、人を確保するってことですね、管理する方を確保するってことは、そこまでは考え

ておりません。以上です。

○松澤（2番）

中高生の居場所としては、誰の目も届く開放された空間が必要だと思っております。将来的には学校の通学途上ということで、教育長の方からも宮木の駅あたりっていうご意見も出ましたけれども、ちょっとその辺りも私はいいなっていうふうに思っております。そして、学校の通学途上で、そして家族の送迎に対応できて学習に必要なものを広げるスペースがあって、そして友だちとも関われる場所であること、それが備わっていることが必要なんじゃないかなっていうふうに思います。中高生が学業に向かうことができる環境、それは本当に素晴らしいことです。友だちと群れていられるのも素晴らしい環境です。ぜひとも早急に整えてやってほしいと願うのですが、緊急的なっていうふうに教育長おっしゃいましたが、いつ頃を目途にって考えているか伺ってもよろしいですか。希望的に。

○教育長

はい。私は本当にはね正直言ってすぐにでも欲しいんですけど、教育委員会では何もできません。またこれ町との相談をしていかなければいけないんですけど、きっとね町の方もこの中高生の居場所、学習する場っていうのはきっと大事に考えててくれるというふうに思っております。期待をしておりますので、いつまでってことはちょっとね期限くるってことはできませんけれど、きっとそんなに遠くないうちにはというような町長の顔見て私言ってますけれど、そんな思いがございます。

○松澤（2番）

私も同じ考えでいますので、町長、副町長そして町の皆様ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それと余談ですけれども、先日あるテレビの番組で子どもは育てられない、子どもは1人しか育てられないとか産めないとか、そういうふうに判断するのは、住宅の広さに関わってくるのだそうです。あと1部屋分広がったらもう1人産みたいとインタビューされたママたち数人が答えていました。子育てしやすい安価でもう少し大きな住宅というのも、子育て支援になるのだと思いました。様々な子育て支援策を研究されていただければありがたいと思います。私は子どもたちの、すべての子どもたちの活き活きとした笑顔と明るい笑い声を望んでおります。ぜひ一緒に進めていっていただきたいと思います。以上で質問を終了させていただきます。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにござ異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

#### 9. 延会の時期

3月10日 午後4時35分 延会

## 令和7年第2回辰野町議会定例会会議録（9日目）

### 1. 開会場所

辰野町議事堂

### 2. 開会年月日

令和7年3月11日 午前9時30分

### 3. 議員総数

14名

### 4. 出席議員数

14名

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 古 村 幹 夫 | 2番  | 松 澤 千代子 |
| 3番  | 栗 林 俊 彦 | 4番  | 吉 澤 光 雄 |
| 5番  | 牛 丸 圭 也 | 6番  | 小 澤 瞳 美 |
| 7番  | 向 山 光   | 8番  | 樋 口 博 美 |
| 9番  | 高 木 智 香 | 10番 | 林 政 美   |
| 11番 | 本 田 光 陽 | 12番 | 小 林 テル子 |
| 13番 | 津 谷 彰   | 14番 | 舟 橋 秀 仁 |

### 5. 地方自治法第121条により出席した者

|           |         |          |         |
|-----------|---------|----------|---------|
| 町長        | 武 居 保 男 | 副町長      | 山 田 勝 己 |
| 教育長       | 宮 澤 和 徳 | 総務課長     | 加 藤 恒 男 |
| まちづくり政策課長 | 三 浦 秀 治 | DX担当推進課長 | 赤 羽 謙 一 |
| 住民税務課長    | 桑 原 高 広 | 保健福祉課長   | 竹 村 智 博 |
| 子育て応援課長   | 高 倉 健一郎 | 産業振興課長   | 岡 田 圭 助 |
| 事業者支援担当課長 | 菅 沼 隆 之 | 建設水道課長   | 熊 谷 健 司 |
| 会計管理者     | 上 島 淑 恵 | 学校支援課長   | 小 澤 靖 一 |
| 学びの支援課長   | 福 島 永   | 辰野病院事務長  | 桑 原 さゆり |

### 6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

|           |         |
|-----------|---------|
| 議会事務局長    | 菅 沼 由 紀 |
| 議会事務局庶務係長 | 小 林 志 帆 |

### 7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

|         |         |
|---------|---------|
| 議席 第 5番 | 牛 丸 圭 也 |
| 議席 第 6番 | 小 澤 瞳 美 |

### 8. 会議の顛末

#### ○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆様におかれましては、早朝からご来場ありがとうございます。定足数に達しておりますので、令和7年第2回3月定例会第9日目の会議は成立いたしました。欠席の届け出ですが、中村代表監査委員より欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、一般質問であります。10日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席7番、向山光議員。

【質問順位8番 議席7番 向山 光 議員】

○向 山 (7番)

おはようございます。一般質問2日目です。3月10日、11日という、こういう並びで一般質問が行われるのは、私の議員任期10年の中でおそらく初めてだらうと思います。3月10日は東京大空襲があった日です。空襲を逃れて辰野へも学童疎開が行われました。そんな日々から80年が経ちます。3月11日には14年前に東日本大震災が起きました。犠牲になられた方、1万5,900人ちょうどです。災害関連死3,808人、いまだ行方不明の方2,520人、この中には、私も何回か訪れた大川小学校の子どもたちもいます。犠牲になられた方々のご冥福を改めてお祈りしたいと思います。今もって避難生活を送られている方は、全国で2万7,615人、地震大国日本において東日本大震災がほかの震災と決定的に違うのは、地震と大津波、津波が原因ではないと言われていますが、福島第1原発の事故であります。避難生活者の多さもそれに起因します。さらに例えば880トンに上ると言われるデブリ、取り出されたのはわずか0.7ミリグラム、100億分の1です。安全神話のもとで進められた原子力政策が一時転換したかと思いましたが、今政府は原発回帰に舵を切り、原発の海外売り込みに躍起になっています。原発事故から5年後、2016年板沢最終処分場の建設計画が明らかになったとき、辰野町側住民が訴えたのはこの安全性です。それでは通告に従い質問に入ります。まず、板沢地区最終処分場建設計画についての質問です。今回を最後の質問にしたいものだと思っています。板沢地区最終処分場建設計画は、諏訪市及び湖周行政事務組合の計画断念ということで一応の決着になりました。その上で、今後に向けて辰野町としての考え方を整理しておくべきであると思います。諏訪市の金子市長が、辰野町の皆さんの同意がなければ執行できないと考えているという発言を最後まで守られたこと、そして新たな建設予定地を探す

という極めて困難な課題に踏み出されており、改めて心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。一方で、諏訪市長は新聞報道によれば感情的なもの、峠を越えた場所での建設への嫌悪感から、科学的なアプローチも理解に至らなかつたと述べたとされています。今更この諏訪市長の発言について言及するつもりはありませんが、町としてはどうなのでしょうか。私は 2 つのことを指摘しておかなければならぬと思います。1 つは、辰野町側住民の思いは単なる嫌悪感とかではなく、安全性への不安や同じようなことが繰り返されていることへの不信感である。もう 1 つは科学的アプローチと言われているが、ボーリングは浅いところでの調査にとどまつていて、科学的なアプローチとしては不十分なものという点であります。期成同盟会では調査の不十分さについて見解を出しておらず、諏訪市や事務組合へも伝えています。このことが、諏訪市議会の一般質問でも取り上げられ、副市長や担当部長は地下深い部分の全範囲調査につきましては、調査方法、費用の観点から実施は困難であり、湖周行政事務組合として更なる追加調査を行うことは考えていないと答弁しています。つまり、諏訪市議会においては調査、科学的アプローチが十分ではなかつたことを認めているわけであります。さて、諏訪市長は新聞報道によれば「辰野町行政としても建設反対の姿勢を示されており、交渉はこれ以上困難と判断した」と述べたとされており、湖周行政事務組合長である早出岡谷市長も「法的には建設は問題ないと考えるが、反対を押し切つて建設すれば隣り合う辰野町との行政連携に支障が出る」と述べたと報じられています。期成同盟会をはじめとする地域住民の反対もさることながら、行政も反対の姿勢を貫き通したことが、大きな意味を持っていたと受け止めました。なるほどそういうものである、そういうものなのかなとも思います。そこで、町の果たした役割について町としてどのように評価しておられるのか。また、12 月定例会で「職員に対してもこういった問題への取り組みの経験を、未来へと繋げていけるように尽力してまいります」という町長の答弁でした。職員において、未来へ繋げるとはどのような取り組みの経験のこと是指しているのか、2 点お聞きします。

○町 長

はい。まずは 1 月 23 日に開催された「板沢地区最終処分場建設阻止期成同盟会」解散会が林会長をはじめ、この問題に一緒に取り組んでいただいた多くの関係者が一堂に会し、盛大に開催されました。私も出席させていただきましたが、改めて林

会長をはじめとする期成同盟会の皆様に、心より感謝申し上げるとともに合わせて大変なご苦労や思いがあったことをお察し、長きにわたる活動に敬意を表します。さて、町の評価ということでございますが、町はこの問題が表面化した平成 28 年度から期成同盟会の皆様とともに真摯に向き合い取り組んでまいりました。そして建設断念との結果を得ることができました。また未来へ繋げるとはとのことですが今回の行政間での問題は、様々な支障や矛盾を生むことも経験し、ただ法律の枠に収めれば良いというわけでもなく、一筋縄ではいかないことを学びました。それでも町民に寄り添うこと、真摯に取り組むこと、この 2 点を貫いたことにより結果を得ることができました。今後、職員へはこの取り組んできた経験すべてを伝え、行政を担うものとして一番大事なことを含め、指導育成を行っていかなくてはならないと思っています。

○向 山（7 番）

当初から町が期成同盟会と一緒に、そしてあるときには県との橋渡しまで含めてやっていただいたことについては、ここで改めて感謝申し上げたいと思います。何を学び何を引き継いでいくのかということは大変重要なことだと思っています。平成 30 年、今から 7 年前の 6 月議会での私の発言を引用させていただきます。11 月、つまり平成 29 年の 11 月になりますが「11 月にお会いした諏訪市議会の議長は『諏訪市の湖南から見れば、峠を越えた後山一帯は開かれた魅力いっぱいの地域だ。迷惑施設を押し付けるなどという考えはまったくなく、これから様々にどんどん開発していくみたい』という意味のことを私に語られました」つまり、上上野から覗石、板沢、青木沢、後山に至る、このいわゆる後山地域が諏訪市湖南の皆さんにしてみれば、フロンティアのように見えるというのであります。この地域を巡っての開発計画は今後もいくらでも出てくるのではないかと思います。そのときに辰野町の行政として、辰野町側下流域住民の声を聞きながらどのように対応していくのか、あるいは行政としての主体性の中でどう判断していくのか、そこが問われてくると思います。その際、参考になるのは科学的事実であります。今回期成同盟会が強く訴えたのは、辰野町が東山開発という構想のもとに行った水源調査であります。この調査結果に注目したのは期成同盟会の林会長でした。同様の調査が岡谷市でも西山開発、ふるさと林道開発として行われています。諏訪市と行政事務組合は、その 2 つの調査結果に依拠することなく新たな調査を行い、その結果、十分な調査に至らな

かったわけであります。昭和 60 年から 63 年にかけて行われた調査結果からは、1 つとして上野地区周辺の地下に塩嶺累層による豊富な水源があること、2 つとして、その結果、井出の清水が極めて重要・安定的な優良な水源であること、この 2 つが明らかになっています。このことから、諏訪市湖南地区の分水嶺から南側、いわゆる後山地域一帯の開発については、その影響について町も大いに注目していく必要があると思います。そのことを町の行政内部において、塩嶺累層の存在などについてきちんと継承していくことが極めて重要であると考えます。町の見解をお聞きします。

○町 長

お答えいたします。議員ご指摘のとおり、今回得た経験や知識を継承していくことは大変重要であると考えています。今回の問題については関係書類すべてを永年保存とし、継承していくことを指示しています。またこの問題のみならず、新町発足以来 70 年の町の歴史の中には、様々な課題、問題、事件があり、その都度、諸先輩方が苦労して解決してきていただいております。その経験や知識は無駄にすることなく、辰野町の血肉として、そして重要な財産として継承されています。それを途絶えさせることなく、新たな職員へ継承、そしてその財産を宝の持ち腐れとならないよう、活用の仕方についても指導していくことが今、辰野町行政を担っている私たちの使命であると認識し確実に実施してまいります。議員におかれましても、職員であったときの経験や知識、また議員としての経験や知識を次の世代へ継承していくことにご協力いただきますようお願い申し上げます。

○向 山 (7 番)

ありがとうございました。これで板沢最終処分場問題についての一般質問すべて終わりにできれば良いかなと思ってます。ぜひこの経験が今の職員、そして次の世代の職員にも引き継がれていくことが大事であると思いますし、竜東地区の住民にとっても一住民として継承していくことが大事だというふうに思っております。次の質問に移ります。まさに何を学び何を引き継いでいくのかという視点で、私はこれまで特に平和行政の推進に関して幾度となく、町の姿勢について質問してまいりました。今年は新町発足 70 周年ということで、様々な企画が予定されています。旧伊那富村が町制施行で辰野町になったのが昭和 22 年、その 8 年後に旧朝日村と合併したことから、今年が新町発足 70 年とされています。太平洋戦争はその 10 年前、昭

和 20 年、1945 年に降伏いう形で終戦を迎えていました。そこで終戦 80 周年を迎えるにあたっての取り組みについての質問であります、質問通告の小項目 1 を最後にして、2 と 3 を合わせて質問します。9 月議会の私の一般質問に対して、「草の根の語る私の戦争体験」の冊子の CD 化について、学びの支援課長からは前向きと取れる答弁をいただいていますが、新年、新年度を迎えるにあたって、改めて取り組みについてお聞きします。また、満蒙開拓団に関する歴史と教訓を語り継いでいく啓発の取り組みについては、学びの支援課が取り組むとの町長の答弁がありました。教育委員会では早速に図書館でホロコースト証言シリーズ三部作、DVD の上位上映会が行われました。大変重たいテーマで鑑賞するにも、心も体も本当に体力のいる上映会でしたが、取り組んでいただいて大変良かったと思います。教育委員会として 80 周年、このほかに企画していることがあればお聞きしたいと思います。また 12 月議会では、様々な取り組みを検討すべきであるということ、それらの取り組みを有機的、効果的に展開するために、総合的に企画し、連絡調整する組織を検討すべきであることを指摘しました。総務課長からは「広報たつのを使っての慰靈碑の紹介、戦争に関する遺物の収集、展示やそのほかにも取り組めることがないか検討したい」という答弁でした。何か新しい企画があるかお聞きします。

#### ○学びの支援課長

それではお答えいたします。まずははじめの草の根の語る私の戦争体験の冊子の CD 化についてでございますけれども、公民館で発行しました草の根の語る私の戦争体験は、平成 15 年に 710 部印刷しまして、学校や公民館関係者等に配布したほか 450 部ほどを希望者に販売をしております。辰野町民の戦争体験を記録した貴重な冊子ではありますが、冊子として再発行するには元々の原稿がないということでありますので、それを原稿として整えるには多大な労力と印刷製本のための費用が必要となってくることから、再発行が困難と考えたため冊子をスキャニングして、デジタルデータ化をして DVD 化にするということで、先般お答えしましたが既にデータ化をして DVD に収めているところであります。このデータにつきましてどのように活用するかということにつきましては、現在、公民館運営審議会などに諮りまして、より良い活用方法について検討をしているところであります。続きまして教育委員会として 80 周年の企画としてこのほかに何かあればということですけれども、これにつきましては先ほど向山議員からお話をあったとおり、図書館につきましては今

年から戦後 80 年をテーマとした企画というものを、年間通して行っていく予定となっております。先ほど紹介していただいたとおり 1 月にはホロコースト証言シリーズの DVD の上映会、2 月にはホロコーストの生還者で作家のヴィクトール・エミール・フランクルという方の本を紹介する特集をしております。また、3 月、今月ですけれども、東京大空襲関係の本を紹介するコーナーを設けております。今年度 1 年間をかけて毎月テーマを設定し、図書館では特別企画を行うということになっております。そのほか平和祈念展示資料館というものが、総務省の委託施設としてあるわけですけども、そこからパネルを借用して展示をするということや、あとは町内に残された戦争関係の資料を町民の皆さんに広く募集をしまして、それを展示するような機会を設けたいというようなことも検討しているところです。以上です。

#### ○総務課長

それでは私の方から、町の取り組みについてご紹介をしたいと思います。まずは議員、先ほどおっしゃっていただきました、まちづくり政策課関連では、広報たつので年間を通じまして慰霊碑を紹介する記事を掲載してまいります。総務課関連では、国立の戦傷病者資料館「しょうけい館」、ひらがなでしょうけい館と書きますけれどもがございます。こちらから戦争による傷病者とその家族が、戦中戦後に体験した苦労等を紹介するパネルの貸し出しを受けまして、企画展を役場庁舎で 8 月に 1 週間程度行う予定であります。併せて、今週末までになりますけれども満蒙開拓平和記念館、辰野町はパートナーの市町村になっておりますので、その住民であります辰野町民の皆さんには無料ということになっておりますので、この内容を今後 LINE などを使って広報し、見学を呼びかけてまいりたいと思います。そのほか、各種団体が取り組みます終戦 80 年に当たっての記念事業等のうち、公益に資する事業と思われるものについては、町としても積極的に後援等を行っていきたいと思います。

#### ○保健福祉課長

私からは直接町で行う事業ではございませんが、町内寺院で構成しております仏教会と辰野町社会福祉協議会で行っております、辰野町慰霊祭事業をご紹介したいと思います。この慰霊祭は毎年行っている事業ではありますが、日清日露の戦役から太平洋戦争終結に至るまでの各戦役、満州開拓者、少年義勇軍として身を挺して奮闘されながら、ついには故国の土を踏み得ず、英靈となられた方々、災害や消防

活動等、町の守りに従事された御靈 870 柱を慰靈し、恒久平和、不戦の誓いを行う事業を来年度も行う予定であります。以上です。

○向 山（7番）

ありがとうございました。町民あるいはその関係する団体による企画も、これからたくさん出てくるだろうと思います。ぜひ後援をお願いをしながら、単なる後援でなくて、職員の皆さんとか広く呼びかけていただきたいというふうに思います。それでは満蒙開拓平和記念館についての質問に移ります。12月議会での答弁で町長は「戦争による悲惨な犠牲や過ちを知ることで同じような歴史を繰り返さないよう」と述べられました。このことは非常に重要なことであると思います。過ちとは戦争を始めた過ち、幾多の犠牲がありながら戦争を続けた過ちであります。その犠牲とは、戦場で失われた多くの命だけでなく、その家族の憩いであり生活であり、戦場で散った若き学徒、勤労動員先の名古屋の工場で爆死した上伊那の女子生徒もいます。東京や各地の空襲、沖縄地上戦の犠牲者、広島長崎の原爆犠牲者、そしてアメリカなどの捕虜収容所で差別に苦しんだ海外の移民の皆さんなどなど、さらに植民地や占領地で行われた現地の方々への支配・抑圧・虐殺、それらはきちんと直視しなければならない事実です。戦争におけるこのような加害の面に目を向けてこそ、憲法で掲げる平和主義に繋がるものだと思います。そして、加害者、被害者という枠組みよりも、もっと前の段階での大量無差別の殺し合いに入る前での、戦争を避けるための人類の英知をなぜ結集できなかつたのか、あるいは結集できていないのか、そのことも含めて過ちであると考えます。いずれにしても戦争について被害と加害の両方の面があること、そのことが満蒙開拓の歴史を見るとよくわかると思います。さて、満蒙開拓平和記念館では、3月に自治体パートナーウィーク、8月に夏休み子どもウィークを企画しています。パートナーウィークについては、今、総務課長からもお話をありました。既に町のホームページにも掲載されています。結構なことだと思います。そこで提案です。自治体パートナーウィーク、夏休み子どもウィークの時期に合わせて、若干の費用負担、自己負担があつても良いと思うのですが、町がバスツアーを行つたら良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○学びの支援課長

満蒙開拓の派遣につきましては、長野県が全国で最も多くの人員を派遣し、多くの犠牲者を出してしまいました。この歴史的事実について、これまで教育委員会と

しては、長野県民に周知のことというふうに捉えておりましたが、今年の1月に諏訪合同庁舎で行われた人権教育スキルアップ研修での満蒙開拓平和記念館の三澤亜紀氏の講演の中で、長野県民でもこの事実は意外と知られていないという話があつたと、この研修に出た職員からの復命を受けました。このことは私にとっても非常に驚きでした、当然知っているものと思っておりましたので。このことから、まずは満蒙開拓について町民に知ってもらうことが大切という思いを改めて強くしたことから、7月に満蒙開拓平和記念館からパネルを借用して、エントランスホールに展示し、併せて館長による講演会を開催する予定になっております。なお、満蒙開拓平和記念館発行の満蒙開拓民入植図とともに、草布語る私の戦争体験の文章の一部を町民会館エントランスホールの生涯学習情報で掲示を行っております。まずは辰野町民の皆さんに満蒙開拓について、辰野町もしっかりと関わっている、また今後上伊那で唯一の分村派遣をした、伊那富開拓団についてというものについても知つていただくように、その情報などをまず使いながら、啓発を行っていくというふうに考えております。以上です。

○向 山 (7番)

草の根の語る戦争体験の中でもですね、満蒙開拓に関わる記述が非常に多いということ、しかし今、課長から答弁あったように、長野県民あるいは辰野町民もそうだろうかもしれません、満蒙開拓のことについて知らない人がかなり多いのではないかというふうに思っています。辰野町公民館による、先ほどから申し上げている草の根の語る私の戦争体験の取材、冊子の発行は当時としては画期的な取り組みであったと思います。歳月が下って伊那市では、ケーブルテレビで同様の取り組みを映像付きで行っており、現在、上伊那視聴覚ライブラリでも所蔵して視聴ができるようになっています。新町発足70周年は、次の75周年、80周年さらには100周年とつながる未来に希望をつなぐ一里塚という意味合いがあります。一方、終戦80周年も次の85年、90年と続くことは確かでありますけれども、決定的に違うのは、それを当事者として語ることができる人は極めて少なくなってきており、さらに年々加速度的に減っていきます。少しでも証言を集め、あるいは関係する文書など資料を集めることが極めて喫緊の課題であります。今年になっての報道でも満蒙義勇軍へ行く少年の選出について、教育界が関与した旨の新史料が発見されたという報道もありました。まだ間に合うかもしれない、しかし、時間がないことは紛

れもない事実であります。資料を集めるとか、様々な活動が周知されることで、それがまたきっかけとなって、相乗効果を呼ぶこともあります。ぜひ今年がそのような取り組みが前に進む機会になることを期待します。次の質問に移ります。森ビジョンの推進と森林整備のための諸課題についてであります、ここも通告してあります。(1) と (2) を合わせて質問したいと思います。多面的な機能を有する森林をどのように管理していくのか、50 年後のあるべき姿を設定し目標を定め、推進すべき内容を記載したものが未来につなぐ森ビジョンであります。昨年 3 月に策定され、1 月には森の市が開催され、このビジョンの説明やパネルディスカッションが行われました。2 月には初めての推進委員会が開かれました。いよいよ森ビジョンに基づく森林整備が進んでいくのだという期待をしたいと思います。そこで、森林が置かれている状況について確認しておきたいと思います。拡大造林によって 50 年から 70 年前に植林された森林が、一定の手入れの後に一定程度育ち、今や緑豊かな山々と形容されるに至っています。しかし今、森林はこのまま放置しておいてはいけない、このままでは森林が持つ多面的な機能が発揮されなくなる、もっと言えば、このまま放っておけば災害を誘発しかねないという危機意識を持っています。森ビジョンはそういう状況にある森林を適正に管理していくためのものと考えます。その森ビジョンの進捗状況を点検チェックしていくための、森ビジョン推進委員会が立ち上げられました。委員会の役割は、PDCA の手法によって森ビジョンの短期目標、長期目標それぞれの 6 項目について進捗状況等を評価、検証しながら、必要な取り組みの追加、変更等を検討するということでありました。9 月議会、12 月議会、私はそれを指摘しましたが、具体的な目標、項目を設定しないと、PDCA の手法による評価、検証ができないではないかと考えています。その部分で議論がかみ合わなかったという実感を持っています。この議論を繰り返してもなかなか前に進まないと感じております。そこで最も基本となることを確認したいというふうに思います。推進委員会は森ビジョンを推進していくことが一番大事なことであり、それならば推進委員会を通して森ビジョンをどのように機能させていこうとしているのか、そういう視点から考えをお聞きします。

○産業振興課長

それではお答えいたします。森ビジョンにつきましては、議員おっしゃるとおり、2024 年から 2074 年の 50 年間の計画期間としまして、長期的に取り組むべき項目と

2030 年を目標年とした短期目標の、そして 6 つの重点項目こちらを定めております。森ビジョンの推進委員会では、PDCA サイクルにより重点項目などについて検証していくこととしておりますが、重点項目の内容が大まかな内容となっているため、より具体的な目標を考える必要があります。中には目標設定をしても、実施をしていくのに難しい項目も含まれておりますので、すべての項目に対して実施を具体的な目標設定をすることは難しいと思いますが、具体的な目標を立てられる項目については、目標を定めながら全体的なビジョンの進捗について、推進委員会にて検証していただきたいと考えております。以上です。

○向 山（7 番）

この間、皆さんと議場でなくてもお話をしてきた中で、確かに PDCA サイクルっていうふうに書いてあるけれども、あの通りやってくのは本当に難しいなと、非常に広範囲にわたる大きな課題を持っているものについて、具体的な目標を立てるっていうのは難しいですので、できるところから進めていただく、それをきちんと推進委員会でチェックをしながら、大きな枠組みで捉えて森林整備を進む方向を探っていく、そういう役割として推進委員会が機能することを期待したいというふうに思います。森林を適正に管理していくっていうことは今、申し上げたように大変難しい状況にあります。農地と違って森林については、常に管理しているものではないし、植林してから伐期に至るまでが非常に長い期間を要する、その間に山に入るとも少なくなっている、境界も不明確であるという、辰野町の場合は、地籍調査もしていない様々な課題があります。転出や世代交代によって所有していること自体の認識も薄くなっているというふうに思います。これらの状況があるが故に森林経営管理法というのができたんだろうと思います。森林経営管理法では、森林所有者は適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならぬと定めています。農地についてはこのような定めはございません。森林に関して、やはり厳しいそういう義務が課せられている。しかしこういう義務付けがありながら、所有者において適正な管理ができない、あるいは適正な管理をする意思がない。その場合には、自治体にその管理を義務付けるというのが森林経営管理制度であります。そして森林経営管理制度において自治体が最初に取り組むのが意向調査であります。町の森林面積 87% のうちの人工林で、なおかつ民有林の私有林・個人有林について意向調査が行われています。つまり、私有林・個人有林でな

いものについては意向調査が行われていません。森林所有者が自ら管理する意向を示しているのは、少ない結果だというのも前の答弁でいただいております。つまり、町として所有者に代わって維持管理しなければならない森林面積は極めて多くなっています。町としての行政事務の執行体制と町が維持管理をしていくための担い手、民間の事業者を含めた体制について、どのように進めていこうとしているのかお聞きします。

○産業振興課長

森林経営管理制度を進めていく上では、町として管理をしなければならない森林がおっしゃるように増えていくことが考えられます。実際の森林整備については、林業事業体いわゆる造林や伐採など林業作業を行う事業体のことですが、そういった林業事業体の皆さんに頼らざるを得ませんが、広大な森林を整備していくための事務の執行体制については、先進事例の取り組みなどを参考にしながら、より良い体制を検討していきたいと考えております。また維持管理をしていくための担い手となる民間事業者につきましては、今後推測される需要から考えますと、やはり十分ではないと認識をしております。県全体としても林業労働力の支援事業を行っておりますが、町としてどのような支援ができるか、林業事業体、現在いらっしゃいます林業事業体とも情報交換をしながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○向 山（7番）

執行体制については新年度予算で地域林政アドバイザーの予算が計上されています。予算案の中に踏み込みますのであまり触れたくありませんけれども、事務を期待してはいけないだろうというふうに思います。森林整備のビジョン、そしてそれぞれの森林にどのような施業がふさわしいか、そういうところでのアドバイスとしてぜひ活用をしていただければと思いますし、事業体の十分でないっていうことですね、これぜひ事業者の皆さん率直な声を聞きながら、いかにこの極めて危険や重労働を伴う森林事業について事業者を増やしていく、従事者を増やしていく具体的な方法もぜひ話し合いの中から探ってほしいというふうに思います。先ほど少し述べましたけれども、森林経営に関する意向調査の中で、基礎的なデータとして町の森林整備に関する具体的・実務的な方針を立てていくことになりますが、これがやっぱり遅れています。調査の翌年には計画を立て 3 年目から実施していくという

ことになっていますが、これが進んでいない。これは大きな課題でありますけれども、そのことの議論とは別にですね、森ビジョンで掲げている対象とするものと、この森林意向調査の対象が少しやっぱりずれているっていうかですね、森林意向調査は先ほど申し上げたように、私有林のうちの個人有林に対してであります。だけでも辰野町の場合は私有林のうちの団体有林、共有林に対する割合がものすごく大きい。これが森ビジョンでカバーしなければならないのに、意向調査ではその皆さんの意向が汲み切れていない。これがやっぱり 1 つの大きな課題であるというふうに思います。つまり、森ビジョンを進める上でも、団体が所有している森林面積が多いですから、意向調査の対象になっていないとすれば、どうやってその皆さんの意向を汲んでいくのか、そしてそれを森ビジョンの具体的な推進に活かしていくのか、課題として受けとめていくのかということが大きな問題であるというふうに思います。町としてこの点、団体あるいは地域の皆さん所有している森林についてのアプローチの仕方、こういったことについてどのような認識を持って対応させていくのかお聞きします。

○産業振興課長

それではお答えいたします。森ビジョンでも、長期に取り組むべき事項として集落有林や生産森林組合について記載しておりますが、構成員の高齢化や減少、そしてまた木材などの林産物の収入の減少などから、運営が厳しい状況にある団体も少なくないことは認識しております。一方で、近年の異常気象に伴う集中豪雨といった災害から山林を守るための森林整備への取り組みも、まとまった森林を所有している山林団体に担っていただきたいと考えており、こういった内容については非常に重要な役割であると考えております。山林団体の置かれている状況につきましては、先ほども申し上げた問題としては簡単に解決ができる問題ではなく、非常に難しい問題であります。森ビジョンでは長期的に取り組むべき事項として位置づけられていますが、差し迫った問題であると認識もしております。そういう団体については個別に相談をさせていただいている山林団体もありますが、山林団体全体の実態を把握する必要が今後あると思いますので、アンケート調査などを実施して、町内の山林団体の状況をさらにしっかりと把握し、今後どのような対応が必要か検討してまいりたいと考えております。以上です。

○向 山(7 番)

こここのところはぜひね、毎年1回あるいは2回集まって情報共有をしていくということから、ぜひ始めていただきたいというふうに思います。生産森林組合の切実さについては、この間、古村議員も含めて訴えてきていますけれども、生産森林組合でない、法人でない地域の団体も大変高齢化、あるいは人数が減ってきてているという中で苦しんでいるという実態はわかってはいると思いますが、直接何回も聞くいうことが必要だろうというふうに思っています。最後の質間に移ります。新年早々、町がハラスメント防止宣言をした公益通報制度も整備したという報道がありました。近隣自治体や関西地方のある県でも大きな問題になっている課題に対して、明確な姿勢を示したことに敬意を表したいと思います。そこでいくつか確認をしながら提案もしていきたいというふうに思います。私はハラスメント対策に関して昨年6月議会で質問しており、セクシャルハラスメント等防止要綱、あるいはハラスメントの防止に関する指針について答弁をいただいております。今回新たにハラスメント防止に関する宣言をするに至った背景、経過をお聞きします。

○町 長

はい。先ほど議員ご指摘のとおりですね、昨今、他の自治体等での様々なハラスメントが問題となっております。ハラスメントは個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、庁舎内で発生した場合、職員の能力の発揮を妨げ、町行政の秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える重要な問題と捉えています。こうした背景から、どんな形であろうとハラスメントは断じて許さず、すべての職員が互いを尊重し合える、安全で快適な職場環境づくりに取り組む、町の姿勢を内外に対し明確に示すため、ハラスメント防止宣言を行ったところであります。一方でハラスメントに関する十分な理解と常日頃の意識がないと、誰もがいつその当事者になるかもわかりません。今後、研修や啓発活動に定期的に繰り返し意識の定着を図るとともに、万が一疑わしい事案が発生した場合は、定められた手順に沿って十分に調査し、厳正に対処していく考えであります。

○向 山（7番）

時間の関係がございますので、ハラスメントの職員に対する制度の周知等については質問を省いて、公益通報制度についてに限って質問をしておきたいと思います。新たな公益通報制度を制定に至った経過も簡略にお聞きしながら、具体的にですね、3つの項目についてお聞きしたいと思います。1月に官職に向けて研修が行われたと

の報道でありますけれども、全職員への周知研修はどのように考えているのか、国の改正、公益通報者保護法においては、公益通報に対応する人、窓口になる人を従事者として指定することになっていますが、この従事者があらかじめ指定され、職員に周知されているのかどうか。3点目として外部通報に対する対応はどのようになっているのか。この外部通報というのは、外部の機関に町の職員が外部の機関に通報するといふいわゆる内部通報でないその場合の窓口、それから外部の方が町を頼って公益を通報する場合の窓口と2つありますけれども、この外部通報に対する対応この3点についてお聞きします。

○総務課長

それでは、はじめに公益通報制度の整備した趣旨についてお答えをしてまいります。令和4年の法改正で、従業員が300人を超える事業所については、従業員からの内部通報に適切に対応できる体制の整備が義務付けられました。窓口業務や調査、是正措置を担う従事者を選定する必要もございまして、他市町村の状況など情報収集と検討を重ね、この度、準備が整いましたので、ハラスメント防止宣言とともに、この公益通報制度を整備したものであります。ご質問の3点です。まず1点目の全職員の周知等につきましては、今回、各課長から会議伝達してもらっておりますけれども、今後さらに周知を図るため専門家なども招きまして、研修会を予定しております。それから2点目の従事者についてですが、総括通報等責任者に総務課長を当てる、また従事者については、総務課職員を指定しております。総務課に関する案件が生じた場合には、他の部署の職員が対応することも可能としているところでございます。これについても制度と併せて、今後、職員に対して研修等を通じ周知浸透に努めてまいります。3点目、職員が通報する外部の窓口となる期間は、上伊那地域公平委員会がこれに当たります。外部の事案を受け付ける制度に関しては今回整備しておらず、今後、他市町村の動向を見ながら研究させていただきたいと思います。

○向 山（7番）

時間がまいりました。職員への周知っていうのが一番大事だと思います。それからこんなパンフレットもございます。「勤務先で不正どうすれば」この一番下に「事業者は体制整備を、通報者に安心を」これはですね公益通報制度だけでなく、ハラスメント防止やその相談についても同じだと思います。窓口については公平委員

会だけでなく、もっと多くのものを設ける方がいいだろうということだけ、今日は提言して質問を終わりにしたいと思います。

○議 長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 5 番、牛丸圭也議員。

【質問順位 9 番 議席 5 番 牛丸 圭也 議員】

○牛 丸 (5 番)

国道 153 号、小野下町信号、明倫館の山中標高およそ 820 メートルの地点に、マツノザイセンチュウ陽性のアカマツの枯損木が出てきました。自宅の真裏です。間近にマツノザイセンチュウの感染パンデミックが迫っているというリアルな感覚を得ました。小野区では 3 本目、この山筋はほとんどがアカマツの木となっております。今後も注意を怠らず、見つかった場合は迅速な対応を期待いたします。伐倒、薰蒸はもちろんですが、より積極的な対策の必要性を感じます。さて、議員になって早や 2 年ですが今任期も半分を経過いたしました。今後もさらに精進いたしたいと思います。それでは、事前通告に従い質問させていただきます。おのりーなの実証運行の結果について、総括的な質問をしたいと思います。昨年 10 月より町営バス飯沼線で実証運行していたデマンド型乗り合いバス「おのりーな」ですが、予定としていた実証運行期間を終え、運行方針を再検討することが決まりました。予約制としバス停と町中への直行便も増え、利便性は上がったと思われますが、乗車数が伸びず実証実験自体は 5 月で終了し、その後は定時定路線に戻すとのことを伺いました。企画段階からも関わらせていただき、両小野中への公開、生徒へのペーパーホルダーの配慮ありがとうございました。感謝いたします。そこで質問です。実証運行の数字から読み取れる傾向と、アンケートによるフィードバックについて報告が新聞でもありましたが、実証運行結果と住民アンケートをもとに把握した住民ニーズは何だったか、以前の発表と重複することはあるのでしょうか、ご答弁願います。

○町 長

はい。答弁にあたり牛丸町議におかれましては、小野区デマンドバス「おのりーな」の運行に向けて、小野区民の皆様への情報発信また運行開始後も YouTube へ紹介動画の投稿をしていただくなど、実証実験にご協力をいただきましてありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。さて実証実験は自家用

の移動手段がない小野区民の皆様が、気兼ねなく外出できる環境を整備するために約 5 箇月間実施してまいりました。新たな運行方式の導入は、小野区民の皆様の理解をいただく中で、バスの運行に高い知見を有する交通事業者と協議を重ねながら、可能な限り早期に本格運行に移行できるよう取り組んでまいりましたが、デマンド方式による運行形態が地域に浸透するにはまだまだ工夫や時間が必要なことから、利用者数は減少し現在の運行方式の見直しが必要な結果となりました。今回の実証実験では、小野区民の皆様の交通施策に対する関心は高まり、今後さらに前進させながら更なる利便性の向上が実感できるよう、結果を交通施策に活かしてまいりたいと考えております。実証実験結果及び住民ニーズ等の詳細は担当課長よりご説明いたします。

#### ○まちづくり政策課長

それではお答えさせていただきます。多少長くなりますが、よろしくお願ひいたします。小野区、デマンドバス「おのりーな」は、5 箇月間を平均すると月当たり 22 回程度の利用があり、設定した便のうち 2 割程度が稼働をしております。「おのりーな」の利用登録者数 64 名に対しまして、実際に利用した人は 17 名、およそ 27% でございました。利用実態とすると両小野診療所での降車回数が最も多く、小野区内では新田、山口、休戸、小野駅での一定の利用が見られました。朝と夕方の定時定路線バス飯沼線は左回り 2 便、右回り 2 便の計 2 往復で運行しておりましたが、1 日あたり 2、3 人程度の利用がありました。この運行結果を令和 5 年度の利用者数と比較すると、実証実験においては利用者数が減少しており、原因の 1 つとしては、登下校で利用していた小学生が学童に入ったことによりまして、下校時の利用がなくなったことが挙げられます。1 人が下校時に利用しないだけでもひと月あたりに換算しますと、週 5 日間の 4 週分減少することになるため、およそ 20 人以上の利用がなくなるという結果になります。また、小野区在住者で利用頻度の高い方が、ご自身の都合により利用ができなくなったことも、利用者数の減少に大きな影響を与えております。利用状況をふまえ、町では小野区の全世帯を対象とした住民アンケート調査を令和 6 年 12 月に末まで実施しております、配布数 814 部に対しまして回収数 243 部という結果となり、回収率 30% となっております。この答弁においては、住民アンケート調査に回答があった方のうち、運転免許証を持っていない、いわゆるすぐに公共交通を利用する可能性が高い方の回答を紹介させていただきます。ま

ず 1 つ目ですけれども、回答した人のおよそ 8 割が 65 歳以上の方でございました。そのうち、運転免許証を持っていない人は 16.7% で実数では 40 人、そのうちの 7 名が「おのりーな」デマンドバスを利用したと回答していただきました。利用目的は通院、買い物、公共施設等への移動が挙げられております。2 つ目に、「おのりーな」を利用しない理由として、利用したい時間に運行していない、利用するための電話予約が面倒という回答が比較的多く挙げられました。3 つ目に、「おのりーな」の利用が増えると思われる取り組み、改善策を聞いたところ、日中も予約制ではなく決まった時間を決まったルートで運行する形に戻すが 71% と多く回答をされております。4 つ目の自由意見としましては、塩尻方面のバス「すてっぷくん」は 100 円なのに辰野方面の運賃は高いということ、予約が必要なために使いにくい、いつでも行きたいところに行けるようにしてほしいなどのご意見がいただきました。また、「おのりーな」を利用した方へ電話による聞き取り調査を実施しましたところ、概ね住民アンケート調査における自由意見と乖離はありませんでした。中では、辰野町内のお買い物で利用する場合は使いやすかったという回答も 3 名の方からいただいております。このような利用状況の中で、午後のみ当日予約を受け付けて運行しておりましたが、すべての運行において当日予約を可能にしてほしいという要望も受けております。こうしたご意見について、お出かけ先が中央などの町中に集中している地理的な要素を持つ当町におきましては、小野区と町中までの所要時間が多くかかることから、当日予約を受け付けることにより、待ち時間や車両への乗車時間が増加する可能性があります。利用者が増えるほど不便になってしまう乗り物になってしまうということも考えられることから、当日予約の受付は、車両台数に制限がある当町においては難しいと認識をしているところであります。実証実験の結果のまとめになりますが、利用者が減少した要因として最も大きな要因は、小学生の通学利用や利用頻度の高い方の利用がなくなったということと、設定したサービス、ダイヤ、運賃、予約方法等が小野区民の皆様の移動ニーズに合っていなかったということだと考えられます。また、デマンド方式での運行が地域に浸透しておらず、現在の運行を続けたとしても、サービス内容、特にダイヤや運賃は改善が必要不可欠というふうに考えております。アンケート調査の結果から、車を運転できない人から元の携帯での運行を求める声が上がっておりまして、車を運転できない方を公共交通を必要としている方と捉えまして、この方たちの状況に合わせた交通を構築し

ていくことが重要であると考えた次第であります。これらの結果をふまえまして、令和7年1月27日に開催しました辰野町地域公共交通協議会におきまして、新たな運行方式の方針案をですね提案をさせていただきました。その方針案というのは、日中の運行については定時定路線で新たな形態で移行するということ、そして塩尻市へのニーズに対応するため、すてっぷくんへの接続を強化をしていくということ、そして両小野診療所の診療時間に合わせてダイヤを再設定をするということ、そして引き続き町中への買い物のニーズについては対応をしていくということ、それから運行ルートやダイヤ、運賃の見直しについても行っていくということ、また両小野中学校への延伸というものも含めて検討していくということ、これらにつきましては今月のですね26日に再度、辰野町地域公共交通協議会を予定しております、具体的なダイヤや運行ルートを説明し、令和7年の5月から運行方式のですね、案で実施をしていきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○牛 丸（5番）

具体的にお答えいただきました。北小野地区を運行する「すてっぷくん」の1日あたりの平均乗車数が10名だそうです。乗車に制限がないため、辰野町民も乗車していると思われます。接続を検討いただけるのはニーズに即していると思われます。中学校への延伸は児童生徒のいる家族にとっては朗報であると思います。今回の検証を経て見えてきた傾向や住民ニーズを、今後の町営バスのあり方を検討する上で重要なデータが得られました。意義のある実証運行だったと思われます。それでは次に、定時定路線へ戻すときの課題についてお尋ねします。5月以降、定時定路線に戻すことが決定している「おのりーな」ですが、実証実験から得た住民ニーズをふまえて、定時定路線を再検討するのに見えてきた課題についてご答弁いただけますでしょうか。先ほどと重複する内容もあるかと思いますが、ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

今年度、実証実験開始前に戻すだけでは、これまでと同じ利用者が少ない状況が続いてしまうと考えられます。そのため、定時定路線の運行においても、利便性の向上に向けた見直しが必要というふうに考えております。車両が1台という制約と、実証実験の利用実績、塩尻市への移動ニーズが高いこと等をふまえまして、ダイヤは町中よりも両小野診療所への通院や塩尻市の「すてっぷくん」への接続を優先する等の、これまでとは異なった視点での工夫が必要になってくることを課題として

捉えております。併せて、課題を解決するための改善内容としましては、これまでにバス停のなかった春宮耕地、それから両小野中学校付近へのですね延伸をするなど、見直しと選択肢を上げていきたいというふうに考えております。以上です。

○牛 丸（5番）

今のご答弁から定時定路線に戻すことは決して後ろ向きなことではないと強く感じました。実証運行期間内で得たデータとニーズを再検討で反映させていただき、より充実した形の新しい定時定路線になりますよう期待しております。それでは次の質問に移ります。予約型のデマンド方式の実証運行へ新しい定時定路線の運行を始める「おのりーな」ですが、定時定路線へ戻した後、再び予約型のデマンドバス方式を採用する可能性はあるか、ご答弁いただけますでしょうか。

○まちづくり政策課長

デマンド交通の大きな特徴としては、事前予約制にすることで点在する利用者を集約して、効率的な運行ができるという点が挙げられますが、今回の実証実験で利用者が減少してしまった原因の1つには、予約が煩わしいというものが挙げられます。デマンド交通の導入によって随意性が高くなるという点でメリットがありますが、実証実験においては、予約をしなければ乗れないとデメリットに感じている方が多くいることがゆえに、住民アンケート調査の結果があると認識しております。この住民ニーズの変化といいますかが変わってこなければですね、デマンド方式による運行を再採用するということとしても、やはり同じ結果に結びついてしまいます。今のところ、この点につきましてはですね戻していくということは、今のところ現実的ではないのかなというふうに考えているところであります。なお、定時定路線での運行に見直すことで、事前の利用登録や予約が不要となることから、どなたでも乗車ができるというメリットがありますので、運行ルート沿線の住民の皆様が利用しやすくなるように、先ほど議員にも質問いただきましたように、バス停の最適な配置にですね努めてまいりたいと考えております。また、地域交通を抱える担い手や移動の足不足といった深刻な社会問題に対応するためには、タクシー事業者の管理のもとで、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組み、ライドシェアが創設されるなど、現在またこれからもですね様々な制度が展開されていくことが予想されてまいります。そのような先進的な事例にも注視しつつ、デマンド方式の運行も含めて、地域に適する交通形態の構築に取り組んでいき

たいというふうに考えております。決して導入しないということではなくですね、まず地域の皆さんにとってどのような形態が一番利便性がいいのか、そうしたことですね念頭に、世の中の流れも考慮しつつ弾力的な考えで取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

○牛 丸（5番）

可能性は低いようですが、ニーズに合致した場合はご検討お願ひいたします。駒ヶ根市で実証実験していた一般ドライバーが有料で利用者を運ぶ、公共ライドシェア「meemo 駒ヶ根」ですが、1箇月半という短い期間だったせいか、利用者が少なかったようです。今後の町営バスを検討する参考にもなるかと思われます。今回の実証実験が小野区以外でも話題になり、町中へ行く便に対して利用したいという声も他地区からもいただいております。今後の検討をよろしくお願ひいたします。それでは次に質間に移ります。旧小野図書館活用事業についての質問です。まず旧小野図書館の利活用をどのように検討したかについてお尋ねいたします。先般の2月3日、町要請の議会全員協議会で、旧小野図書館の利活用についてPFI事業を採用し、ガイダンス機能を持たせた施設にするという報告がありました。3月28日のプロポーザルを経て、実施事業者が決定しております。町のホームページに辰野図書館協議会会議録が掲載されておりますが、小野図書館についての協議は3回のみです。主に閉館と閉館後の蔵書の扱いについての内容でした。後利用については、地元と検討していくとの記載のみで検討を進めた様子は見られませんでした。さて、議会全員協議会での報告内容の中に、旧小野図書館の活用について検討されていたとの記述がありました。そこでお尋ねいたします。どのように検討されていたのかご答弁願います。

○学びの支援課長

旧小野図書館は令和2年度に閉館し、翌年度から実施していました蔵書の整理が終了してからこれまでの間、遊休施設となっておりました。閉館に向けて検討が始まった時期から、当課の文化係は建造物としての文化財的な価値に加えて、小野地区の歴史・文化の象徴として非常に重要な建物であるというふうに認識をしておりました。このため、図書館として閉館してからは、その管理を図書館係から文化係へと移管し、外構含めた維持管理などを行ってきております。また、この建物の活用方法についても検討を重ねてきたところです。ご存知のとおり小野地区は、江戸

時代後期の建物が残り、宿場町の佇まいを伝える小野宿があります。それ以前に宿場が設置されていたと伝わる町屋敷地区におきましても、宿場の雰囲気が残され、全国からこの宿場町の雰囲気を楽しもうと多くの方に来訪していただいております。このような現状を鑑み、この一帯を伝統的建造物群保存地区に選定し、旧小野図書館を小野宿や小野地区の歴史や文化などを紹介するための、ガイダンス施設として活用できないかということで検討を進めてまいりました。しかし、令和 6 年に発生した能登半島地震の影響と考えられる玄関天井の漆喰の剥落が発生し、修繕が急遽必要となったことから、今年度初めから修繕方法について検討を重ねてまいりました。その結果、修繕の費用について町の財政支出を最小限に抑え、合わせて図書館閉館時から構想していたガイダンス機能を持たせて活用するため、公民連携事業、町議さんのおっしゃった PFI 事業をですねとして、この建物を活用するということにしたという経過でございます。以上です。

○牛 丸 (5 番)

今回の PFI 事業による旧小野図書館の活用について、地域活性化にも繋がるため大賛成です。地元への事前説明や検討をもっとすべきだったかなとも思います。子どもたちに意見を求めても良かったのかもしれません。次の質問に移ります。住民への周知はどのように行うかをお伺いします。旧小野図書館に思い出があるのは辰野小野区の皆さんだけではありません。塩尻市北小野区の生徒さんも皆さん村図書を使っておりました。今後、住民説明をするかと思われますが、どのように周知をしていくのかお尋ねいたします。

○学びの支援課長

先ほど議員さんからもお話のあったとおりで、2 月 28 日に公民連携事業を実施するため、事業者選定のためのプロポーザルを実施し、事業者を決定し 5 日にホームページで公開をしたところであります。このプロポーザル実施に際して、町のホームページで公開した実施要領に、地元に対して事業説明を実施することを義務づけておりますので、選定された事業者と協議の上、住民説明会を実施する予定となつております。

○牛 丸 (5 番)

今の住民説明という部分について追加でお伺いしたいんですけども、それは北小野の皆さんも含まれるという認識でよろしいでしょうか。

## ○学びの支援課長

先ほどお答えしたとおり、まだこれから契約を結ぶ段階ではありますが、今後選定された事業者と契約を提携し、事業を実施する前にまず我々の方でどのような事業展開するかをよく精査をした上ではありますが、地元の皆さんに説明を機会を実施するということになって予定をしておりますので、北小野の地区の皆さんにも参加してもらえるような、事業者とそのように説明会を開催するように調整させていただきます。

## ○牛 丸(5番)

あの施設は地元の住民、昔、子どもだった人は多分必ず使ってた施設だと思われます。皆、両小野として合同の説明会を開いていただけることを要望いたします。それでは次の質問に移ります。活用の展望についてお尋ねいたします。PFI事業で民間に貸し出すことになりますが、町の建物であるので使い方については、小野での観光案内ガイダンス機能を持たせた施設にするという意向は決まっておりますが、そのほか将来的にどのような活用の展望がありますでしょうか。もしもあるようでしたらご答弁願います。

## ○学びの支援課長

今回の事業実施要領にも記載させていただいておりますけれども、旧小野図書館は小野の歴史・文化的象徴として非常な大切な建物というふうに考えております。地元の皆さんにも大切にしていただいているというふうに認識をしております。さらに地元の皆さんにとっても、昭和27年に旧小野村の村民の強い要望と、多額の寄付によって建設されたという経緯もあるというふうに認識しておりますので、非常に地元に思い入れのある建物ということで考えております。このことからガイダンス施設として町外の来訪者に向けては、小野地区の歴史的・文化的な魅力どのような素晴らしいところかというところを発信する施設として使いたいというふうに考えておると同時に、両小野地区を中心とした町民の皆さんには、より開かれた誰でもが気軽に立ち寄ってまた村図書の雰囲気を楽しんでもらうような、交流のできる施設として活用できればよろしいかなというふうに考えております。

## ○牛 丸(5番)

そのとおりだと思います。文化財としての価値もあり、地元では思いのある建物です。今回、PFI事業は住宅ではなく公共性の高い初めての試みかと思われます。子

どもたちや地元の方々が気軽に立ち寄れるような、地域住民に開かれた施設になることを要望いたします。旧小野図書館のみではなく、両小野小学校の学校環境の一部として、関連性をふまえたような事業内容にすることもご検討いただければと思います。放課後、村図書という子どもたちの声がぜひ聞きたいと思います。耐震構造、防火構造を含めて公共の施設として存続は難しいという判断で、図書館機能を止めた小野図書館です。安心して使える意義深い施設になることを要望いたします。次の質問に移ります。両小野学園のあり方についてお尋ねいたします。辰野町では児童生徒数減少が見込まれるため、小中学校あり方検討委員会が設立され、学校を集約していく方向で検討が進んでおりますが、両小野学園は組合立のためこの検討の対象とはなっていないことを、令和5年12月定例会のときにご答弁いただきました。組合で独自に検討していくかなくてはなりません。辰野町小野と塩尻市北小野を合わせた小学校入学前の0歳児から5歳児までの人口を調べました。令和6年12月現在ですが、5歳児が15人、4歳児が12人、3歳児が20人、2歳児が12人、1歳児が15人、そして0歳児が8人となっております。6年後には小学校へ入学する児童数が全員入学するとしても8名となっております。両小野中学校では、特別支援級が1クラス減ることで教員数も減るそうです。7人の教員で10教科を担当しなければならないことや、6つの部活がある中、教師7人ですべての部活に顧問を置くのが困難と、中学校の校長先生から単独での経営運営が難しくなってきているとのご相談を受けています。両小野学園のあり方を検討すべきときではないかと学運協で私が提言させていただきました。そして、両小野学園のあり方を検討すべく、教育委員の4人と北小野選出の塩尻市議の方と私が準備委員会のようなものを立ち上げ、情報交換等ことの進め方の検討を開始いたしました。そこで質問です。児童数減少で起こる教育現場の影響はどのようなものが考えられますでしょうか。学校運営協議会で児童数が減少すると、クラスが減りクラスが減ると教師も減ることとなるようです。児童数減少が教育現場や学校環境をどのように変えてしまうのか、ご答弁ください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。まず両小野小学校、両小野中学校のね、児童生徒数の減少、今後は急激であるということで学運協を中心として地元先駆けて協議を始めている、学校のあり方を模索し始めた、これには敬意を表し

たいというふうに思います。先ほど議員言われるよう、この両小野小学校、両小野中学校、組合教育委員会という立場をとっておりますので、この場でこの両小野小・中についての話はできませんけれども、児童生徒の減少で起こることということで一般論という形でお聞き取りいただければというふうに思います。今までもこの議会で児童生徒数が減ってきたときに、どういう学校環境になるのかっていうことは話をしてまいりましたけれど、特にこれから社会、予測不能な社会で、答えが1つに定まらないというこんな社会であります。AIだとかICTというのがますます生活に深く入っていき、社会構造も年々大きく変化しております。そのような社会を子どもたちがその社会に飛び出していくわけですので、自らの力で切り開いていっていただかなければいけない、そんな力を身につけていただきたい。そのような社会に対応できる思考力・判断力・表現力などを身に付けていただきたいということで、文科省は現行の学習指導要領に一人ひとりが多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き持続可能な社会の作り手となり得ることを期待し「主体的・対話的で深い学び」これをあえて導入をいたしました。これを受けて、簡単に言いますと、子ども同士が課題に対してともに意見を出し合い、互いに意見を深め合いながら追求し、自分たちで答えを導き出す、互いに切磋琢磨し、ともに学び合うつくり上げる教育環境を実現するため、ある一定の学びの集団が保障されるということが大切だうというふうに思います。学校にあてはめてみると、まず、異年齢同士の関わり、これは大事になってまいります。温かな心の醸成が期待できます。下級生は上級生に憧れる、上級生は下級生に対して誇りを持つ、それと同時にまた同学年、同学年同士の関わりも必要になってまいります。温かな心の醸成とともに、学びをより深め社会の様々な事象の基本を学ぶことが期待できます。さらに、より人の心の痛み、人の心の温かさを自分に重ねて理解することも期待できます。しかし一方で、年々少子化に伴って子どもの数が減少し、それに伴って学級の数も減っていく。少人数になっていると確かに良い面はありますけれども、例えば、確かに先生の指導がよく入る、しかし一方では人間関係が固定されてしまいこれに満足できる子はいいわけですけれど、ストレスを感じる子どもも出てまいります。子ども同士の関わりの中で、互いに学び深め合う、競い合う、譲り合うという切磋琢磨も厳しくなってまいります。生徒同士の中から多様な考えが引き出されず、授業展開に制約が生じてまいります。体育における球技、

特にサッカーとか野球のような集団種目ですね、これだと音楽の合唱・合奏等で大曲をみんなで協力して完成させる、そして、理屈抜きの成就感・達成感を味わう等学級集団による学習に制約が生じます。1つのテーマやあるいは問題が起こったとき、友だち同士のトラブルとか学級の問題あるいはいじめもあると思いますけれど、お互いに議論することができにくい、また、これらをみんなで考えて苦しみをみんなで乗り越える達成感、成就感、これも味わうことも厳しいだろうな。子どもたちはときには喧嘩も必要になってまいります。人間関係からくる葛藤も乗り越えていく必要がありますが、喧嘩もできない葛藤も生まれにくい、クラブ活動などに制約が出ると先ほど議員言われたとおりでございます。子どもと先生との心理的な距離が近くなり過ぎる等の心配も出てまいります。学校に配当される教員の数っていうのは、これ定数法という法律で規定されております。学級数が何学級であれば、担任は何人、専科の先生は何人と決められております。ですからこの定数法以上より多くの教員を欲しいと言ってみてもこれは叶わないわけですね。例えば小学校6学級であれば、6学級であれば専科1名つきますが、6学級以下では専科つきません。中学校では1学級のみでも専科つきません。子どもの数が減少し、学級数が減少するのに合わせて議員言われるよう教員の数も減ってまいります。部活動の指導も厳しくなってくると、そのとおりでございます。事務の先生とか栄養職員、これも学級数によって正規なのか会計年度かって決まってまいります。ですから県から配当されないという場合もあります。そのようなことで専科がつかないことになりますと、特に小学校においてはね、音楽が非常に厳しくなってまいります。以上です。

○牛 丸（5番）

ちょっと深刻な感じになってるんですけども、児童生徒の減少等、教育現場へ与える影響は同程度の進み具合ではないと、今、手応えを得ました。より大きな影響が教育現場に波及し、教育現場の維持が難しくなることを理解いたしました。この答弁をふまえ次の質間に移ります。良い学びの場として何が必要かをお尋ねいたします。教育長はこれまで、川島小学校のことを議場で答弁なさるときに、より良い学びの場という言葉をお使いになる頻度が高かったことと思います。子どもたちのために良い学びの場を整える上で何が必要とお考えでしょうか、ご答弁願います。

○教育長

はい。先ほども述べましたけど学校で言えば特に小中学校ですね。これは先ほど

触れたとおり、縦、いわゆる異年齢の友だちですね、例えば小学校でいえば 1 年生から 6 年生までっていう、異年齢の友だちそれと同時にこの横の繋がり、同級生あるいは同年生って言うでんすかねこの関わりができる、縦の関わり横の関わりができる、そのためのある程度の子どもの数が必要なんだろうなというふうに思っております。その中で友と学び合う、遊び合うことができる環境、それからもう 1 つ今このように ICT だとか AI が生活にあるいは学校現場に入ってきております。やはり小中学校においてはこれいくら入っても、最後は五感をフルに使った実体験、これをおろそかにしたら、もうその後の子どもたちの学びにも非常に大きな制約が出てくるんだろうな、やはり五感をフルに使った実体験は最後まで保障していかなければいけないだろうというふうに思ってます。以上です。

○牛 丸（5番）

今後、小野区での検討を進める上で、何を根拠にしていくべきかということについて参考にさせていただきたいと思います。それでは次の質問に移ります。辰野美術館についてお尋ねいたします。令和 6 年度の入館者数の状況についておたずねいたします。昨年度はひこねのりおさんと千田泰広さんの特別展示に何度か足を運びました。スナック菓子のパッケージデザインでおなじみのひこねのりおさんは、公立美術館での展示は初めてということで、町内外から多くの来館者があり、広く報道され話題にもなりました。辰野町をモチーフとした新しいイラストも制作されておりました。誰もが親しみやすさを感じる昭和の雰囲気、子どもも大人も楽しめる展示内容でした。千田泰広さんは町内に拠点を構える現代美術家、光線や糸を使ったインсталレーションで幻想的な空間を作り出しており、鑑賞中は作品の一部となるような体験ができました。この 2 つの特別展を実現させている辰野美術館は素晴らしいと思うと同時に、町に美術館があることを誇りに思いました。そこで質問です。令和 6 年度の来館者数の状況はいかがだったでしょうか。他年度との比較していかがでしたか、展示の内容での変化はあったでしょうか。所感なども含めてご回答願います。

○教育長

はい。まず令和 6 年度の入館者数の状況ということですけれど、5 つの特別展も含めますとね令和 6 年度 5 つ企画しておりますけど、まず「石川麻優子・漆原さくら展」これは 3 月 23 日から 5 月 12 日までで 1,016 名、「村上忠志展 異次元空間の創

造」これは5月25日から6月30日ですけれど530人、「ひこねのりお展 ほたるの里におでかけ篇」7月13日から9月23日まで4,414名、「千田泰広展 透明な暗闇」10月26日から12月1日で1,720名、それから「春まつりひな人形展」ですが、2月15日から先日3月3日まで3,933名ということでございました。これらの展示内容をどのように選定するかというわけですけれど、まず学芸員、若い職員でござりますけれど、学芸員が郷土ゆかりの作家を顕彰・紹介する展覧会と、「幅広い世代が楽しめる内容の展覧会について企画し、案をまず作成をします。そのほか県立美術館作品展のように、他の美術館からの共同開催の打診を受ける、こんなこともあります。このような案を教育委員会事務局、予算規模によっては町側、町長、副町長とも相談し確認の上で美術館協議会に諮り、展示内容が決定されております。以上です。

○牛 丸 (5番)

美術館についての質問の1番と2番、同時にお答えいただけたということかと思います。ご苦労もあるでしょうが展示内容は、選択する方の問題意識や価値観によって左右されることが大きいと思います。両特別展ともに素晴らしい内容で他地区で話題になったことが多く、自慢げに話したものです。大きな手応えを感じましたのではないかでしょうか。今後も素晴らしい内容の展示を見せていただけることを大いに期待しております。次に特別展示に関わる経費の詳細についてお尋ねいたします。美術館運営についてまったく知識がないのでおたずねいたします。美術館の運営に関わる経費は一般会計の教育費、美術館管理かと思われます。特別展示を開催する場合の経費の詳細についてご答弁願います。

○教育長

はい。令和6年度に実施した特別展はひこねのりお展と千田泰広展、この2つになります。ひこねのりお展は、うちわあるいはステッカー・トートバッグなどグッズの制作費これが78万円、チラシ等印刷物27万円、作家への作品制作費と作品借用費これが30万円、館内で放映した映像著作権使用19万円、作品の額装等の雑費16万円など、合計170万円を支出いたしました。千田泰広展は、作家への作品制作・材料費・デザイン費・撮影費一式で180万円、作品制作補助員人件費28万円、チラシ等の印刷費16万円など合計224万円を支出しております。以上です。

○牛 丸 (5番)

面白い数字だったかと思います。日頃、知ることのできない美術館の裏側の一端を垣間見ることができました。次の質問に移ります。文化の地域格差をなくす取り組みについてお尋ねいたします。芸術体験において、都市部でないと体験できない、辰野町だから体験できないというような、文化の地域格差をなくすのが美術館のミッションでもあると考えます。すべての展示が万人に評価されるのは難しいとは思いますが、日々の美術館運営に関して何か文化の地域格差をなくす取り組みについて意識していることがあるようでしたら、ご答弁願います。

○教育長

はい。辰野美術館、これは当初、辰野町郷土美術館という名称でございました。辰野出身作家の作品を常設展示する目的で開館をした美術館でございます。設置条例にも主として郷土に関係の深い文化財をはじめ、美術品等の資料を収集し、保管し、展示し以下省略しますが、このようにあります。基本的には、郷土に根ざした展示を行う責務があると考えております。その上で約30年ほど前より幅広く柔軟な展示を可能するために、館名から郷土の文字を外す辰野美術館と名称を変更いたしました。現在では特別展として有名作家や親しみやすい内容の展覧会を企画し、1人でも多くの方が美術館を訪れ、芸術作品などを鑑賞してもらい、芸術・文化に対する理解を深めてもらえるように裾野の拡大を図っております。例えばひこねのりお展は、辰野町が全国の美術館で初の開催となり、開館以来、最多の入館者数を記録し、美術館へ足を運んでもらうきっかけとなつたとともに、館内の常設展示を鑑賞してもらえる機会となりました。さらに、千田泰広氏は都市部を中心に全国各地で開催され、海外でも高い評判を受けている作家です。この方の特別展を開催することで、最先端という言葉がいいかどうかわからないんですけど、先端っていうんですかね、現代的な芸術作品を町民に紹介することができ、来館者からも高く評価された展示になりました。このような展覧会を開催した際には、町外だけではなく県外からの鑑賞者が訪れる事にも繋がりました。このように都市部の複数の博物館・美術館で実施されている展示会と同様とまではいきませんけれど、辰野美術館として多様な特別展を開催することによって、都市部に足を運ぶことなく全国レベルの芸術作品を、鑑賞する機会を提供していると考えております。以上です。

○牛 丸（5番）

美術館は新たな価値観を提示できる場として重要な拠点だと思われます。遠きも

のを近くに運び、驚きと感動そして喜びを提供してもらえる大切な場です。現在でも多くの人に影響を与えていることは間違ひありません。辰野町に町立の美術館があることは、行政の文化に対する意識の高さを感じます。先般、地域おこし協力隊主催の交流イベントで、辰野町内から出土した火炎土器を鑑賞いたしました。辰野文化財調査センターには大量の出土品が保存されていると伺いました。ぜひ美術館などで展示してほしいと思いました。その展示が、町民の皆様が辰野町を再発見する良い機会になること間違ひありません。今後も様々な素晴らしい展示が実施されること要望いたします。楽しみにしております。質問は以上です。最後に、今回も世界的トップクライマー平出和也さんの言葉を引用いたします。「何か壁に当たったときに、やらない理由よりもやりたい理由の方を探したい」何事にも積極的に取り組んだ姿勢を示す言葉が心に響きます。これで私の質問を終了いたします。

○議長

ただいまより暫時休憩とします。再開時間は11時25分といたします。

|      |         |
|------|---------|
| 休憩開始 | 11時 10分 |
| 再開時間 | 11時 25分 |

○議長

再開いたします。質問順位10番、議席8番、樋口博美議員。

【質問順位10番 議席8番 樋口 博美 議員】

○樋口(8番)

おはようございます。先ほど向山議員の冒頭の話にもありました、この3月の上旬というのは、東京空襲があったのが3月10日、3月11日東日本大震災それから長野県では3月12日に明日ですけれども、栄村の地震ということで非常に大きな出来事がございました。また先月から大船渡を中心とした森林火災、これでも大変貴重な財産が失われております。森林面積2,900ヘクタール、これはどのくらいの面積なのかなということを考えてみると、辰野町の森林面積の約20%、それから民有林の27%が焼失したということでございます。非常に大きな災害が発生いたしました。この場を借りてお見舞いを申し上げたいと思います。それでは、通告に従い質問していきたいと思います。川島小学校3月で閉校ということで、私的には川島線町営バスの利用者の数の減少というのはこれ確実なところでございます。現状と今後の運行について、町の考え方を聞かせさせていただきたいと思います。

○町 長

はい。地域公共交通は町民の暮らしを守り、豊かな社会を作る上で欠かせない社会インフラでありまして、その維持・発展を図ることは地域の活性化に加え、医療、福祉、教育、観光、環境、まちづくりなど多岐にわたる社会的課題解決の観点からも重要であります。中山間地域が多く占める当町においては、町民の日常的な移動は自家用車の利用が中心となっている一方で、特に自家用車に頼ることのできない町民にとって公共交通は、日常生活を送る上で欠かせない移動手段であります。昨年3月、策定した地域公共交通計画の基本方針である「住み続けたいまちの公共交通をみんなでつくり、みんなで守る」を指針に、現在目指すべき姿、目標達成に取り組んでおります。町営バス川島線の運行は通院、買い物、通学等で利用されている生活交通で、谷に沿って運行している地形の関係上、路線としての運行を維持確保しつつ、サービスの改善や見直しを図ってまいりたいと考えております。利用状況等については、担当課長よりご説明いたします。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。令和6年度の利用状況は、1月末時点で総利用者数6,746人、令和5年の1月末時点では8,549人となっておりまして、現時点で1,803人減少しております。運転手への聞き取りをしたところ、学生の利用者数は減少傾向にあるものの、一定程度利用が継続されていますが、恒常に利用をしていた方が体調により利用されなくなったということ等によりまして、今後も同じような同様の事由により減少していくことが考えられます。今後の運行は公共交通計画に、現行の定時定路線運行を維持しながら、利用状況に応じてダイヤの見直しや一部区間のデマンド化を検討するとあります。加えて、川島小学校の統合に伴い川島線の効率的な運行が求められており、今後の利用実績も参考にしながら改善する必要があると考えております。加えて、飯沼線デマンドバスの実証実験結果も踏まえまして、中山間地域における公共交通の見直しは、最新の技術動向また先進事例の調査分析を行いながら、沿線住民のニーズの集約などを実施した上で取り組む必要があると認識しております。以上であります。

○樋 口 (8番)

はい。川島もですね、高齢化が進んでおります。これから免許返納をされる方等々も増えてくるんではないかと思います。どうしてもこの定時定路線のバス、こ

これはほかの市町村を見てもですね、この差はちょっと中心地から離れたところというのは定時定路線のバスっていうのは存続して、ほかの真ん中のところはオンデマンドのバスに移行するとか、そういう事例が見られますように、例えば飯沼線の小野だとか川島だとか、やはり定時定路線で走っていただくなっていうのが私的にもありがたいなと、また昼間の時間帯においては先ほど話が出ましたけれども、デマンドのバスになるかタクシーになるのか、そういうことも検討してもらいたいながら、ぜひ足の確保を進めていっていただきたいと思っております。次の質問の「おのりーな」の件ですけれども、先ほど牛丸議員の質問の回答の中で十分話されたと、私は理解しております。1つだけこの未来の姿ということでお聞きしたいのはですね、地域の特別な地形があると思います。塩尻市の北小野と辰野町の小野が一緒になった地域で、1つの小野地区っていうのを形成しております。先ほどの実証実験の中で病院への利用が多いというご回答がありましたけれども、やはり北小野の人たちも両小野病院への利用があるんではないかと、一定程度あるんじゃないかな、それを考えるとですね辰野町単独で小野地区の移動を考えるのではなくて、塩尻市さんとの協働の中で考えていくっていうのも1つの手段ではないかなと私は思いますけれども、その可能性について、町は持っているのかどうかお聞きしたいと思います。

#### ○まちづくり政策課長

ご意見ありがとうございます。デマンドバス「おのりーな」のですね利用状況の中で、1番町内の方がですねご利用されたのが、具体的な集落名を言ってしまう利用者が特定されてしまうので控えますけれども、小野区内のですね、から両小野診療所への移動というのが14回ということで、非常に多かった状況であります。北小野の皆さんのお利用状況というものまではアンケートもしくは調査等を行っておりませんので、ご説明することはできませんけれども、一定程度あるのかどうかということについては、調査をしてみるとこともできなくはないのかなというふうに思っております。当町の運行だけに及ばず塩尻さんの中での運行と、もしくは塩尻市さんの運行についてこれを考えていくと、やはり塩尻市さんとのですね調整というものが重要となってまいります。塩尻市さんにも公共交通計画というものが策定される中で、現在の運行をされてらっしゃるということもあります。そうした中でじゃあどうしていくのかということになりますので、まずはですねそういうお考えの中で町として調査等をですね進める中で、例えばどういったニーズがある

のか可能性はあるのかということを、まずは地道にですね積み上げてまいりたいと  
いうふうに考えております。以上であります。

○樋 口 (8番)

はい。やはり 1 つの選択肢として地域性がありますので、可能ではないかなというふうに私は思っております。辰野町は川島線と飯沼線、このほかには公共交通がデマンドタクシーというものしかありません。このデマンドタクシーの現状と未来ということですまず稼働実績と、そつから見える課題についてお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

デマンドタクシーの令和 6 年の利用状況でございます。1 月末時点での総利用者数は 7,762 人、令和 5 年の 1 年間の総利用者数 7,058 人を超えている状況にあります。令和 6 年度は過去最高となる乗車人数となっておりまして、多くの皆様にご利用をいただいております。課題といたしますと、乗車人数が増加したことによるドライバーの負担が増加していることで、今後も利用者が増え続けた場合には、2 台の車両ではカバーできないのではないかということの点が挙げられます。こちらについては定期的に交通事業者と意見交換を図りながら解決策を検討し、ドライバーや利用者双方にとって望ましい運行形態を目指してまいりたいと考えております。以上であります。

○樋 口 (8番)

はい。デマンドしかありませんのでデマンドの利用というのは、増えてるっていうことはありがたいことなんですけれども、その反面、ドライバーさんの確保というのが 1 つの課題ということのようです。このデマンドのですね稼働時間ですけれども、対象者としてはですね中学生以上という形になっているんですけども、稼働時間が 8 時から 16 時、16 時も 16 時に車庫へ帰ってくるっていうことになると、15 時 40 分くらいを目安にしてっていうお話ですけれども、そうなるとですね中学生高校生といいういわゆる交通弱者の方たちに対しての、このデマンドタクシーの利用ができないんですけど、これ実は 3,000 円でひと月乗り放題、川島線の 250 円区間の 1 箇月の定期が 3,000 円、たまたま 3,000 円だったもんですから、そうすると仮に 3,000 円だとすると高校生が 1 箇月、通学に通えるという金額になるんですけども、そこら辺この交通弱者へ対応してない稼働時間、ここの解消について町の考え方を

お聞かせいただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

現在のデマンド型乗り合いタクシーにつきましては、議員おっしゃるとおり 8 時半から 4 時までということの稼働となっておりまして、通学時間帯での運行がしていない状況にあります。中学生、高校生のですね通学時間帯に利用できている公共交通に、制約があるということで認識をしております。ご指摘のようですね学生の通学手段において、引き続き町内の関係課と協議を進めながら、潜在化されているニーズの把握をしてですね、適切な交通施策が展開できるように例えばですね、該当されると思われる地区へのアンケート調査等を実施するなど計画していきたいというふうに考えております。以上であります。

○樋 口 (8 番)

この学生へのですね対応というのは、近隣でも課題になっております。昨年私、3 月と 6 月にこの公共交通で一般質問させていただいたんですけども、その当時の各市町村の調査の中でもですね、箕輪町さんでは中学、高校生の足の確保というのが課題という、各市町村さんでもですね学生に対するどうしてもスタートが 7 時台ですので、ここへの未対応ということがありますね 1 つの課題になっているようです。ぜひですね、関係区とも調整をしながら、ぜひそこら辺を解消に向けて頑張っていただきたいと思います。その次の質問ですけれども、町が描く移動手段の姿ということで、2 月はですね非常に寒くて外を歩くこともままならないそんな毎日でした。ネットの中を散歩していたところですね、内閣府の地方創生交付金の中で新しい地方経済生活環境創生交付金、いわゆる第 2 世代交付金というものがあるというのを見かけました。これ調べてちょっと資料も打ち出してみたんですけども、結構いろいろな多様なところに使えて面白いなという交付金だったんですよね。この交付金についてですね、町はこの公共交通で使ったらどうかと私は思ったんですけども、町の考え方はどうなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

今回の新しい地方経済生活環境創生交付金につきましては、公共交通を通じて地方創生に資する取り組みも含まれるということで認識をしておりまして、今後、実施する施策方針によって活用していく可能性というのも、大いにあるのかなというふうに考えているところであります。本年度は例年活用している地域公共交通確保

維持改善事業のうちの「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」また「共創・MaaS 実証プロジェクト」などといった活用をしておりまして、事業に取り組んでいるところでございます。昨今、新しい地方創生ということにありますと、国の方でも補助金の拡充がされてきております。様々な補助メニューがある中で、補助率が良くまた施策方針とですね補助規定が合致するものをですね、選択する必要があると認識しておりますので、全体の財源のバランスをとりつつも、施策方針の内容によっては、最適な交付金また補助事業を活用してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○樋 口（8番）

はい。この交付金ですけども令和6年は1,000億で補正に1,000億、令和7年は年度当初でもう2,000億という予算がついております。ぜひですねこういったものを積極的に活用してですね、住み続けたいまちその公共交通、これをぜひ整備を進めていただきたいとこれは要望しておきます。次にですね、他市町村の事例も3月のときに調査をした、いろいろ調べた結果ですね結構皆さん、定時定路線からオンデマンドのバスへ移行っていうのは、これは私も昨年の3月、6月にも話したことなんですが、そういう方へ移行しております。辰野町において、オンデマンドバスの運行ができない、これってどういうことでしょうか。ぜひ、オンデマンドバスって例えば塩尻市の「のるーと塩尻」ですか、これは7キロ以内ですと200円で乗れるバスです。塩尻市から松本市も「のるーと松本」がスタートしております。安曇野市も「のるーと安曇野」がスタートしております。こういった形で全国で30以上の市町村でのるーとという、のるーとがベストなのかどうかわからないですけれども近隣で見るとベターなのかなと、いいとこどりで例えばもう少し細かなところまで停留所を作るとなると、茅野市の「のらざあ」がありますので、ぜひいいとこどりでオンデマンドバスというのを検討していただきたい。町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

議員ご指摘のとおり、塩尻市さんで展開しております「のるーと塩尻」につきましては、非常に優れた乗り物であるというふうに町の方でも認識をしているところでございます。デマンド型の乗合タクシーが運行している地域におきまして、オンデマンドバスをですね含めた新たな公共交通を同時展開することにつきまして、利

用者を取り合う形になってしまいまして、赤字額が増える恐れがあることから現在望ましい姿というふうには考えていないところであります。例えば運行方式をデマンドタクシーからデマンドバスへ変更するとした場合につきましては、運賃を抑える点でバスの方式が大きなメリットがあるというふうに考えております。現在のデマンド型乗り合いタクシーの利用者数が増えた要因として挙げられるのが、従前のデマンドタクシーの方式だとしますと、停留所方式でありました。その停留所方式からドアツードアの方式に運行方法を変更したことが、大きかったというふうに認識しております。もし、高齢者にとって自宅まで迎えに来てくれる現在のドアツードア方式から、バス停を再度設定して乗降する従前の方へと変更するとした場合には、更なる変更ですねメリットを十分研究し住民の説明と理解が必要になってくるというふうに考えております。また、バスの場合 2 種免許を保有する人材は全国的にも不足しております、対応可能な交通事業者の新規参入を図った場合には、現在の事業者との競合になります、場合によっては事業者の撤退など町民の交通手段に別のですね、制約がかかってしまう恐れもあると考えております。近隣市町村のデマンドバスの成果、とても魅力的な運行手段の一つとして認識しているところでありますけれども、現状の取り組みを踏まえ合わせて課題を分析しながら、当町に合う運行方式をですね引き続き検討研究してまいりたいと考えております。以上であります。

○樋 口 (8 番)

はい。ぜひですね、その検討していただきたいんですけども、デマンドのタクシーを止めて、デマンドのバスにするっていうことではなくてですね、デマンドのタクシーを利用する人とバスを利用する人、これ違うと思うんですよ。料金もその旨違ってくるんで、利用者のニーズが違うと思いますので、そのドアツードアを積極的に選ぶ人はデマンドタクシー、そうじゃない人たちは 200 円ぐらいで町内入って来れるデマンドバス、そういう一度全部ゼロベースにして、片方、デマンドがあるからどうこう、バスがどうだからデマンドがあってそういう考え方じゃなくて一旦ゼロにして、じゃあ何が必要なんだっていうふうに考えるのが大切じゃないかなと、その辺を要望して次の質問にいきたいと思います。次ですけども、町が描く公共交通、今までのような考え方回答も含めてですね、町が描く未来の公共交通、住民が

自由に移動できるこの公共交通は町はどのように考えているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○町 長

はい。公共交通計画の基本方針は「住み続けたいまちの公共交通をみんなでつくり、みんなで守る」と掲げ、町の関係者全体で公共交通の持続可能性の確保を目指すこととしております。今後さらに進む人口減少、谷合に点在する集落の地理的特性を踏まえつつ、今ある鉄道、タクシー、高速バス、公共交通といった資源を最大限活用し、相互は持続可能で連携し合いながら、時代の変化に対応した公共交通を確保していきたいと考えています。公共交通計画にある 3 つの目標である社会の変化に対応した持続可能な公共交通、2 つ目に、誰もが利用しやすい公共交通、3 つ目に、みんなが支える公共交通、以上 3 つのそれぞれの目標に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○樋 口 (8 番)

3 つの公共交通の計画の中にある 3 つの目標をお聞きしましたけれども、ぜひ本来ならば具体的な取り組みを聞きたいのが私の本音でございます。例えば誰もが利用しやすい公共交通、この言葉 1 つにしても誰もがってあります。ぜひ先ほどの質問からあるように交通弱者にとって大切な公共交通でありますので、未来に向けた公共交通の整備を要望したいと思います。続いて、次の質問に移りたいと思います。次の質問もですね、非常に私の頭の中でモヤモヤッとしている部分があります。オーガニックビレッジ宣言、その後という大きな題名を (1) から (5) まで質問を作つてみました。1、2、3 はですね、4 番の質問をするためのアプローチでございます。1 番のオーガニックビレッジ宣言の現状、これはですね観光農業と有機農業この住み分けも含めて、町はどのように考えているのか、これら辺町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。令和 5 年 5 月に有機農業推進のまち宣言を行いまして 2 年余りが経過しております。様々な有機農業推進の活動を行つたりまた研修会などへの参加者、そういった皆さんも増える中で徐々に町内でも、有機農業に対する農業者の理解も進んでいると考えております。本宣言は、町内の有機農業を推進する生産者団体の活動が進む中、辰野町の地形の特有であります中山間地の多い農地で

の持続的な農業の推進を目的としまして、有機農業及び環境にやさしい農業への取り組みを広めるという目的もございます。しかしながら、有機農業の実践には土壤づくりや栽培方法など違いもあることから、更なる普及の取り組みというものが必要であると考えております。また、従来の慣行栽培による営農をされている農家の皆さんも大勢いらっしゃることは認識しておりますが、慣行栽培自体を否定するものではなく、またすべてを有機農業などに移していくという考えではございません。宣言の目的としている中山間農地の小規模な圃場などで、大規模の作付けが難しい農家の方や、安心安全という付加価値を求める消費者に向けた農作物の販売を希望する生産者、こういった皆さんを少しでも増やしていく、町の農業振興に繋げていければと考えている次第でございます。以上です。

○樋 口（8番）

はい。私も家で野菜を作っております。親から教えてもらった、やはり化学肥料を使いながら、それから有機の肥料も使いながら、様々なものをして土づくりをしながらやってるんですけども、この有機農業・有機野菜こういったものの基準についてわからない漠然として、地産地消はわかるんですよ、その地域で算出したものを地域で処理する。それは私も理解できるんですけども、それと無農薬っていうのも、まったく農薬使わないこれも理解できます。これ有機栽培、有機農業にでも使える農薬があったりとかいろいろしますよね。これいろいろ勉強をしていくとですね、わからないことばっかがでてきて町基準はどうなのかな、果たして町基準があるのかな、有機 JAS の取得の数、1番、2番、3番①②③ございますけども、これ一括して質問をしたいと思います。有機農業・有機野菜の基準について町の考え方、その現状についてお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長

はい。それではお答えいたします。有機 JAS の取得者の数はというところからでございますが、有機 JAS はご存知のように農林水産省が定める有機食品の国家規格で、農薬や化学肥料に頼らずに生産された食品を認証する制度でございます。有機農産物は原則として、3 年以上化学肥料や農薬を使用していない田畠で、第三者機関による検査基準に合格した農作物に有機 JAS マークをつけて、販売流通するというものでございます。現状、辰野町内で有機 JAS の取得者はございませんが、令和 6 年度につきましては、有機 JAS の認定を受けるための日本農林規格認証アライアンス

講習会というこういうものがございまして、こちらを 3 回開催いたしました。その中では毎回 10 数名の方の参加をいただきながら、そういった皆さんを中心に、今後有機 JAS の認定を目指していきたいと考えております。また参加型認証という団体での認証形態もありますが、栽培基準を独自に制定することもできるということなので、現在この参加型認証制度については検討中であります。また、2 番、3 番に關しましてですが、町が目指す有機農業の基準については有機農業実施計画において、令和 9 年度まで目標値を定めて実行しておりますが、先ほど町議がご指摘のような土壌、生産品の生産基準、有機農業・有機野菜の基準等については、現在、町独自での基準はできておりません。ただし環境にやさしい農業の基準として、長野県が実際に行っております、信州の環境にやさしい農作物として知事が認証する制度がございます。こちらは野菜やお米の栽培でいわゆる県の観光基準から、化学肥料と化学合成農薬の使用量を原則 50%以上削減して作られた農作物を対象として認証しておると、こういった制度がありまして、辰野町でも大勢の方がこの認証制度、毎年受けられてるということもありますので、この町でもこの県の認証制度と同様の基準を今後準用して推進していきたいと考えております。あとですね、町独自の基準の策定については今後、町農業振興センターにおいて検討をしているという状況でございます。以上です。

○樋 口 (8 番)

辰野町が決めている有機農業実施計画、令和 5 年から令和 9 年まで、本年度は令和 7 年度に入っています。ちょうど真ん中でございます。この中に取り組み内容として、辰野町における環境にやさしい農業の基準及び町独自の認定制度を定め、公表するというような取り組みの大きな目標が掲げられております。こういったものに向けてですね、ぜひ取り組んでいっていただきたい。続いての質問ですけどもこの頃ですね減農薬のお米を学校給食にというような取り組みの声が聞かれます。この減農薬、減農薬野菜というこの基準について、町はどのように考えているのかお聞かせいただきたい。

○産業振興課長

減農薬米、そしてまた減農薬野菜の基準ということでございますが、まず減農薬米とは通常の栽培方法よりも農薬の使用量を減らして栽培されたお米でございますが、通常の栽培方法というのは、JA 長野県の安心基準米の農薬使用栽培法と考えま

すと、JA 上伊那のこの基準米の要件である本田での農薬使用の 6 成分以内として、そういった 6 成分以内を減農薬米と考えております。また減農薬野菜の基準については県の基準に準じまして、化学合成農薬を通常の 5 割以下で使用して栽培する方法と言われております。いずれにしてもこういったものも生産者によっては活用して栽培できる方法であるかと考えておりますので、こういった基準も活用しながら今後、農業の推進に加えていきたいと考えております。以上です。

○樋 口 (8 番)

今まで話を聞く中でですね、基準というものについて非常に、こんな言葉がいいかどうかわかりませんけれども、曖昧な部分も多く含んでいるのではないかなと思っております。安心安全な食材をという言葉をよく聞きます。学校給食に限らず、安心安全な食材をということで、各生産者さんも努力されているんじゃないかなと思いますけども、この安心安全な食材というものについて町はどのような定義があるのか、そこらの辺をお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長

安全安心な食材とは非常に定義が漠然としておりますが、文字どおり安全かつ安心して食べられる食の確保のために必要な仕組み、取り組みだと考えております。学校給食へのお米の供給については JA 上伊那産のお米の供給がございまして、JA 上伊那生産米の基準に沿って農薬使用量を遵守し、安心安全、高品質そして食味そういうものに配慮をしたお米を提供しているというところでございます。また、野菜につきましては、現在も学校給食に食材を提供する会で学校側にも供給をしておるんですが、こちらについても学校側の安全基準に適した食材を現在提供しているというところでございます。先ほどもご指摘をいただいておりますが、今後、町としては有機農業の制限にふさわしい安全安心な内容、項目というものを明確化していきながら、こういった食材の定義というものをしっかりと定めていきたいと考えております。

○樋 口 (8 番)

いろいろ調べていく中でですね、私の中では新しい言葉がどんどん目に入ってきてですね、これ減農薬米の基準というものは先ほど言われたとおり、従来の使用回数が 5 割以下の栽培のもの、こういったものもですね農家さんの申告でしか把握できそうもないなっていうような気がするんですけども、そうやって調べ

ていくと、特別栽培農産物なんていう言葉も出てきたりします。いろいろ含めてですね、オーガニックビレッジ宣言をした町の責任とそのいろんな基準のですね、そういうものをきちんと整備する必要があると思いますが、そこらの辺を含めて町の考え方をお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

宣言の責任、体制整備等につきましては、宣言を行った以上は今後もそういうことを伴いながら推進を行っていかなければならないと考えております。その中で先ほどからご指摘をいただいている、栽培経過での農薬ですとか、肥料の基準そういうものも明確化していきたいと考えております。また、有機に関する講習会・研修会というものでも、そういうものを多くの方に学んでいただくという機会にもなりますので、そういう研修会も今後開催してまいりたいと思います。また今年度からは座学だけではなくて、現地で自家用野菜、そういうのを見ながら、専門の方に有機農業について説明をしていただく機会ということも行っております。そういうことを行いながら、町の農業振興センターや町の有機農業推進連絡協議会こういった団体の中で、今後も有機農業の推進を進める中で何が必要かというものを、考えて行っていきたいと考えております。また全町的には有機農業推進についてですね、まだ周知ができない、知られていないというところがありますので、今後、有機農業の推進情報誌などを発行しながら、情報発信そしてまた広報活動を行っていきたいと考えております。以上です。

○樋 口（8番）

はい。安心安全な食材を子どもたちに、それから町民にそういう大きな理念があるかと思います。ぜひですね、その体制整備、一番元になるところなんです。野菜っていうのはやはり土づくりからですので、そういうところからどうやって町が管理に関わっていくのか、そういうものの整備というのはぜひ積極的に進めていただきたい、そのように要望して次の質問にまいります。最後の質問になります。町の将来の姿でございます。2期目武居町政の目指すまちづくりについてお聞きしますが、2期目最後の1年を迎えております。先般の新聞報道で公約の8割が実現できたとの記事を拝見いたしました。あと2割の実現に向けて、また10年後、20年後、住み続けたい町辰野町の姿をどのように描いているのか。武居町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。そうですね、住民の行動は価値観が多様化する中で、多様な幸せの実現を目指しています。また家族や職場などの社会機能も変化している状況でございます。そういう中で人口減少と出生数の低下を正面から受けとめる中で、行政はデジタルを活用し、インフラ資産やサービスの本質を変化適応させていくことが必要だと考えています。行政は行政単独でなく様々な関係者や住民を巻き込み、地方創生のわが町の良さ、楽しさを発見していく取り組みを進めていくことがキーワードになります。共創という言葉がございます。ともにつくる、みんなでつくる、そういうといったこの共創をテーマに、みんなでまちづくりをしていきたいと考えています。2期目の公約として町民の幸せのためにをまちづくりの基本理念にし、幸せな町の姿として次の3つのイメージを常に思い浮かべています。1つ目は子どもたちが大人になっても自慢できる町、誇りに思える町、2つ目に多くの若者が集い、自己実現の可能性を感じ、挑戦できる町、3つ目に人生の最後まで心豊かに心穏やかに暮らせる町、この3つを掲げ取り組んでまいりました。様々な分野での町民の皆さん一人ひとりの頑張りが大変嬉しく思っています。信州フューチャーセンターやトビチ商店街を中心とした多様な人々がそれぞれ夢の実現に向けて町に集い、行動する動きがあること、ど真ん中プロジェクトの何か行動を起こしたい何かを起こしたい人に手を貸したい人々が集まる動きは、辰野町らしい良さであると感じています。その一方で、決して忘れてはならないことは、先人の皆さんの努力、地域を守りまた町を発展させてきた、そういう歴史過去があって今現在があるということあります。その教えを受け継いで、引き継いでくださってきた皆さんもいました。そして今も生まれ育った地域を思い、地域の担い手となって故郷を静かに守り続けてくださってる皆さんがいて、町の生活が成り立っていることにも感謝しなければなりません。そして先ほど来話が出ておりますが、本日は東日本大震災から今日で14年目を迎えました。昨年の令和6年の元日に発生した能登半島地震による被災地は、復旧が未だ進まず、一旦避難で離れた人々が戻ってこない、更にまた、故郷を離れていく人々が後を絶たないという報道もされています。また今年に入って1月の28日、埼玉県の八潮市で起こった道路陥没事故、これは下水道管の破損に起因する大変な事故でありましたが、自然災害を含めこうした災害に遭った地域、被災地を見て私が思うことは、やはり住んでいる地域、暮らしている地域が、まず安全安心なところ、安全な場所

でなければならないということあります。地域の安心安全は心豊かに穏やかに暮らすには必要不可欠であります。不慮の災害に備え、インフラの適正化と不断の管理による下支えを行い、心配のいらないまちづくりが必要であると考えながら今を生きています。以上です。

○樋 口 (8番)

はい。町長ありがとうございます。私たちは、将来、辰野町がどんな町になるのかそんな夢を見たいんですよ。町の未来に夢が持てないと住み続けることはなかなか難しいかなと思っております。その夢を実現するために何が必要なのか。やはり1番は、首長である町長の旗振り、かじ取りそれだと私は考えております。様々な公約の中でその実現に向けて今後どのような取り組みをしていくのか、2期目は数箇月でございます。武居町長が町民に約束できることは何があるか、また、3期目に向けて町長としての決意があるのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。ただいま3期目という表現がございましたが、いつかは態度表明をしなければならないと感じておりますけれど、まだまだ多くの課題を抱えている町の状況でございます。さらに公約未達成のものもありまして与えられた任期を一生懸命やるだけだと、そういった気持ちが今は強い、そんなことをお含みいただきたいなと思います。ちょっと個人的な話になって恐縮ですが、私は幼少年時代から高校生まで少年期、青年期まで含めて下辰野商店街で育ちました。従って私の原体験あるいは原風景は下辰野商店街にあります。昭和30年代から40年代、人々の生活はまずしかったけれど、明日を信じられる、何か今日より明日の方が良くなるといった空気感のある時代でした。買い物客で賑わい商店街の真ん中、私は本町三丁目に住んでおりましたけれど、そこには辰野劇場という大娯楽施設、集客施設がありまして映画、演劇、歌謡ショーを見て人々は夢を膨らませていく、そんな時代がありました。そしてその、時の町長は樋口議員のおじいさま樋口義一町長がありました。いつも温かく優しい表情で安心感を与えてくれる大きな存在がありました。これまた個人的な思い出になりますが、昭和48年、私が中学3年生のときでありましたけれど、柔道で長野県大会優勝して町長に表敬訪問をしなければいけないという日がありました。そのときの庁舎は、永田菓子店さんの道向こうにある昔の役場庁舎でしたが、樋口町長にお会いできて「ともかく長野県で一番になったとこれは快挙だ

と全国大会でも思う存分暴れてきてくれ」と、そんなような本当に心強い励ましのお言葉をいただきて全国大会に向かった、そんな思い出がございます。当時は人口が増え続けて、人口も 2 万 5,000 人近くまでいきました。急激に人が増える町に、人々が望む施設が次々にできていった時代だったと記憶しています。50 年経った今の時代は逆に人口が減り続け、作った公共施設を減らしていくかなければならない要請を受けている時代であります。ただ私は、物質的な豊かさを求めるのではなくて心の豊かさを求めていく時代だと心に言い聞かせています。少なくとも、この町に住みこの町に関わるすべての人々が幸せを感じながら、夢や希望持てる町をつくりていきたいと考えております。以上です。

○樋 口 (8 番)

本日、私にいただいた 50 分、最後の 10 分を町長の気持ちをお聞きいたしました。新しい辰野町に向けて、人口 1 万 5,000 人規模のまちづくりを、ぜひ町民が豊かになれるようなまちづくりをお願いをして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議 長

ただいまより、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は 13 時 15 分ですので、時間までにお集まりください。

|      |           |
|------|-----------|
| 休憩開始 | 12 時 15 分 |
| 再開時間 | 13 時 15 分 |

○議 長

再開いたします。質問順位 11 番、議席 3 番、栗林俊彦議員。

【質問順位 11 番 議席 3 番 栗林 俊彦 議員】

○栗 林 (3 番)

皆様こんにちは。昨年は缶バッジを作成していただいたおかげで、多くの町民の皆さんといろんなコミュニケーションをとることができました。また今年は、新町発足 70 周年ということで、町の公式ホームページの中にも記念特設ページが作成されております。昭和 30 年、1955 年 4 月 1 日、旧辰野町と朝日村が合併し現在の辰野町が発足して以来、令和 7 年 4 月をもって 70 年を迎えます。人で言うなら古希に当たるこの年を、住民の皆様と分かち合い将来への希望と誇りを持ち、忘れない 1 年にしてまいりたいと考えています。様々な事業と行事を考えていますので、住民の皆さんもぜひご参加くださいと記載されております。その中にひこねのりおさ

んデザインのキャラクターも掲載されておりますので、今年 1 年間このキャラクターでもってまた盛り上がりいくんではないかなと思っております。それでは、一般質問通告書に沿って質問を行ってまいります。令和 5 年 9 月の定例会においても、辰野町駅前地区まちづくりについてという内容で一般質問を行いましたが、私にとってこの辰野町駅前地区に関しては非常に大きなテーマであると考えておりますので、再度また質問をさせていただきます。辰野町では令和 3 年度を初年度とする辰野町第 6 次総合計画前期基本計画、令和 3 年度から 7 年度を策定し、町民憲章を町が目指し続ける姿におき、一人ひとりの活躍がつくり出す住みまちを、10 年後に目指す町の将来像として多様な立場の方々が新たな価値をともに創造し、町民の皆様が誇りを持って住み続ける、住みがいのあるまちづくりを進めてまいりますとしております。この中ですが概要版の中からの抽出ですけれど、その中に基本構想 3 番、土地利用の構想、土地利用の目標として地域賑わい活動ゾーン、駅前を始め町の中心部では、賑わいの再生に取り組み、町の魅力の向上を図ります。また、都市機能を維持するための区域を設定し、その周囲に住居を誘導し一定以上の人口密度を維持することで、持続可能なまちを目指します。さらに、中心核、中心市街地として、町の中心部としての機能を維持向上し、賑わいの再生を目指します。また、空き店舗、空き地等の有効活用を目指しますとあります。また、重点テーマといたしまして、町民と行政が一体となった道路の改良、道路は地域づくりを支える大切なインフラです。町が策定する道路網計画に基づき、幹線道路、生活道路の維持管理に取り組みます。維持管理にあたっては、町民との合意形成に努めるとともに、必要に応じて町民と行政が一体となって取り組みます。特に駅前の道路の改良は喫緊の課題となっており、町並みの改善も含め優先的に取り組みますと書かれております。このことに関してですが、辰野駅前地区まちづくり事業の問題点と早期実現に向けた取り組みということで質問させていただきます。地域住民による駅前まちづくり協議会により協議成果をまとめた駅前地区まちづくり提案書が提出され、辰野町より辰野駅前地区まちづくり基本計画案が令和 3 年に作成提案されました。その後、コロナ等ありまして住民との会話が滞った時期もありますが、コロナ明けた令和 6 年度に関して考えますと、進展が見られてるとは思いません。辰野駅前はほたる祭りのメイン会場や、その他様々なイベントに利用していますが、町を訪れた人、住んでいる人に好感を与え賑わいの再生を目指すためにも、魅力ある景観づくりこそ町

の発展に繋がると思います。午前中の樋口議員の質問に対して、町長が個人的な思いをお答えされておりましたが、再度お尋ねいたします。現在の辰野駅前地区の状況について、町長はどう感じているのか。賑わいの再生に取り組み、町の魅力の向上に向けて、どのような見解を持っておられるかお尋ねします。

○町 長

はい。栗林議員の質問にお答えさせていただきます。現在の辰野駅舎ができる前の駅舎は、栗林議員も同じく商店街に育った友として、その昔の駅舎も頭にこびりついてると思いますが、明治 39 年に開業したその駅舎がありました。町の発展とともに本当に駅を中心としたまちづくりが進められてた、そういう歴史を持っております。ただ、ただいまご説明あったとおり、今の駅前を開発しようということで地域の皆様方が一生懸命考えて新たなまちづくりに向けて動いてはくれましたけれど、ちょっと現状がなかなか芳しくないような状況もございますので、それを踏まえて回答させていただきます。辰野駅前地区におきましては、平成 25 年に長野県の土地区画整理事業が外れたことにより、それに代わる方針が求められています。そこで平成 29 年に地区代表の皆様によるまちづくり協議会が設立されまして、10 回に及ぶ協議会が開催される中、駅前地区まちづくりプランが作成されました。平成 31 年 3 月にまちづくりの方針に向けた提言書をいただきました。町ではその提言書を受けて駅前基本計画案を作成し、地元の皆様に対し住民意見交換会を開催しております。意見交換会では、計画の実現性や事業自体の必要性に対して、賛成と反対のご意見をいただきました。またさらに細かく分区ごとに意見交換会を実施しましたが、十分な議論がまだ必要と思っております。今後は計画の実現性等を踏まえて、地域の合意形成に向けて地元と意見調整等をしてまいりたいと考えているところであります。

○栗 林 (3 番)

ただいまの町長の回答、思いも込めていただきました。いろんな問題があると思います。早期実現に向けた取り組みを進めていっていただきたいと思います。続きまして、商店街は地域の商業集積エリアであるとともに、地域コミュニティの拠点としての役割も担っていました。商店街を元気にすることは、地域コミュニティの再生、地域の魅力向上にも繋がります。最初に述べました空き地、空き店舗の有効活用ということで、辰野駅前地区の商店街の空き店舗をリノベーションした「まち

なかオフィス」を新設し、サテライトオフィス誘致事業の強化と、ふるさとテレワークを推進してみてはいかがでしょうか。

○事業者支援担当課長

町ではサテライトオフィスを設置する事業所に補助し、下辰野商店街では「トビチのオフィス」という名前の施設っていうかが設置されました。米山商店さんの隣グラバーステーションさんの2階と3階にあります。令和6年度からサテライトオフィスの誘致に力を入れるため、地域おこし協力隊3名をお願いして、その活動を担ってもらっていました。3名の地域おこし協力隊には、この1年、都市圏でのイベント等を開催して辰野町をPRしたり、辰野町に興味を持ってくれた企業に対して実際に辰野町を案内したり、さらにはモニターツアーを企画運営するなど、首都圏を行ったり来たりして活動してもらっているところであります。まだ地域おこし協力隊をお願いして1年ですので、議員さんが言われるまちなかオフィスみたいなものを新たに設置し、そこに様々な機能をプラスして展開するということは次のステップで考えることとし、まずは既存のサテライトオフィスであるとトビチオフィスをPRして、サテライトオフィスの誘致に力を入れたいと思います。ですので空き地とか空き店舗を活用してっていうこともあるんですけれども、まずは今ある施設を有効利用して、何とかやっていきたいとそういうことあります。またですね、今年のほたる祭りまでにですけれども、地域おこし協力隊を中心に旧桂林堂を改修して、商店街案内所をオープンする予定であります。ここにはカフェなども併設し、地元の方にも気軽に訪れてもらって、商店街に賑わいを作り出せるような、そんな施設になってもらいたいということで準備を進めているところであります。以上です。

○栗 林（3番）

はい。ただいまの回答の中で地域おこし協力隊、特にサテライトオフィス誘致事業、令和6年度から開始というふうにお答えいただきました。今年度もしくは令和7年度に関しては現状の方針でもって進めていただくということでよろしいかと思いますが、やはり現状の駅前地区ですね、やはりほとんど変わり映えがしていない20年前と変わらず、段々、段々寂れていく一方であるというふうに見ている人が多くいらっしゃると思います。その中にサテライトオフィス、テレワーク施設、コワーキングスペース、コミュニティースペースとしたものを利用できるような場所を、まちなかオフィスとして開設していただく、これはさらに、世代の多様な人々が集まり繋

がり、ビジネスを成長させる場所として利用できたらいいなと思います。また地域おこし協力隊、現在、活動しておりますけれど、辰野ワークトリップ相談所、または辰野町観光案内所なども併設して、起業創業支援体制の強化、観光推進、地域振興のために管理人として常駐する地域おこし協力隊を通じて、地域住民との交流を図るようなことにしていただけだと、もっともっと活性化に繋がるんじゃないかなと思います。それに関して、将来的なことでありますけれど、そのようなことをやる予定、計画というのはあるでしょうか。

○事業者支援担当課長

町が主導して、いろいろ第三者組織だとかそういうのをやってもいいんですけども、まずは商店街から賑やかにしていこうという機運が高まって、そういうことで高まってきたら、町もそれに乗っかって応援していこうかなと思いますけれども、まずは町じゃなくて商店街の中からそういう機運が高まってくればいいなと期待しているところであります。

○栗 林（3番）

地域住民の思いを含めた機運を高める活動も行っていきながら、それを町に伝えて、町を中心とした空き家、空き地の活用に繋げていっていただきたいと思います。それでは3番目の質問といたしまして、辰野駅ビルかつてはリュシオール辰野と呼ばれていた建物の件でお話ししたいと思います。現在、辰野駅ビルは防災倉庫として活用されているとお聞きしています。この防災倉庫にしておくというのは非常にもったいない使い方であるのではないかと思い、町民の地域交流及び防災意識の向上並びに地域における防災体制の確立を図るとともに、災害発生における災害応急活動の拠点とすることを目的とした施設に、コンバージョン・リニューアルした使い方の検討をしてはいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○総務課長

辰野駅の駅ビルは、議員ご紹介していただいたとおり、ハザードマップ上でも災害リスクが少ない位置にございますので、町でも災害備蓄品の保管場所として一部を活用し、既に災害応急活動の拠点の1つと位置づけて運用しているところであります。昨年、計画をしておりました町の防災訓練では、地域住民の皆さんと一緒にこの駅ビルの2階から災害備蓄品を運び出し、実際に使ってみる訓練メニューを考えておりましたので、今後、地元区とも相談をして災害発生時や平時の訓練の際、

保管する災害備蓄品や機材を地域と一緒に活用できる防災拠点として、こうした運用も今後考えてみたいとか思います。ただし、建物はJRさんの所有です。2階の一部分317.42平米を町が購入し、区分所有という形で利用しているところあります。このため、建物自体の老朽化も進んでおりますけれども、町で改修することはできず、受付があつていつでも気軽に立ち寄れるような、そういう防災また交流施設として整備するのは難しいかなと考えております。そういう用途では近くにフューチャーセンターですか、茶の間などもありますのでこれらの利用も一緒に考えてまいりたいと思います。以上です。

○栗 林（3番）

ただいまの答弁の中で町所有物ではないため、町が独自で改修してコンバージョンリニューアルするということは難しいということあります。いずれにせよ、ほたる祭り等で地方、他の市町村から多くのお客様が見られたときに、何かあった場合にどうしていいのかわかりにくい。やはり現状のままでは辰野町に来て何かあつたときに、非常に心配だというような声もあろうかと思います。今、話をされましたように駅前にはフューチャーセンター、茶の間等の公共施設等もありますし、先ほどの話ではありませんが、まちなかオフィスなども、もしできるようになればいろんな意味で防災体制に関しての安全度が高まっていくんではないかと思います。駅ビルのコンバージョン、非常に難しい問題だとは思いますが、何とかほかの施設を利用するなりして、防災施設としての拠点作りを検討していただきたいと思います。駅前地区のまちづくりに関して3つほど質問させていただきましたが、これに絡むというわけではございませんが、次の質問に移らせていただきたいと思います。2番目の質問としまして、少子化対策の取り組みについてという内容で質問をいたします。何度もこの話題に関しては触れさせていただいて、いろんな部署から現在行っている取り組みに関して説明いただいておりますが、やはり1番重要な問題だと思います。消滅可能性自治体という言葉、皆さんご存知の多いと思います。非常にショッキングな言葉であります、これは2020年から2050年までの30年間で、子どもを産む中心になる年齢層の20歳から39歳の若年女性人口の減少率が、50%を超えると予想される自治体のことを指しております。若年女性人口が減り続ける限り出生率は低下し、総人口の減少も止まらない。人口減少のスピードから見ると、若年女性人口が2020年から2050年の30年間で50%以上減少する地域では、

70 年後には 20%、100 年後には 10% 程度まで人口が減少することになると想定されております。100 年後、辰野町の人口が今の 1 割になると言われてもピンとこないかとは思いますけれど、そういう地域は将来的に消滅する可能性が高いのではないかと言われております。ただ今申しましたデータですが、人口戦略会議が 2024 年に発表した調査データとして一部抜粋したものがありますので発表したいと思います。まず辰野町、2014 年に最初に消滅可能性都市として発表されたデータでいきますと減少率が 48.7% で、昨年発表されました 2024 年版でいきますと 47%、先ほど申しました 50% 以上になった場合には、消滅可能性自治体と呼ばれているということになっておりますが、わずか 2%、3% ギリギリ踏みとどまっているという現状であります。10 年前にも 48% で、消滅可能性自治体になるかならないかギリギリのところにおりましたが、10 年経った後でも改善率としてわずか 1.7% しか改善されておりません。その中で 10 年前に消滅可能性都市と言われた市町村がございます。辰野町に近いところでいきますと、下諏訪町 57.5% でしたが、それからの 10 年間でいろんな施策・政策へ行った結果 41.4%、なんと 16.1% の改善が達成されております。さらに同じ上伊那地区の中に飯島町ございますが、飯島町も 67.8% であったものが、ギリギリですけれど 49.9% ということで、今回、消滅可能性都市から脱却することができました。これに関しても 17.9% の改善率ということで非常な努力をされていたんではないかと考えます。こういったことを考えますと、辰野町の今までの政策がなかなか出生数に結びついてはいなかつたのではないかというふうに思います。それにある程度目標として、数値目標をしっかりと取った方が達成しやすいのではないかと思いまして、今回は出生数 100 人を目指した少子化対策の、新たな施策を講じる考えはという内容で質問をさせていただきます。これまでの少子化対策の取り組みと効果について町長はどのような評価を行ってきてているのか、また 100 人を目指した新たな施策に関して何か取り組むことがあればお答え願います。

○町 長

はい。平成 30 年に 111 人だった出生数は翌年、令和元年以降 100 人を割り込み、昨年は 71 人に減少しています。高齢化が進み人口減少が続く状況の中、これまで町では少子化対策、子育て支援など様々な事業に取り組んできています。子育て支援策としては、これまで 18 歳までを対象とする医療費の援助を行い、医療費を無償化したことや、昨年度にはこども家庭庁の設置に伴い、それまで各課にあった子育

て支援業務の一元化と、安心して子育てできる環境づくりを目指して子育て応援課を設置いたしました。社会情勢の変化などにより子育てに係るニーズが多様化している中で、継続して効果的な支援を行っていくためには、各課で行っていた事業や業務を一体的に実施できる体制への見直しが課題となっていましたが、子育て応援課の設置によりそれぞれの課から業務を移管するとともに、一人親支援や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題、病児・病後児保育施設などの課題にも取り組んでいるところであります。子育て応援課が設置されて以降は、子育て応援フェスの開催や子どもの居場所づくり委託事業者への支援、第3期子ども子育て支援事業計画の策定、すべての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に繋ぐ伴走型相談支援の充実を図りながら、マタニティ応援事業として、出産準備金、マタニティタクシー、オムツクーポンなどの実施、保育園では保育支援システムの導入や育休退園の廃止、保育士配置基準の見直しを行ってきました。また病児・病後児保育事業の充実を図ろうと辰野病院の敷地の一角に、新たな施設となる病児・病後児保育施設「ぴっかりハウス」の建設に取り組んできました。出生数が下がっていることにつきましては、人口減少の状況から仕方ないと思う反面、必ずしも期待される効果が上がらない現状であることは認識していますが、何も施策を行わなければ、さらに出生数が少なくなっていたかも知れないとも考えられますので、事業を継続しながら、一方で効果的な新たな施策も考えていきたいと思います。今後につきましては、完成しました病児・病後児保育施設「ぴっかりハウス」の建設により、病児・病後児保育事業において更なる充実を図ることとしたため、これまで町外の施設で対応してもらっていた、病気中や病気の回復期で集団での保育が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で看護できない児童につきまして、町内でも対応できるようにしていきたいと思います。また次年度は、子どもの健やかな成長に対する支援等や子どもや子育て家庭に関連する施策に盛り込んだ、こども計画の策定に努めるとともに、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うための母子保健機能と、児童福祉機能を併せ持つこども家庭センターを設置し、妊産婦の支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を繋ぐためのマネジメント等を担う体制を強化していきます。今後も様々な施策を実施しながら、子育て世帯を取り巻く環境の変化、多様化に対応できる子育て支援体制を整えながら、

安心して子育てができる環境づくりを推進してまいりる考えであります。なお、先ほど議員のお話にあった目標数でございますが、また新年度を迎えてですね、また新たな体制が整った中で実現可能な目標というものを設定して、それに向かって進んでいければと考えているところであります。以上です。

○栗 林（3番）

はい。出生数の増加や出生率の向上には、これさえすれば良いというような決定打もなければ、これまで誰も気付かなかつた様な奇策もありません。若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現に向けて、様々な角度からの取り組みを長期的、継続的に進めていくことが何より重要であると思います。町長の回答の中にありました様々な施策、今後も取り続けて目標に達成できるようよろしくお願ひいたします。出生数の増加に関しては、当然、若者・女性の人口流出を防ぎ、Uターンを促進する取り組みを行っていかないといけないと思います。現在、社会増減でいきますと、出ていく人たちの方が圧倒的に多い年が続いております。これを何とか社会増減ゼロに持つていけるような施策などありましたら、お答えを願います。

○まちづくり政策課長

それではお答えさせていただきます。辰野町の令和6年の社会増減は、転入が505人、転出521人、職権消除1名でございまして、21名の減少となっております。令和5年ですね社会増減数ですけれども99人の転出超過、令和4年はですね9名の転出超過ということでございまして、その年によって傾向はあります、増減ゼロを目指していきたいというふうに考えているところであります。人口流出またUターン、Iターンということでございますけれども、そうした中で町が注力している取り組みとしましては、移住定住、関係人口の推進策になってまいりますけれども、空き家バンク制度や定住促進奨励金などの補助金制度に今まで力を入れてまいりました。空き家バンクの活用がなければ、社会増減の転入転出の乖離はもっと大きかつたのではないかというふうに考えております。空き家バンク物件の空き家の登録数は、令和6年度は36件で、うち16件が成約していますが、うち69%の11件が町外の出身者の成約であります。令和5年度は登録35件、成約22件のうち59%のある13件がですね、町外の出身者との成約となっておりまして、購入物件者がですね傾向が近年、町外出身者の割合というものが高くなってきておりまして、空き家の登録や、移住希望者からの利活用の相談も増えておりまして、令和5年度123

件に対して、令和6年度271件と増加傾向にあります。短期移住体験施設やお試し滞在などの活用によりまして、町に来ていただきながら将来の移住に結びつけていきたいというふうに考えております。以上であります。

○栗 林（3番）

社会増減ゼロに向けた取り組み、出て行く人を減らす、入ってくる人を増やすということで、何とか社会増減をゼロにしていただきたいと思い、この質問に関しては終わりといたします。最後の質問になりますが、環境問題と野生動物対策についてということで質問いたします。辰野町有害鳥獣駆除対策協議会の鳥獣による果樹や野菜の被害報告によると、2021年度は被害面積166アール、被害額775万円、2022年度は被害面積224アール、478万円となっておりましたが、2023年度は被害面積768アール、2,973万円となり過去2年間を大きく上回り、著しく増加していると警戒の強化を呼びかけております。このような野生鳥獣による被害は、生産者の営農意欲の減退、耕作放棄、離農の増加など数字に表れる以上に、深刻な影響を及ぼします。その中で従来の対策だけに頼らず、サル、シカ等による農作物被害への対策に、町長はAI等を用いた監視システムの導入や、ICTを積極的に活用する考えはないでしょうか。

○町 長

はい。野生鳥獣、特に議員ご指摘のサルやシカによる農作物への被害につきましては、町民の皆さんからもお声をいただいています。大切に育ててきた農作物を荒らされてしまった耕作者の皆さんのお気持ちを考えると、本当に心が痛む思いであります。このような野生鳥獣による農作物への被害は、農家の皆さんのが農意欲を低下させ、離農や耕作放棄地の拡大に繋がる恐れがあるなど、深刻な問題であると考えています。サルやシカの被害防止対策として、現在、電気柵や檻の設置、緩衝帯整備などがありますが、これらを複合的に実施し人の生活圏と野生鳥獣の生息圏を隔離する、環境づくりが必要と言われています。また議員ご指摘のAIを用いた監視システムの導入につきましても、今後、研究開発が進むことを考え情報収集も必要と思っています。なお、町内では野生有害鳥獣対策に熱心に取り組んでいらっしゃる、川島地区の有害鳥獣対策委員会の皆さんの活動内容が、長野県で先進的な事例として評価され、令和5年に関副知事を本部長とする野生鳥獣被害対策本部会議において活動内容の報告が行われました。今後は川島地区の活動をモデル地区とし

て町内全域に広げていくことも、獣害対策の有効な手段と考えます。AI を用いた機器を含めての有害鳥獣対策の取り組み状況につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○産業振興課長

議員ご指摘の AI を活用した監視システムにつきまして確認をいたしましたところ、実際に運用している事例はございませんでした。しかしながら現在、先ほど町長も申し上げたように、今後そういうものを活用していくだろうという事例、試験が行われてくると考えますので、注目をしていきたいと考えております。現在の有害鳥獣対策の様々な機器というのは、情報通信技術や光センサーなどの機能を搭載したもののが数多く使用されております。先ほどの川島地区の有害鳥獣対策委員会では、GPS 機能を搭載した首輪をサルにつけ、その位置情報をスマートフォンで確認しながら、サルの群れの移動状況を把握しました追い払いなど、そういうことに活用しているということでございます。その他、捕獲檻用の自動捕獲システムは、獣が檻に入るとセンサーが反応し、スマートフォンやパソコンへ通知が届く、そして映像で檻の状況が確認できる檻、そしてまたセンサーによっては獣のサイズを測定し、設定したサイズの獣であれば、自動でゲートを閉鎖する機種など捕獲の遠隔操作が可能な機種がございます。町では檻の監視のために平成 28 年度にクラウド型センサーカメラを川島地区に設置し、今年度、今村区でもこの同様のセンサーカメラを設置いたしました。近隣の市町村では、罠センサーというものがございまして、罠にかかったことを猟友会などの方にメールで通知をするシステム、そしてまた通報用のカメラにより、画像が送られてくるアプリを導入している事例もあると聞いております。町ではこれまで行ってきた電気柵や檻の設置による、有害鳥獣の防止効果が確認されておりますので、使用している機器や檻などについて、地域ごとの効果を検証しながら、実用的な機種の導入について研究をしてまいります。合わせて、先ほど町長が申し上げました。電気柵や捕獲檻、緩衝帯整備こういったものを複合的に活用しながら、野生鳥獣の生息圏を隔離する、そういう環境づくりを進めていきたいと考えております。以上です。

○栗 林（3 番）

人口減少による従来の対策に人が割けない、また高齢化によって山間地に対する対策が取りにくいということも、ますます問題になってくると思います。そういう

たものを解決するためにも、AI 技術、ICT 技術を積極的に利用した対策の検討もお願いしたいと思います。続きまして、カラスの集団化に伴うふん害の解消に、スピーカーからの追い払い音声の再生と、郊外ではドローンを活用して市街地から森林地帯、巣の場所に誘導できないかという質問をいたします。生活環境の悪化、農作物への被害解消のため、カラスの集団化付近の建物にスピーカーを設置し、タイマー制御等で行動制限の音声、追い払い音声を再生しカラスの警戒心を煽り、別の場所への移動を推進する、また郊外ではスピーカーとドローンを組み合わせたものによりカラスを効果的に巣の場所へ誘導する方法など、現在研究されているとインターネットの中では書かれておりましたけれど、こういったものに関して辰野町としては取り組んでいくことを、検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○産業振興課長

議員のおっしゃる様々なカラスの被害については、町内でもいくつか見受けられている状況でございます。その町内の対策事例をまず申し上げますと、カラスが訪れる場所の木の伐採、巣の除去などのほかに赤外線センサーが感知して動物が嫌がる超音波を発生するもの、そういうもののやカラスが本能的に危険と感じる音を発信し、音が聞こえる範囲、おおよそ 70 メートルと言われてます。その範囲にカラスを寄せ付けない機能・機器などの対策方法がございますが、聞き取るところによりますと、いずれも効果は限定的とのことでございます。また、議員おっしゃるドローンによる追い払いの技術につきましては、実用化に向けた実験が行われていることは認識しております。上田市では現在実験中の AI 機能を搭載したドローンを活用しまして、葡萄畠の上空で鳥追いの実験を行っているということでございます。しかしながらドローンの飛行にあたっては、居住地での飛行制限といった条件が定められていますので、カラスが多く飛来する居住エリアでの使用につきましては、慎重に検討する必要があると考えています。以上です。

○栗 林（3番）

はい。ドローンを飛ばすとなると様々な法律等ありますし、また技術的な問題等含まれておりますので、簡単なことではないと思います。先ほどと同じように有害鳥獣の対策として、積極的に DX 技術、AI 技術などを利用していただきたいと思います。最後になりますが、生活環境被害の深刻化ということで野良猫の繁殖問題っていうものに関して質問いたします。野良猫が増えると、糞尿被害や悪臭による環境

汚染、発情期の鳴き声による騒音、感染症などの流行など、地域社会に様々な問題を引き起します。現在、猫繁殖制限復旧啓発補助事業、長野県動物愛護会上伊那支部にて、猫の避妊・去勢手術に関わる金額に対し、1匹につき3,000円の補助を行っていますが、年間の補助予定数は概ね480匹で、申し込み順のため短期間に予算額に達していると聞いております。これだけに頼るわけではなく、またTNR運動と申しまして、野良猫を捕獲、トラップですね、捕獲して不妊手術や去勢手術、ニューターを行い、元の場所に戻すリターンする活動を行っているボランティア団体も数多く見受けられております。これは野良猫、地域猫の増加を抑制し、殺処分を減らすことを目的としております。また、野良猫の耳の先端を桜の花びらのようにV字にカットした処置、さくらカットと呼ばれておりますけれど、これは避妊・去勢手術済みであることを示す目印として行われております。このようなTNR活動は人間と猫が共存できる地域環境を保護するためにも必要な取り組みではないかと思います。辰野町でも、飼い主のない猫、野良猫の避妊・去勢手術に対して、辰野町TNR活動助成金というものを設立して補助をする考えはないでしょうか。お答え願います。

○住民税務課長

今、おっしゃいましたTNR運動によります不妊手術の費用でありますけれども、動物病院によって金額が違いますけれども、雄が約1万円から1万5,000円、雌が3万円から4万円程度となっております。多額の費用がかかっております。現在、長野県動物愛護会上伊那支部では、手術費用の補助を行っており、先ほど栗林議員がおっしゃいましたが、猫1匹当たり3,000円の補助となっております。辰野町の実績で申し上げますと、令和4年度で16頭、令和5年度で5頭、令和6年度8頭となっております。補助金の拡張につきましては、現在、町では予算化されているものではありませんので、近隣市町村の状況や地域の野良猫の状況等を見ながら、研究してまいりたいと思っております。以上です。

○栗林(3番)

猫の数を抑制することで、猫同士の喧嘩や交配による伝染病の蔓延を抑制したり、猫の尿のにおいや鳴き声、騒音を軽減できるなど、地域環境を保護する効果も期待できるため、早急に辰野町TNR活動助成金を検討していただきたいと思います。以上で今回の私の一般質問を終了させていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位 12 番、議席 4 番、吉澤光雄議員。

【質問順位 12 番 議席 4 番 吉澤 光雄 議員】

○吉 澤 (4 番)

それでは質問第 1 番目、下水道管破損による事故防止策について質問します。今年 1 月 28 日埼玉県八潮市で道路の交差点が陥没し、その穴にトラックが落ちて運転手の方が行方不明になっています。直径 4.75 メートルの下水道管が老朽化により破損したことが事故の原因とみられています。下水道管内で硫化水素が発生してそれが硫酸に変わり、下水道管を負傷させているというメカニズムとのことです。下水道管が破損などが原因の道路陥没事故は、2022 年度だけでも全国で 2,600 件発生しているそうです。町には、八潮市のような大口径や耐用年数を超えた管路はないようですが、事故の衝撃は大きく町民の関心は高いものがあります。そこで質問します。辰野町下水道の管路、マンホールの現状、点検整備の実施状況と今後の予定についてご説明ください。

○建設水道課長

下水道管の現状、点検整備の状況についてお答えします。町には埋設されている下水道管は古いもので、昭和 63 年に布設されており、約 36 年を経過しております。辰野町の下水道は一番大きいもので、コンクリート管の 70 センチが最大口径となっております。下水道管の総延長は約 175 キロ、マンホール総数は約 6,000 箇所と、膨大な資産を抱えている状況でございます。点検状況でありますが、下水道管路点検調査計画に基づきまして、毎年計画的に管渠の点検調査を実施しております。点検調査方法ですが、コンクリート管へのテレビカメラ調査とマンホールの目視調査となっております。点検により今のところ大きな異常は確認されておりません。今後は、点検調査結果に基づき、管路ストックマネジメント計画を策定し、改築更新の検討を進めていく予定でございます。以上です。

○吉 澤 (4 番)

全国的にはですね耐用年数 50 年を超えた管路 7%、これが 10 年後には 19%、20 年後には 40% になる見込みとのことです。町の下水道管は、これから順に耐用年数を超えるものが増えてくると、今のところは異常がないけど計画的に点検整備していくということです。道路陥没は重大事故になりますので、事故を防ぐために下水道管の点検と整備を精力的に進めていただきたいと思います。同時に、これに大き

な予算が必要になりまして、町だけでやっていくと下水道料の値上げに反映してしまいます。国にはぜひ十分な予算措置をお願いしたいし、またそのように求めていくことを求めていきたいと思います。次、大きな項目の 2 番目に移ります。物価高騰支援と町内施設の有効利用についてです。値上げラッシュが止まりません。30 年間賃金が上がらず、年金を減らされ消費税が上がり、福祉切り捨てが進む中での物価高で本当に苦しい状況です。暮らしを応援する政治が今こそ求められていると思います。町は今回、他の市町村よりも比較的早く国の交付金を活かした物価高騰支援を始めていただいております。私、追加支援のメニューについて 1 つ思いついたので、今回提案して質問をしたいと思います。ヒントは中川村です。中川村はこの 2 月を望岳荘お風呂村民感謝月間として、70 歳以上の村民は無料、70 歳未満は 200 円、中学生以下は無料としてやりました。その結果の利用人数 70 歳以上の方が 1,365 人一般の方が 433 人、中学生以下が 148 人、1箇月間だけで合計人口の 42% にあたる延べ利用者があったんです。42% です。この大好評企画は昨年に続き 2 回目の実施とのことです。そしてこの事業には、財源の一部に国の物価高騰対策交付金を充てているそうです。中川村のホームページには「物価高は中川村で暮らしに大きな影響を与えています。そこで少しでも村民の皆さんのが温かく清潔に生活できるよう、望岳荘のお風呂をあったかシェアスポットとして開放します。施設内で温かくゆっくり過ごすこともできますので、ぜひご利用ください」とありました。この利用呼びかけを見つけたとき、私は村役場らしいまた村の条件を活かした、まさに温かい取り組みだと本当に嬉しくなったんです。私は昨年移住された若い方の提案を受けて、町の日帰り入浴施設に町民割引制度を管理業者と協力して作ってはどうかという提案をしていることがあります。これはコロナ明けにも関わらず、コロナ期よりも利用が減っている日帰り入浴施設が、いくつかそういうことを踏まえて町民の利用を増やし、施設を有効利用して経営の改善にも繋がるんじゃないかと求めたことがあります。今回この提案内容を一部変えての質問になります。まず質問の 1 番目です。物価高騰対策重点交付金これまでまだ予算化されてない分がいくらありますでしょうか。それから、町内の 3 つの日帰り入浴施設の今年度の入浴者数は前年同期と比べて増減はどうでしょうか、お答えください。

○まちづくり政策課長

それでは議員のご質問にお答えいたします。令和 7 年度の物価高騰対策重点支援

地方創生臨時交付金でございますけれども、令和 7 年度中にですね、予算化をされるいわゆるまだ予算化されていない部分でございますけども、524 万 7,000 円でございます。それから、町内の施設についてです。私の方からは 2 つの温泉施設について報告をさせていただきます。湯にいくセンターにつきましては、令和 6 年度の 1 月末現在の利用者数の合計は 5 万 8,472 人で、前年度の同時期の合計と比較しますと、2,255 人の増、4.01% 増となっております。たつのパークホテルにつきましては、同様に令和 6 年のこの 1 月末現在でございますけども、利用者数合計は 2 万 6,734 人でございまして、前年度同時期の合計と比較しますと 3,534 人、15.23% 増となっております。新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年度には、両施設とも大幅に利用者が減少しましたが、現在は回復しております。また、施設を快適に利用していただけるよう、施設設備の整備を実施してきているところであります。以上であります。

#### ○産業振興課長

それでは産業振興課からは、かやぶきの館の日帰り入浴施設につきましてご報告いたします。令和 6 年の 12 月までの利用者数でよろしくお願ひします。令和 6 年 12 月末現在で合計人数は 1 万 7,682 名となっております。前年度の同時期の合計人数 2 万 898 人と比較しまして、15.38% の減、人数にしますと、3,216 人の減となっております。以上です。

#### ○吉 澤（4 番）

一定の交付金が残っていることと、日帰り入浴者がさらに減っている施設があることが確認できました。日帰り温泉入浴施設は、近隣市町村のエリア内で比べられて選ばれています。町の入浴施設は地理的な条件や設備の規模や内容、また温泉でないお風呂もありますので、また入浴料はあまり変わりませんから、選ばれにく一面がありまして、町民が他市町村の施設に行く傾向もあります。だからこそ、町民に近いという条件を活かして、町民にもっと使ってもらうように、また直接町民への支援にもなるという形で町のテコ入れが必要ではないでしょうか。そこで質問です。物価高騰交付金も活用して、今回は町が負担して期間限定でも結構ですが、町内入浴施設への町民割引を行ってはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

#### ○まちづくり政策課長

辰野町では、令和 7 年度につきましても先ほどの 524 万 7,000 円のですね支援、令

和 7 年度もエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けてる方に対しましての支援というものを行っていくという予定でございます。この支援をする事業の頭出しにつきましては、住民生活の中で、物価高騰対策として必要と思われる事業を各課で出し合いながら、そしてまた話し合いをする中で事業決定というものを今までしてきております。ご提案のありました町民入浴割引券等も含め、より効果的なものを選択し、住民生活の支援をしてまいりたいと考えております。以上であります。

○吉 澤（4 番）

実際に久々にあるいは初めてでも使ってもらえば良さがわかると思うんですよね。それで家族で行ったり近所で言えばコミュニケーションが生まれます。それと湯にいくとパークの場合には温泉ですから、入る人が増えれば 1 人当たり 150 円町に収入、入湯税が入ります。町の収入も確保できるわけです。そして運営している指定管理者の経営にもプラスになります。入浴者が 50 人、100 人、200 人増えても、経費はそれほど変わらないはずですから、ぜひ有効な方法ではないかと私考えますので、ご検討いただきたいと思います。大項目の 3 番目の質間に移ります。町の防災士連絡協議会についてです。防災人材を育成するために、コロナ禍で中断したままになっている辰野町防災士連絡協議会の再開を求める声があります。実は私は町から受験費用全額の補助を受けまして、防災士の資格を取った 1 人です。ペーパー防災士ですけれども、再開と活動の充実を求める立場で質問します。まず 1 点目、この会の目的・性格・経過と活動内容、活動中断の理由と再開の予定についてお答えください。

○総務課長

町の防災士連絡協議会は、町内在住の防災士の相互連携を図り、平常時には防災士の情報交換や訓練を行うとともに、地域住民へ防災意識の高揚を促す活動を行い、災害時には、町や地域住民の要請に応じて避難誘導や救助・救命、避難所の運営などにあたることを目的に、平成 28 年 5 月に発足しました。これまでの活動としましては、防災訓練や町の防災体制についての研究、町があっせん販売をしました防災リュック・家庭用備蓄品セットの使用検討にご協力をいただき、気象情報等の研修なども行っております。令和 2 年以降は新型コロナウイルスの蔓延をきっかけに、現在は休会状態となっているところであります。今後の再開等の予定であります

すけれども、コロナ禍が収束し活動再開を望む声も一部にある一方で、休会直前の行事では、参加者が半数に満たないといった状況もあって、今後も参加が難しいという方もかなりおられました。そういう事情もありまして、再開を見合わせてきましたところであります。この間、上伊那では上伊那災害時支援ネットワーク構想が生まれました。この取り組みに参加することで、広域的な枠組みの中でより多く、また多様な防災関係者同士で情報交換や訓練を行うことができます。この上伊那災害時支援ネットワークでありますけれども、防災士の方もそうですし、例えば保健師の方だと医療技術者また災害復旧に様々な力を発揮していただくような建設業の方だと、様々な企業の方がみんなで参加をして、そこに一定の情報共有できる仕組みを日常的に運営しながら、それぞれの資質向上また相互連携を行っていく仕組みであります。こうした仕組みに参加することで、町内防災士にあっても資質向上また災害時の相互連携がさらに広がることが期待されることですので、この状況を踏まえ、協議会の今後のあり方を検討したいと考えております。以上です。

○吉澤（4番）

私も質問に当たって初めて連絡協議会の規約つちゅうものを見たりして、災害時の救助、実働も想定されてるつちゅうこと、ちょっとプレッシャーに感じました正直。と同時に防災士資格は民間資格で取る、取らないは町民の各自の判断で、ですからその上どういう気持ちで取ってって今後どうするかってのは人によっても違うから、この防災士連絡協議会の活動に参加していくかいかないかつつうのは、対象の防災士資格を取った人に対して、参加の意思の確認が必要だと私は思うわけです。そのこと等も質問してありましたけども、前日の一般質問の討議の中で今、意向調査してるって話でしたので、この点はやはり意向調査していただいて、趣旨に賛同する防災資格を持った人で構成するということでいいと思います。次この2点目の質問です。会の位置付け活動内容の見直しが必要では。今総務課長さんが言われたわけですが、私1番感じるのは、辰野町でこの間TTT、辰野町災害支援チームが発足しております。これ災害発生時の実働部隊という面もあると思うんですけども、また平時の役割もあると思うんですけど、防災士連絡協議会の当初の位置付けや構想と重なる部分もあるように感じるわけです。そこでTTTとの関係も含めて会の位置付けや活動内容については再検討が必要ではないか、それは連絡協議会の参加を承諾した防災士にも集まってもらって、その皆さんのお意見も聞いてそれで今後の方

向を考えていくという手順を踏んだ方がいいんじゃないかと考えるわけですけど、いかがでしょうか。

○総務課長

現在、町の防災士連絡協議会につきましては、会員の皆様に連絡協議会の今後について意向調査を行っております。TTTと重なる部分があるといったこともございますけれども、TTTはそれぞれの方が、できる範囲で地域で情報を集めさせていただいたり、またその地域の中で避難所の運営などにお手伝いをいただくということで、少し実は意味合いが違います。防災士の皆さんにおかれましては、またそれの中でも防災に関する知識とか技能を習得をしていただいて、またそれを高めていただいて、いろいろな場面でその技能を活かしていただく、そういう活躍を期待しているところであります。いずれにしましても、そういうTTTの役割それから会員の皆様の意向調査がまとまったところで、次年度になりますけれども、その結果を踏まえ会員の皆様と協議会の今後のあり方について十分協議して方向付けしてまいりたいと思います。以上です。

○吉澤（4番）

再開する方向でその活動内容については協議検討していくという回答をいただきました。ぜひ進めていただきたいと思います。質問大項目4番目に移ります。区への支援についてです。区は町の自治に欠かせない組織で重要な役割を担っていると思います。しかし、区や組の運営には様々な問題や課題があります。人口が減って区費・町内費の収入が減って会計が厳しいとか、役員の負担が大きくて役員のなかなか手が見つかりにくいとか、区費が負担が高い、町内費の負担が高いなどです。区や隣組、場所によっては耕地とかいろいろ呼び方があると思うが、これは自治組織で人口や環境・歴史・財源などはかなり違います。区費だけ取ってみても1番高い区と安い区で町内でも4倍違います。また町民の奉仕活動も区や耕地によってかなり違います。びっくりするくらい出てやっているつちゅうような区もありました。そういう中で各区への平等な支援を強めることが求められてると思うんです。1つは私、以前も求めましたが土木工事地元負担金の軽減です。他市町村よりもまだ辰野町は重い方ですので、この土木工事地元負担金を軽減していくというのは、すべての区にとって財政負担の軽減、町民にとっても財政負担の軽減になります。これはぜひ引き続き検討いただきたいと思いますが、今回の質問は役員の配り物負担

の負担軽減と区政への支援策について、2点提案して質問します。まず1点目、配布物のセッティングについてです。各家庭に配る配布物のセッティングは役員の負担の1つです。宮田村と南箕輪村では、各戸への配布物を役場で一まとめにしているんです。この作業を、シルバー人材センターや障害者就労支援事業所に委託しています。障がい者の事業所からは、安定した仕事収入として大変喜ばれると聞いています。町内の就労支援事業所の中には、いろんな不景気の中で今までの仕事がなくなつて困つてゐるところもあります。もし役場でこういう障がいのある人が来てセッティングすれば、それは一般の方との触れ合いの機会にもなりますし、障がいのある人にとっては、施設外就労ということで、これ大きないい刺激っていうか機会にもなるわけです。そこで最初の質問です。区や地域の役員負担の軽減のため、各家庭の配布物を町でセットして、これを障がい者の就労施設に委託するという方法、実施されてはいかがでしょうか伺います。

○総務課長

共同作業場やシルバーの皆さんへの所得就業機会の拡大といった観点では、お答えをしませんけれども、各区、各役員の方の負担軽減という観点でお答えしてまいりたいと思います。現在、町では毎月の配布文書を各区へ世帯数に応じた手数料をお支払いをし、各世帯への配布をお願いしているところであります。配布をする文書ごとに各区の耕地・常会等の単位で、あらかじめ連絡をいただいた部数に分けて、各区へお届けをさせていただいております。その後、区の役員や常会・耕地、隣組などでそれぞれに仕分けをして、各世帯に配布をしていただいているところだと認識しております。区によってそれぞれの段階での仕分け方法は、かなり異なるようあります。いずれにしても、大変それぞれの段階で日常お忙しい中で、この文書配布にご協力いただいていること改めて感謝申し上げたいと思います。こうした状況でありますので、まずは各区の要望また実情などもお伺いしながら、負担軽減に向けて、より良い方法が何であるか、場合によっては統一が難しいような気もしますけれども、研究をしてまいりたいと思います。以上です。

○吉澤（4番）

ぜひ区長会にも聞いたり相談して検討していただきたいと思います。2点目の質問です。集落支援員を活用した区への支援についてです。自治体が集落の点検や集落の話し合い、維持活性化などのサポートを行う集落支援員を設置した場合、例えば

町が設置した場合、国から特別交付税措置があります。支援員 1 人当たり専任で年間 485 万円、兼任の場合は 40 万円交付されるというふうに確認しました。町はこれまでも活用し、今も 1 名配置しておられるようです。南箕輪村では来年度、区長の負担軽減のため、集落支援員を区の事務員として無償で派遣する、このための 3 人分の予算を今回の議会に上程していると。決まり次第、希望をとって配置していくたいということを、報道で確認し役場からも聞きました。町内の区の役員の事務や業務量が多く負担が大きいわけです。南箕輪村の取り組みは検討に値すると考えます。そこで質問です。区長等の負担軽減も図れるように、集落支援制度を積極的に活用してはいかがでしょうか。

○総務課長

人口減少に伴う役員のなり手不足等が指摘されているところでございます。特に各区の区長の皆さんのがんばりが大きいと伺っております。南箕輪村では、区長の事務支援を目的に集落支援員を募集し、令和 7 年度から区の公民館に配置する予定と伺っておりますけれども、現在まだ募集や勤務条件、その他具体的な内容はまだ提示、固まっていないといった状況もお聞きしております。辰野町で集落支援員を活用するとした場合、地域の自主性を尊重し住民同士の支え合いが損なわれることのないような形を考えてまいりたいと思います。例えば、支援員 1 人が複数の区を受け持ち、要請に応じて地域運営の一部を限定してお手伝いする形なども考えられると思いますけれども、まずは南箕輪村も含めて他の自治体の取り組みなどに注視してまいりたいと思います。

○吉 澤（4 番）

今、言われた集落支援員を複数の区を担当してもいいから、配置して支援してもらえないかっつうのは、まさに議会タウンミーティングである区から出された提案であります。新しい事業で、国の特別交付税の制度にも添わなきやいけませんから、いろんな工夫や配慮も必要だと思いますが、ぜひ研究検討を進めていただきたいと思います。最後の質間に移ります。小中学校あり方検討についてです。1 番目の質問です。あり方検討委員会は 3 小学校を集約する必要あるとの結論に達したのか、これにつきましては、教育委員会のヒアリングと、あり方検討委員会で公開されている資料でもってそうだということが確認できましたので、その前提に立って次の質間に移っていきたいと思います。このあり方検討委員会設置要綱によりますと、検

討委員会は学校の適正規模、適正配置及び学校のあり方について検討する委員会として作られております。そして会議録や資料を見ますと、子どもたちは学校が今、抱えている問題を確認してそれを解決したためにどうするのかという議論よりは、少子化の中で少子化が進む中で、学校の規模と小中の連携をどうしたらいいかという議論が中心にされてきた印象です。今後の予定では今年9月に検討委員会として提言案をまとめ、来年2月には教育委員会に提言を提出する予定とのことです。教育長さんはこの検討委員会に対して、委員会から出された提言は尊重すると明言されております。あり方検討委員会の委員は17名、このうち保護者は7名です。つまりこのメンバー、またこれだけの検討で子どもや保護者、地域、町の将来に大きな影響がある問題の方向が、決められようとしていると私は感じるわけです。そこで質問要旨の2と3を合わせての質問になります。これは統合という方向でこのまま進んでいいのかという問題意識を持っての質問になります。少子化が進むことで町の小・中学校をどうするかは統廃合していく方法と、今の学校を残して少子化を活かしてゆきとどいた教育を進める2つの道があると思うんです。どちらにもメリット・デメリットがあると思います。しかし検討委員会の資料を見ますと、学校集約することのメリットについては、いくつも書かれていますけどデメリットは書かれていませんし、今の学校そのまま残していく場合のメリットも書かれていません。教育長は第4回の委員会で、西・東・南小の3校がこのままずつといふことは、比較的早い段階で学校の目的が達成できなくなってしまう、現状維持では厳しい、駄目だという趣旨の発言をしておられます。今年1月の委員会の資料では、これまでのまとめとして、現状のまま小学校を残すことは子どもたちにとって好ましくないと明記しています。つまり少子化で学校が小規模化したり、1クラスの人数が減ったりすることは子どもにとって好ましくないと断定されているわけです。しかし町には小規模校、少人数学校の優れた教育の実例があるのではないでしょうか。南小学校は一貫して単級の学校、両小野小もこの十数年間は単級の小規模校です。川島小学校にいたっては、複式の極小規模校です。これらの学校は地域の住民に支えられ、地域の自然や文化、住民と交流して立派な教育をしてきたのではないかと、それを教育委員会は支えてこられたんじゃないでしょうか。そこで2と3を合わせた質問なります。小規模学校や少人数クラスは学力が劣るとか不登校やいじめが多いなど、学校として劣るとか、子どもにとって好ましくないことを示す事実やデータはあり

ますか。あれば示していただきたい。2点目、辰野町の小規模校、少人数学級のメリット、統合することで地域との繋がりが薄れ、通学距離が延び徒步通学が減るデメリットについて、あり方検討委員会では考慮されていないのではないか、この点どう考えるのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。来週は町内の小・中学校すべてで卒業式を迎えます。3週間後には令和7年度は各小学校・中学校でスタートするわけです。力強くスタートをきりたいと、そんなふうに教育委員会が思ってるんですけど、実はこの令和6年度から7年度っていうのは私、辰野町の小・中学校においてはある意味、1つの分岐点なのかなそんな気もしてるんですね。辰野西小学校では令和7年度からすべての学年が2学級になってしまいます。辰野東小学校では、いよいよ2学級あるクラス数が学年が2つになってしまいます。残り4学年が単級になってしまふと、辰野中学校では、いよいよ令和7年度から全学年が4学級になってしまいます。その関係で午前中の牛丸議員の質問に関わってくるんですが、辰野中学校では、令和7年度から県費の先生方が4人減るんですね。4人減らさなければいけない。これ学校回っていかないんですね。令和7年度は、町費の先生方、何とか2人新たに確保できましたのでね、そこの部分を補うことができるんですけど、そこでこの数字っていうのももう皆さんっていうかね、議員ご存知かと思います。令和4年度の出生者数が68、令和5年度が76、令和6年度71と、これは年度ですのでね、学校と同じように年度、4月2日から次の年の4月1日までの出生者数ということですから、町が普通に公表をしている数字とちょっとずれが生じておりますけれど、現在、町内の小・中学校では各学年少なくとも110人はいる。多ければ120、30人がいるんですね。それで今、町内の小・中学校が成り立ってるわけですけれど、この子どもたちが学校に上がる6年後、7年後の学校の姿を想像してみると、今よりも6割くらいになってしまふという、こんな状況の学校だということなんですね。そうしますと、町内の残った3小学校すべて小規模校になってしまふというこんなことになってしまいます。議員言われるように大規模校にも小規模校にもメリット・デメリットあるというのは、今までこの議会でも話をしてまいりました。ですが少なくとも、小規模校になっていっても横の繋がりといいますか、同年齢の子どもたちはある程度確保していきたいそんなふうにも思っております。小規模校の客観的なそのメリ

ットのデータだとか、それはあるのかということなんですけれど、例えばじやあ学力についての客観的なデータ、これ基本的には公表があまりされないんですね、どつかの大学がこういうことを調べない限りはあまり公表されません。あまりにもこの小規模校として子どもの数が少なくなっていますと、一方では、データは出ても危険率っていうものが大きくなってしまいまして、信頼性っていうのは保たれなくなってしまいます。このあたり非常に難しいな、生徒指導の面でいった場合にも、小規模校になっていけばなっていくほどいじめだとかその子ども間のトラブルと、少なくなっていくわけですけれど、県内でも1学年10人以下、あるいは20人以下という学校いくつもございます。私も今まで県内の様々な小学校、中学校見てまいりましたけれど、様々な子ども間のトラブルが起こったとき、例えばいじめだとかこれが起こったときに、比較的大規模校だと收拾が簡単、簡単という言い方はちょっと変ですね、收拾しやすいんですけど小規模校になってくると、このいじめだとかこれが起こったときにまず大変厳しくなります。小規模校の方が子ども同士のトラブルが起こったときには、收拾には膨大なエネルギーって言いますかね、極めて難しいこんなことがございます。ただ私もその辰野町の町内の小学校、中学校見たときに地域とともに歩んでいる、地域に支えられている学校であることは十分にわかっていて、これはもう町としても教育委員会としとしても、こここの部分は大事にしていかなければいけないわけで、ですからあり方検討委員会の要綱にもこの地域との関係をどうするかってことを、最後の項目に入れてあるんですね。ただ単に人数が少なくなったから統合して、それで終わりというスタンスは今回取らないってことは、最初から私、明言をしていることでございます。地域に学校があるそして私の持論ですね、これ理想かもしれないんですけど、これも前、議会で答弁させていただきました。小学校のうちは自分の足で学校まで歩いていく、道草を食いながら歩いていく、これがやっぱり理想なんです。だからここの部分はどこまで実現できるかわからないんですけど、これは極力私はこだわってみたいこんなふうには思っております。ですから今までの会議の中でも私は辰野の辰野モデルという言葉も使ったりね、辰野に合った学校とそんなこと表現を使っております。ただ人数が減ってきてるのでガラガラポンとまとめてって、そんなやり方を取ろうとは思っておりません。以上です。

○吉澤（4番）

今、小規模校ほどいじめは少なくなるっていうような趣旨の事言われたような気がします。それは後で確認しましょう。私、子どもや学校が直面している困難や問題解決という点でも、小規模校、少人数学級のメリットは考慮すべきじゃないかと思うわけです。1つは先生の忙しすぎですね。県教組の調査では小中学校の先生たちが、1箇月間の平均時間外80時間26分、昨日の話で役場では一番多い課でも25時間ですよね、3倍以上。厚生労働省の定める過労死ライン80時間を平均で上回ってるんですよ。昼休み時間、実質的な昼休み時間ゼロって人が半分、ゼロが半分ですよ。15分未満が34%、精神疾患で休む先生、休職する先生がこの26年間では5倍に増えてると。学校がブラックになってるんじゃないか、足りなくても埋まらないそういう現状がありますよね。2つ目、子どもたちの問題でもいじめ不登校、子供の自殺、支援が必要な子どもや外国にルーツのある子ども、子どもの貧困が増えているということは私が言うまでもないことだと思います。一人ひとりの子どもの特性に合った教育を進める。そして学校ブラック職場から変えることが求められていますけども、それに対しては小規模校、少人数学級は、最も現実的で有効な方法ではないかと思うわけです。私、先ほど町には小規模校、少人数学級の実例があるじゃないかかつたんですけど、今言われたように東小、西小の心配している少子化の未来の姿は、いわば南小、両小野小ですよ。南小、両小野がずっと減っていった場合の姿は、川島小学校も見ることができると思います。これ川島小学校の閉校記念誌です。お借りしてざっと見ましたけども本当に素晴らしい、もう子どもたちは川島小で学んだことが一生の宝だと、いろいろな学校行ったけどこの学校が1番大好きだと、人数が少なくて学べないっちゃうけど真逆だと、小さいことを武器にして本当にいろいろ学べた、地域からも学んだ、自然にも交流した。151年の歴史を胸に刻んで目当てを頑張ってやり抜いた、感動的な話ばっかり載っています。南小、両小野小、東小にもこうした優れた実績があるのではないかと思うわけです。この教訓は私たち町民の財産、これを未来の子どもたちから奪うことになっていいのかというのが私の大きな疑問です。小さな学校は日本一素晴らしい学校です、こういう広告を出した町があるそうなんです。山梨県早川町だそうです。こういう心意気、位置付けですね、辰野町は少人数、小規模学校だけど、日本一行き届いた温かい教育をしています。こういう選択肢もあるということをぜひ検討する必要があるんじゃないかと思うわけです。次の質問です。南小長寿命化工事の投資と成果を無駄にし

て良いのかという問題です。今後 40 年間使えるよう約 5 億 2,500 万円かけて、3 年前に竣工しました長寿命化工事ですね。見学させてもらいました。子ども目線でいろんな工夫がこらされて素晴らしい学校だと思いました。当時、私なりに人口推計から南小の将来推計したんですよ子どもの数。建設終わって十数年後には 1 学級 10 人を割る推計出ましたよ。当時のあり方検討委員会の指針では、1 学級 10 人を割つたら統合つちゅうことでしたから、これと矛盾するなと思ったけど、まさかしかし廃校にはしないだろうと思って私、予算に賛成したんですよ。そこで質問です。この多額の税金をかけ、立派な成果を生んでいる南小学校を予定の 4 分の 1 も使わないうちに廃校にしていいとお考えなのか。工事費と成果を無駄にして良いとお考えなのかお聞かせください。

○教育長

はい。町内の 3 小学校をね何らかの形で集約をしていても、今、議員言われるような少人数の学び、それから小規模の学びってのはこれは実現していこうというふうに考えております。それでその南小学校ですけれど南小学校をなくすという話は、まだどこからも出てきてはいないんですね。まだここまであり方検討委員会では検討しておりません。あの施設が素晴らしいというのは私も同感でございます。

○吉澤（4 番）

あり方検討委員会の中で、委員長、教育長さんじゃないですよ、委員会の委員長さんが、3 小学校を一緒にするシミュレーションも語っておられます、例えばちゅうことですね。それからほかのある委員に聞いたたら、いやもう南小含めて 3 小学校を統一する方向だよ議論としてはって話も聞いたもんですからしましたが、まだ決まってないということですので、この点は十分検討が必要があるということを言っております。最後です。提言をまとめる手段、方法についてになります。これは当事者である主人公の声抜きには進めることがあってはならないと思うんです。子どもの権利条約でも子どもが意見を表明し、尊重される権利が 4 つの権利の 1 つとして明記されています。統廃合するのか、学校を残して充実を図るのか、どちらを選ぶのかは、町民とともに教育委員会、町が十分研究検討して情報を共有した上で、しかも主人公である児童、生徒、保護者の意見をもとにして、町民みんなで考えて決めていくべきことだと思います。それで質問です。あり方検討委員会の提言を作るスケジュールまでの間に、児童、生徒、保護者、地域住民との意見交換を行う予定はあ

りますか。私にはないように見えるもんですから、これを行った上でありますから検討委員会として提言をまとめるべきではないでしょうか。

○教育長

はい。何か誤解されてるような気がしておりますけど、私この委員会、ありますから検討会を立ち上げたときからパブリックコメントを求めるということは明言しております。どのような形で求めるかというところまではまだ詰めてはございませんけれど、何らかの段階でパブリックコメントを地域住民や子どもたちの声を聞きながら、提言に生かしてまいりたい、そんなふうに思っております。以上です。

○吉澤（4番）

パブリックコメントの予定があることは私も承知しています。しかしそれも必要ですけれども、児童、生徒、保護者に集まってもらって、直接意見を聞く、話し合う、それからどう考えても地理的には西小のところあたりを中心とした統合、1校にする場合にはなるでしょう。そうすると、東小、南小の地域の皆さんそれでいいのかどうかという地域住民の意見、そういうのも聞く機会をぜひ設けて案を作るべきではないかと考えるわけです。そういうふうに検討を進めていただくことを要望して私の質問を終わります。

○議長

ただいまより暫時休憩とします。再開時間は15時10分とします。

休憩開始 14時55分

再開時間 15時10分

○議長

再開いたします。質問順位13番、議席6番、小澤睦美議員。

【質問順位 13番 議席6番 小澤 睦美 議員】

○小澤（6番）

今議会の最後の質問者となりました。皆さん大いぶお疲れかと思いますけれど、お付き合いのほどよろしくお願ひいたします。それでは議長より質問許可をいただきました4項目について質問させていただきます。この3月議会は、俗に予算議会と言われています。最初の質問ですが、令和7年度予算編成方式について、予算編成の方式変更についてお伺いします。辰野町は昨年10月、令和7年度予算編成に当たり予算規模の膨張を抑制するため、今までの各部署の要求に基づいて必要と判断し

た経費を計上する積み上げ方式から、部署ごとに予算上限を設けて編成する枠配分方式を導入するとの発表がされ、その方向で今回、令和 7 年度予算が出来たのではないかと思っております。この枠配分方式は、財政部門から各部署に一般財源の予算枠を提示し、この枠内において各部署が来年度に実施すべき事業の検討を行うとともに、予算編成についても自らの部署で行い、財政部門はその結果について町長等への協議を経て予算を編成するという方式です。枠配分方式については、各自治体の中で取り入れている自治体は少ないのでないかと思いますが、今回、辰野町が取り入れたのは予算規模の膨張の抑制のほかに、何を目的として導入に踏み切ったのか、またその成果が現れた令和 7 年度予算となったのかお伺いします。

○まちづくり政策課長

辰野町では、令和 7 年度の予算編成から積み上げ方式に変わり枠配分方式を導入いたしました。予算要求時において、歳出が歳入を大幅に上回る多額の收支ギャップの発生に加え、将来人口減少等を要因に、歳入の一般財源の増加が見込めない一方で、社会保障関係経費が年々増加することが予想され、今までどおり既存事業を継続しながら、新たな事業を増やしていく積み上げ方式による予算編成は限界であると考え、見直しを行いました。枠配分方式の導入により、より現場に近く精度の高い情報を有している担当課が、主体的に事業の方向性について判断を行うことで、スクラップアンドビルトが促進され、効率的かつ効果的な資源配分が可能となり、ひいては行政サービスの向上に繋がることを期待しています。令和 7 年度予算において、予算編成前に実施計画や 7 年度歳入の見積もりから算出し、各課へ配分した一般財源の額は 47 億 4,543 万 3,000 円に対しまして、最終的に予算計上された枠配分対象の一般財源額は 47 億 2,451 万 7,000 円となりました。予算の膨張には一定の効果があったと考えております。新規事業についても、住民ニーズに応えた行政サービスを実現性の可否、効果の有無等、より熟考したものが挙げられてきているという状況でした。査定を通して受け身がちであった職員が、積極的に提案する等の姿勢の変化も感じられたところであります。以上であります。

○小澤（6 番）

今、住民目線に立った現場の近い現場が主に見てきたところを予算に配分されてるっていうふうに回答いただきました。今までとはちょっと違った形ではなってると思いますけれども、一定の成果があったというふうに理解させていただきまし

た。

次に先ほど言いましたように、枠配分方式の場合予算編成においても、自らの先ほども言われておりましたけれど行うわけですけれど、毎年、町長から来年度予算は目玉としてこのようなことに取り組む等の方向が示されてきたと思いますけれど、2期目の任期満了となる令和7年度に向けて、それがなくなるのではないかというふうに私は思ったわけですが、7年度予算は町長の思いに沿った予算になったのかお伺いします。

○町長

はい。予算に対する町長の思いは10月開催の予算編成会議において、予算編成方針として全職員に伝えているところであります。町の将来像である「一人ひとりの活躍が作り出す住み続けたいまち」の実現に向け、6つの基本目標と行財政改革、3つの重点テーマの推進を基本に、令和7年度は課題解決の前進、少子化、環境問題さらに将来にわたって町が成長・発展していくための予算編成を指示いたしました。結果、総合的にこども施策を進めるためのこども計画の策定、病児・病後児保育施設の開設、こども誰でも通園制度の施行、東部保育園の改修、女性のテレワーク就業支援、地域レジリエンスソーラーシステムの供用開始、公共施設等の照明LED化のほか、学校及び奉仕団のあり方検討の実施等に反映しております。以上です。

○小澤(6番)

今、町長の思ってるのは予算の中に反映されるっていうふうに聞きましたんで、安心したところでございます。午前中に樋口議員の武居町政の目指すまちづくりに対する質問というのがありました。それに対して、久しぶりに町長から町づくりに対する思いを聞いたような気もしました。その中で心の豊かさを感じるまち、また夢や希望の持てるまちづくりとの答弁があったように記憶しております。ぜひこの令和7年度予算がそのような予算になるよう、執行部として執行者としてぜひ努力をしていただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移らさせていただきます。2番目の質問になりますけれど、辰野町の公の施設の指定管理者の指定についてお伺いします。去る令和6年12月議会において、辰野町食の健康拠点施設、辰野町滞在型農園施設、辰野町交流促進施設、辰野町世代間交流施設の指定管理者が決まりました。そして、この令和7年4月1日より指定期間が始まります。この指定された施設のうち、主に辰野町食の健康拠点施設かやぶきの館及び周辺施設についてお伺い

します。これらの施設は当初、令和5年度末に指定期間が満了し、令和6年度初めより指定期間が始まる予定でしたが、コロナ禍等の理由により令和5年度末までの指定管理者が、そのまま令和6年度末まで指定期間が延長され、今回、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、今までと同じ指定管理者、有限会社共和堂が管理運営を行うことになりました。質問させていただきます。令和6年度かやぶきの館の運営状況について、第3四半期までの宿泊・宴会等の会食、先ほど吉澤議員のお話にもありましたけれど、改めて質問させていただきますが、日帰り入浴等の利用者数またそれらの収支状況について、前年度との比較状況についてお伺いします。また併せてコロナ状況禍等を含め、どのような変化があったのか質問いたします。

#### ○産業振興課長

それではお答えいたします。宿泊・会食・日帰り入浴の令和6年、それぞれ12月までの状況ということでご説明いたします。まず利用者数の状況について申し上げますと、宿泊は令和6年12月までで3,335人で、前年3,180人に対しまして、4.9%の増でございました。続きまして会食人数です。5,511人で、前年の7,663人に対しまして28.1%の減となりました。また、日帰り入浴につきましては先ほど申し上げましたように、1万7,682人で、前年の2万898人に対しまして、15.4%の減でございます。また、収支状況につきましては、収入8,862万円に対しまして、支出8,718万2,000円であり、収支差引が143万8,000円でございます。これまでの新型コロナ感染症の影響から、施設の利用者数が大きく減少しまして、収益も厳しい状況でございました。コロナによる影響が落ち着き、利用者数が少しずつ回復してはいるものの、観光業界では利用客数の見込みについてコロナ禍前の7割程度と見込んでいるようでございます。また、指定管理者の効率的な運営努力によりまして、経費節減を行っていただいておりましたが、コロナ以降に急激な物価高騰が生じたため、多くの仕入れ品等の価格が上昇しまして、また電気代や燃料費も増加するなど厳しい状況が続いている状況でございます。このような状況下でも、指定管理者側につきましてはお客様を第一に考えて、来るお客様に対してスタッフ全員でおもてなしの心を持って接し、ひいてはリピート客になっていただくような運営をされているところでございます。今後は、今年度の実績報告も踏まえまして、年間の利用状況や経営状況の検証をしてまいりたいと考えています。以上です。

○小澤（6番）

宿泊が増えてる反面、宴会それから日帰り入浴等がなかなか厳しいという状況を今、お聞きしました。確かにコロナ禍でだいぶ減ってきたもんですから、増えていくという状況に持っていくまで大変だと思いますけれど、ぜひ努力を重ねていただきたいなというふうに思います。次にかやぶきの館及び周辺施設の今後のあり方について質問させていただきます。令和6年5月27日に、令和5年8月10日から令和6年の5月にかけて、6回にわたり開催されたかやぶきの館及び周辺施設の今後のあり方についての、あり方検討委員会の検討報告が町に提出されました。この報告によりますと、当委員会の検討結果は、施設の機能、提供サービス、地域や行政の関わり方等の見直しを前提とした存続とし、実施主体は指定管理者制度等の公有民営ですとされ、町に対しても所管課の産業振興課を中心に、地域づくりや文化交流、福祉など様々な分野の関係課において、地元川島区や関係する町民、農業関係団体等の活発な意見交換を行い、当該施設の今後の活用方法、あり方については引き続き長期的に検討していくことを要望し、当委員会からの報告としますとの報告がありました。お伺いします。ご存知のように、現在、川島地区におきましては、地域の関係団体が連携して協議会を設立し、農用地保全、地域資源活用、生活支援の3つの分野に沿った持続可能な地域社会を構築を目指して、農村経営組織 RMO 事業が進行しているわけですが、先のあり方検討委員会の報告要望からも、かやぶきの館及びその周辺施設の関わりが重要だと思いますが、町としてどのように考えているかお伺いします。

○産業振興課長

議員がおっしゃる「農村型地域運営組織」略して農村 RMO ですが、これは国内の中山間地域で高齢化や人口減少による農村集落の弱体化が懸念される中、住み続けるための条件整備が必要と考え、国が制度化した補助事業でございます。具体的には先ほど議員がおっしゃいましたが、農村集落の持つ様々な課題、例えば農地や景観などの保全、そしてまた集落内の住民の皆さんの買い物支援や子育て支援など、ほかにもいくつも事例はございますが、そういうしたものに対して自主的に運営する組織を立ち上げ運営しながら、これらの課題解決に向けた取り組みを実施していく事業で、県内でも取り組み事例がいくつかございます。この事業とかやぶきの館を含めた周辺施設との関わりの重要性について、ご指摘、ご質問いただいてございま

ですが、現在、川島地区の農村 RMO につきましては、準備委員会が活動しております。事業実施に向けて地元説明会を開催している段階であるとお聞きしております。農村 RMO は先ほども申し上げましたとおり、地元の住民の皆さまが主体となって地域の課題を解決していく先進的な事業であるとお聞きしております。川島地区でこの農村 RMO が導入されることが決定した場合、町としてどのように関わっていくかを、検討してまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

○小 澤（6番）

確かに現在 RMO の方は準備段階で、今年申請する予定になっているというふうに聞いております。ぜひその辺が採択された場合に、町としてもやっぱりかやぶきの館ってのは農業構造改善事業で作ったものですから、それとの関わりをぜひ持っていく中で、かやぶきの館の発展といいますか、経営状況等も改善するような取り組みを町として作っていただければ幸いと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。次に質問に移ります。より良いかやぶきの館に向けてという質問です。町長はかやぶきの館をどのように良くしていきたいのかお伺いしたいと思います。この質問は去る令和 6 年 11 月 12 日の辰野新聞の一面トップに、武居町長任期残り 1 年、成果や今後の展望などを聞くという記事が目に飛び込んできました。そこには武居町長は 11 日、2 期目の任期満了、来年 11 月 11 日まで 1 年となったのに合わせ、辰野新聞のインタビューに応じたとの記事が載っていました。そして公約達成へ尽力との見出しのもと、3 年間を振り返って等いくつかの項目の中に、町の課題はとの項目があり、その中の 1 つに、あり方が検討されたかやぶきの館をより良くしていきたいとの記事がありました。地元の者として、大変ありがたいことで嬉しく思ったわけですが、もう少し具体的にどのように良くしていきたいのか、その思いをお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

はい。かやぶきの館を含めたふるさと農村公園につきましては、昨年、施設運営などのあり方検討会を開催し、企業経営の専門家の方を始め、農業や観光、町議会といった皆様に慎重に検討を重ねていただき、機能やサービス、地域の関わりなどを見直しながら、存続が妥当とのご報告をいただきました。この報告書を踏まえ併せて将来ビジョンをもとに、来季の指定管理者を決定し町議会でもお認めいただきました。このような経過の中で大勢の皆様からご意見や激励をいただき、大変あり

がたく感じているところでございます。運営状況の厳しさは変わりありませんが、地元の施設として期待に応えていくためにも、地元川島区や関係する町民、農業関係団体の皆様と意見交換を積極的に行っていきたいと考えています。併せてまして指定管理者からの提案でもある、地域の農家や住民の皆さんとの繋がりを深めるとともに、町内の有機農業推進の取り組み団体と連携し、日々の運営に活かしていきたいと思っています。このような考えに基づいて、かやぶきの館を含めた周辺施設を町の宝として、多くの町民の皆様に愛されるよう運営してまいりたいと考えているところであります。

○小 澤（6番）

ありがとうございます。今、宝としてということですので、我々もやっぱり厳しい中ではありますけれど、それがますます良くなるような方向になっていきたいなというふうに思ってます。ぜひ注文ではないですけれど、若干地元の住民とかやぶきの館っていうのが、以前に比べてちょっと離れてるような気がしないこともないので、その点も指定管理者に伝えていただきながら、より良い方法で地域の住民がまた町民の皆さんも利用できるような体制を、ぜひ作っていただきたいというふうに思いますので、要望としてお伝えしたいと思います。続きまして 3 点目の質問に移らさせていただきたいと思います。統合後の川島小学校の跡利用についてお伺いしたいと思います。この質問は、昨日、小林議員も質問し町からも答弁をいたしているところですが、この質問は議会が行っています町民の皆さんとの意見交換会タウンミーティングにおいて、地元だけではなく他地域の皆さんからも投げかけられた質問であることと、私も過去に数回、一般質問の場において質問してきた経過がありますので、それを踏まえ質問させていただきます。今までの一般質問を振り返ってみると、令和 5 年 12 月議会において、まちづくり政策課長からは、令和 6 年 4 月を目途に検討委員会を立ち上げ、事務局をまちづくり政策課に設置し、本格的な跡利用検討を進める予定でありますとの答弁をいただきました。しかしその後、令和 6 年 6 月議会、一般質問では川島区からの申し入れで、農村 RM0 との兼ね合いから、検討委員会の進め方については地元におまかせし、町はお手伝いをするに変わりました。そのため、令和 6 年 9 月議会において、農村 RM0 は先ほども言いましたけれど、農村型地域運営組織であって組織づくりの取り組みも始まったばかりであるということから、再度事務局をまちづくり政策とした検討委員会を立ち上げ、

川島小学校の跡利用を検討するべきではないかとの質問をしたところですが、回答は6年の6月議会と同じままであります、今日に至ってしまいました。そのため今議会において川島小学校がこの3月をもって閉校となることを踏まえ、今後の川島小学校の跡利用について再度町が主体的に考えるべきだと思いますが、その考えがあるかお伺いする予定でしたが、昨日の小林議員の質問に対し、町が検討委員会を立ち上げ、主体的に取り組むという答弁をいただき、安堵しているところでもあります。そこで、先ほど言いましたように、今月末をもって川島小学校は閉校となります。跡利用が決まらないまま放置しておくのは好ましいこととは思いませんのでお伺いします。検討委員会はいつ設置され、検討を始めるのかお伺いします。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。昨日の答弁とかぶるところがございますけれども、令和7年度まちづくり政策課を事務局としました、町主体の川島小学校跡利用検討委員会を立ち上げまして、跡利用等についての議論を進めてまいりたいと思っております。いつ設置され検討を始めるかというご質問でございますけれども、立ち上げの次期につきましては、5月初旬ごろを目安に進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○小澤(6番)

予算的にも計上されていたというように思いますので、今の5月初旬ということですので早いかなっていうか、できるだけ早く5月初旬の中でも早い時期に開催していただきて、検討をぜひお願いしたいというふうに思います。続きまして、今までの施設利用、質問もしてきたわけですけれど、令和7年度3月で閉校になるもんですから、それまでの令和7年4月統合の川島小学校の施設利用、維持管理について若干お伺いしたいと思います。内容的には多分、検討委員会の中でも検討されながら決まっているというふうに思いますが、現在の段階の中でちょっと質問させていただきたいと思います。施設利用につきましては、今までワークショップも行われました。また令和5年に川島区民対象に、利活用についてのアンケート調査が行われ185件の回答がありました。そこには合宿所、スポーツ関連、企業誘致等、当然のことながら様々な意見が寄せられました。このことから、意見をまとめるには非常に難しいということがわかりました。その要因の1つに、どのように施設を利用できるのか、また維持管理はどうなるのか等が明確でない中でのアンケート調査で

あったっていうふうに思っておりますし、それが 1 つの原因としてまとまらなかつたのではないかというふうに思っております。文部科学省の廃校活用事例集には、以前の一般質問でも紹介した千葉県の鋸南町の都市交流施設道の駅、またその中には北海道の小清水町のせんべい工場、岩手県の西和賀町の介護施設などが紹介されています。これらを見てみると、維持管理上からも学校施設をそのまま民間に貸し出し、利用させているように思いますけれど、辰野町においても、もし川島小学校の施設全体を貸し出すとか、また一時的に教室等を使用したいとの申し出があった場合、使用料等徴収し貸出等検討されているのかお伺いします。

○まちづくり政策課長

議員のご質問にお答えいたします。施設全体を貸し出しているとかですね、また教室等の使用、また使用料、貸し出すときの賃料といったようなことにつきましては、現在のところ具体的な案というものは持ち合わせておりません。今後立ち上がります町主体の跡利用検討委員会におきまして、検討していきたいと考えております。以上であります。

○小 澤（6 番）

検討委員会の中で検討されるというふうには思います。それでちょっと検討委員会の中の 1 つの項目として、検討いただければということで発言させていただいてと思いますけれど、現在取り組んでいる農村 RMO との関係、それから農業構造改善先ほども言いましたけれど、かやぶきの館等の関連から、それらが活かされるような企業や団体が使用することによって地域の活性化に繋がり、ひいてはまちの発展に繋がるような利用方法も 1 つあるのではないかというふうに思いますので、ぜひ検討委員会の中で検討する中で 1 つの意見として取り上げていただければ幸いと思いますので、それらを要望しこの質問を終わりたいと思います。次に辰野町立小中学校あり方について質問させていただきます。先ほど吉澤議員との質問とも若干だぶりりますけれど、よろしくお願ひしたいと思います。去る 1 月 30 日の第 6 回辰野町立小中学校あり方検討委員会を傍聴する機会があり、資料も見せていただくことができました。その資料によりますと、小学校に入学する児童数が来年度、令和 7 年度は 100 人、次年度が 112 人、その次の年度が 110 人、その次が 80 人、次が 89 人、4 年後の令和 11 年が 68 人、そして令和 6 年度に出生した児童が入学する 5 年後の令和 12 年度が 76 人であることを知りました。このように、80 人から 60 人ということ

は、町内で 1 学年、2 学級ということになります。今後児童数が増加する可能性は、長野県の 1 月 31 日公表の毎月人口移動調査に基づく 2024 年中の年間人口増減数、辰野町は自然増減がマイナス 259 人、社会増減がマイナス 21 人で、人口増減がマイナス 280 人と大きく減って、総人口が 1 万 7,382 人となったことからも、大きな増になることは期待できないというふうに思います。したがって、今回の辰野町立小学校あり方検討委員会は、10 年後を見据えて発足したというふうに思いますけれど、一応さっきの吉澤議員の質問の中で集約せざるを得ないっていうふうに決まっているということですので、川島小学校統合後に残る 3 小学校について出生数や教育環境からも、いつまでに 1 校に集約したいという見解を明らかにする時期に来ていてると思いますが、教育長はどのように考えるかお伺いします。

○教育長

はい。今回のこのあり方検討委員会でございますけれど、進む少子化に対応して、令和 10 年度台、令和 10 年度台ですね以降のできるだけ早い時期の実現というふうに思っております。そして現在、第 6 回目まで検討委員会を実施してきております。以上ですが。

○小 澤（6 番）

先ほどの 10 年後ということで、10 年ということにお答えいただきましたが、10 年っていうことになりますと 5 年ぐらい先の話になります。最近、テレビなんか見でますと各自治体において、だいぶ統廃合が進んでおります。それで先ほど言いましたように、人口、また児童数が減っている中で、なるべく早く結論を出していかないと、だんだん財政的な問題等も出てくると思いますが、もう少し早く決定といいますか、方向を出すっていう気持ちはないか再度お伺いしたいと思います。

○教育長

はい。まだあり方検討委員会提言ができておりませんのでね、それを受けながら教育委員会協議をしてまいります。これを今度、教育委員会だけで決めるわけにはまいりませんので、町のあり方そのものもやっぱり考えていかなければいけない、そんなふうに思ってます。ですからやはり 10 年度台の早い時期という、先ほどと同じ答弁をさせていただきます。

○小 澤（6 番）

あり方検討委員会がある中での話だと思いますが、ぜひその中でも議論の 1 つとして検討いただければというように思います。次に小学校が 1 校に集約されると、辰野町においては小学校 1 校、中学校 1 校というような形になります。その場合、最近他の自治体を見ますと、小中一貫校とする自治体や義務教育学校にする自治体等があるわけですが、私は資料にあるように、小中学校両方の免許を持つ教員が配置されていることにより、授業の受け持ちを融通しやすすこと、また子どもがつまづきやすい単元に時間を割くなど指導も多彩になり、9 年間を通して継続的な学習が可能になると言われている義務教育学校が、辰野町には良いのではないかというふうに思いますけれど、小中一貫校とを比較する中で、教育長はどのように考えるかお伺いします。

○教育長

はい。先ほどの吉澤委員の質問にもありましたけれど、第 4 回目の協議において、このまま 3 校を維持していくっていうのは大変厳しく、何らかの形で集約しなければならないというこういう結論に達したというわけでございます。そのあと 5 回目、これは集約にあたって今、議員言われるような小中一貫校だとか、義務教育学校というのが全国であるわけですけど、これらの学習会を行いました。そして、前回の第 6 回目は委員の皆さんに小中一貫校どう考えるのか、義務教育学校をどう考えるのかについて、それぞれ自分の意見を言ったりお互い意見を聞き合ったりというそんなことをしたところでございます。小中一貫校取るのか義務教育学校を取るのか、あるいはまた別の学校を取るのかっていうのは、まさにここを今議論しているところでございますのでね、検討委員会では私、検討委員会で協議してますんで、私がこの方向でっていうのはまずいんだろうなとそんなふうに思います。以上です。

○小 澤 (6 番)

多分そのような検討委員会の回答次第というような答弁をいただくことになるのかなというような思いで質問しましたけれど、ほかの自治体等もたくさんいろいろの方向でやってるっていうのを見聞きしますので、ぜひ子どもたちにとって、また教育という中でどちらを取った方がいいかっていうのを、十分討議していただく中で決めていただければというふうに思いますので、それを要望させていただきます。

以上で若干といいますか時間が余りましたけれど、最終の質問者としての質問を、  
以上で終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

以上で、一般質問はすべて終了いたしました。よって、本日はこれにて散会とい  
たします。大変ご苦労さまでございました。

#### 9. 散会の時期

3月11日 午後3時51分 散会